

2025年度

自主規制レポート



目 次

2025年度自主規制レポート	1
トップメッセージ	4
自主規制担当副会長メッセージ	5
第1部 日本公認会計士協会と自主規制の取組の概要	7
1. 日本公認会計士協会	8
2. 自主規制の取組(業務の質的水準の維持・向上に向けた取組)	9
3. 自主規制の取組(指導・連絡・監督)	11
4. その他の自主規制に関する取組	14
第2部 自主規制の取組	16
I 品質管理レビュー制度	17
1. 品質管理レビュー制度の概要	17
2. 品質管理レビュー制度を運営する組織	32
3. 公認会計士・監査審査会との関係	34
4. 2025年度の品質管理レビューの運営状況	36
5. 2025年度の通常レビューにおける改善勧告事項	52
II 上場会社等監査人登録制度	59
1. 上場会社等監査人登録制度の概要	59
2. 上場会社等監査人登録制度の詳細	60
3. 上場会社等監査人登録制度を運営する組織	66
4. 2025年度の上場会社等監査人登録審査の運営状況	68
III 個別事案審査制度	71
1. 個別事案審査制度の概要	71
2. 個別事案審査制度を運営する各組織	78
3. 2025年度の個別事案審査の運営状況	81
第3部 自主規制のモニタリング	99
1. 自主規制のモニタリングの概要	100
2. 2025年度のモニタリングの状況	101
第4部 自主規制レポート資料編	104
1. 監査業界の概観	105
2. 自主規制の取組に関する資料	122

本冊子「2025年度自主規制レポート」は、当協会自主規制の概要及び各制度の詳細を取りまとめ、全体的な俯瞰や趨勢分析に焦点を当てて記載しています。

「品質管理レビュー制度」「上場会社等監査人登録制度」「個別事案審査制度」「自主規制のモニタリング」それぞれの年次報告を一体的に開示する形とし、併せて各制度の年次報告の要点をまとめた「サマリー版」をご用意することで、当協会の自主規制の枠組みや各制度の関連性を理解しやすくする構成としています。

なお、本書「第2部 I 品質管理レビュー制度」に係る補足資料として、品質管理レビュー制度に関連する情報や品質管理レビューの実施状況・実施結果の推移等の数値情報を取りまとめた「2025年度品質管理レビュー資料集」を作成していますので、併せてご活用ください。

また、品質管理レビューにおいて、改善勧告事項の具体的な事例について取りまとめた公表物として「2025年度品質管理レビュー事例解説集(Ⅰ部・Ⅱ部)」を発行しています。Ⅰ部は改善勧告事項の中で基本的かつ重要な項目を取り上げて、取りまとめています。また、Ⅱ部では監査品質の向上のための実務に資するよう改善勧告事項を項目別に多くの領域で取り上げています。

これらの冊子等については、以下の当協会のウェブサイトにてデータ掲載していますので、ご参照ください。

【自主規制レポート】

URL : <https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/self-regulation-report/>



【関連規程等の略称について】

本冊子において、略称を用いて参照している規程等は次の表のとおりです。

金融商品取引法	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)
公認会計士法	公認会計士法(昭和23年法律第103号)
公認会計士法施行規則	公認会計士法施行規則(平成19年内閣府令第81号)
会則	日本公認会計士協会会則

トップメッセージ



AIやデジタル技術の進展、国際秩序の変化、持続可能な社会への流れを受け、私たちは現在大きな時代の転換点に立っています。こうした変化に伴い、市場から期待される公認会計士の役割も多様化し、当協会としても自主規制団体としてその変化に柔軟に即応する必要があります。

特に、監査は公認会計士業務の根幹であり、資本市場の信頼性確保に不可欠です。監査が企業価値や社会の信頼確保に貢献し続けられるよう、当協会は制度改革と業務効率化に向けた環境づくりを進めています。また、上場会社の監査の担い手として中小監査事務所の役割は重要性を増しており、中小監査事務所のIT・AI活用や情報開示を支援し、経営基盤の強化と品質向上をリードしていきます。

監査の担い手である会計監査人の指導・監督を担う当協会がこれまで自主規制の取組として運用してきた「上場会社監査事務所登録制度」が、上場会社の監査を行う監査人に対するより高い規律付けを目的とした法令上の登録制度「上場会社等監査人登録制度」に改められてから、早3年が経過しました。2026年3月末時点で130監査事務所が上場会社等監査人名簿への登録を受けており、新制度への移行期から新たな段階へと前進しています。今後も登録上場会社等監査人に対し、登録申請に当たり整備した体制の運用状況や監査業務における品質管理状況の確認等を着実に遂行し、上場会社の監査品質の一層の向上を図ってまいります。

当協会は、自主規制の取組として、上場会社等監査人登録制度に加え、品質管理レビュー制度、個別事案審査制度を運用しており、監査事務所に対する指導・監督機能を発揮しております。また、独立した組織によるこれらの取組のモニタリングを通じて、公認会計士業務の社会的信頼の確保に貢献しています。引き続き各制度を安定的に運用していくことにより、資本市場からの期待に応え、未来に信頼のバトンをつなげていけるよう尽力していく所存です。

2026年6月

日本公認会計士協会
会長 南 成人

自主規制担当副会長メッセージ



【自主規制の概要】

当協会は、公認会計士の自主規制団体として公認会計士業務の質的水準の維持・向上に向けた様々な施策を実施しており、自主規制の取組は、職業規範の整備から研修の提供、監査事務所の品質管理体制の維持向上のための指導、監査意見の妥当性といった会員が行った業務に対する調査や必要に応じた懲戒等、多岐にわたります。

当協会が行っている自主規制の取組の中でも、直接的な指導・監督を担っている制度として、とりわけ、「品質管理レビュー制度」、「上場会社等監査人登録制度」及び「個別事案審査制度」、そして、これらの制度の運営状況のモニタリング(自主規制モニター会議)を通じ、監査の信頼性向上や、会員による自己規律の徹底、監査制度及び監査環境のより一層の整備・充実を図っており、今後も継続的に指導・監督機能の発揮に向けた取組を進めます。

【当年度の活動】

○品質管理レビュー制度及び上場会社等監査人登録制度における対応

監査法人等が行う監査の品質管理システムの整備及び運用の状況を確認する「品質管理レビュー制度」では、上場会社等の監査を行う監査事務所に重点的にリソースを配し、より高い規律付けとしての「上場会社等監査人登録制度」導入後、「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」等を策定し、上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための体制の整備状況や運用状況の確認に注力しました。

その結果、2025年度の通常レビューのレビュー報告書交付監査事務所数47事務所(前年度56事務所)に対する「監査事務所の品質管理システム」に関する改善勧告事項数(1事務所平均)は、2024年度の約2件から、2025年度の約3件へ増加しました。

また、2026年3月末時点での上場会社等監査人名簿の登録は、新規申請事務所を含め130事務所となりました。

○個別事案審査制度における対応

公認会計士業務等に係る個別の問題や懸念事案が発生した場合に、調査及び審議を担い、必要に応じて懲戒処分の審査を担う「個別事案審査制度」においては、指導・監督・懲戒処分等の有効性・適時性の確保に向け、懲戒処分の周知、公示及び公表制度の見直しや、調査の迅速化に向けた取組を行っています。

○その他

最近の新規上場会社等の会計不正事例の発生を真摯に受け止め、社会からの監査に対する信頼性を維持・向上させるため、自主規制機関として、上場会社等の監査の信頼性向上に向けた施策に取

り組むべく、会員向けに留意事項を取りまとめて公表し、品質管理レビュー（通常レビュー）等を通じ、各事務所の取組状況を確認していきます。また、登録上場会社等監査人に対するモニタリングを強化するなどの対応を図っていきます。

【2025年度自主規制レポートの公表について】

当協会が行っている自主規制（「品質管理レビュー制度」、「上場会社等監査人登録制度」、「個別事案審査制度」及び「自主規制モニター会議」）の活動状況や各制度における取組を包括的にご理解いただけるよう、年次で報告書を取りまとめ「自主規制レポート」として公表しています。また、各制度の年次報告の要点等をまとめた「サマリー版」もご用意しています。

監査役等の皆様が、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断する際や新規契約締結時等、会計監査人とのコミュニケーションを行うに際して、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況の概要を把握する際には「第2部Ⅰ品質管理レビュー制度」が、また、上場会社等監査人について、その高い規律付けについてどのような要件が求められているのか等については「第2部Ⅱ上場会社等監査人登録制度」が、当協会が行う懲戒処分等については「第2部Ⅲ個別事案審査制度」が、それぞれ参考となります。第2部では、各制度の中で把握されている傾向なども併せて掲載しており、全体傾向を踏まえた状況をご確認いただけます。是非ご一読いただき、有効活用してください。

また、資本市場関係者の皆様が、上場会社等の監査事務所の体制整備の状況等について、監査事務所に求められている高い規律付けの内容を理解いただくためにも、上場会社等監査人名簿における各事務所に関する開示事項と合わせ、自主規制レポートは参考となるものになります。

本冊子及び併せて公表している資料一式が、皆様のご理解の一助となれば幸いです。

2026年6月

日本公認会計士協会
副会長 小倉 加奈子

第 1 部

日本公認会計士協会と自主規制の取組の概要

1 日本公認会計士協会

日本公認会計士協会は、公認会計士の使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、監査業務その他の公認会計士業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士等の登録に関する事務を行うことを目的としています。また、日本における唯一の公認会計士の団体であり、公認会計士法により設立されています。

会員は、公認会計士及び外国公認会計士、監査法人で構成されており、公認会計士及び監査法人は全て当協会に加入しています。また、準会員は、公認会計士試験合格者等で構成されています。

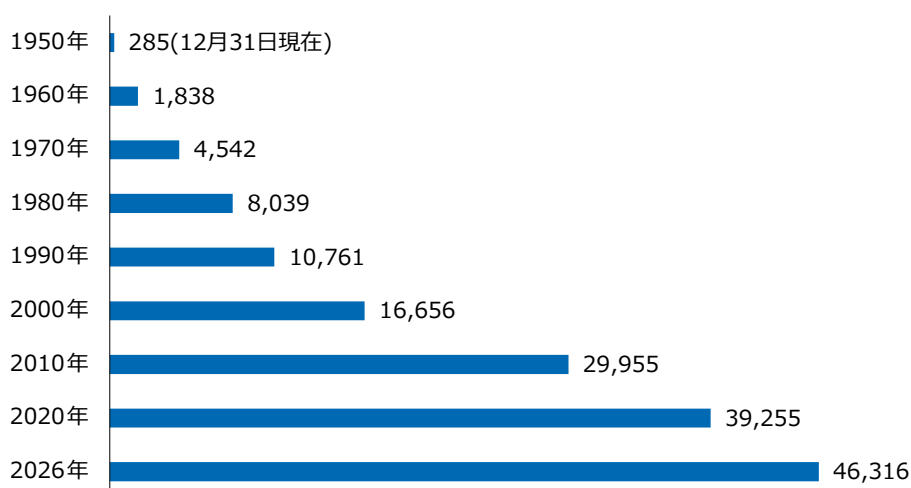
【日本公認会計士協会の役割】

- 公認会計士及び監査法人の品位を保持
- 公認会計士及び監査法人の指導、連絡及び監督
- 公認会計士の登録に関する事務
- 上場会社等監査人の登録に関する事務

2026年3月31日現在の会員数は、公認会計士及び外国公認会計士37,716名、監査法人300事務所であり、準会員数は会計士補・公認会計士試験合格者等8,300名で、準会員を含む会員数は46,316名です。

【会員数の推移(各年3月31日現在)】

(単位:人)

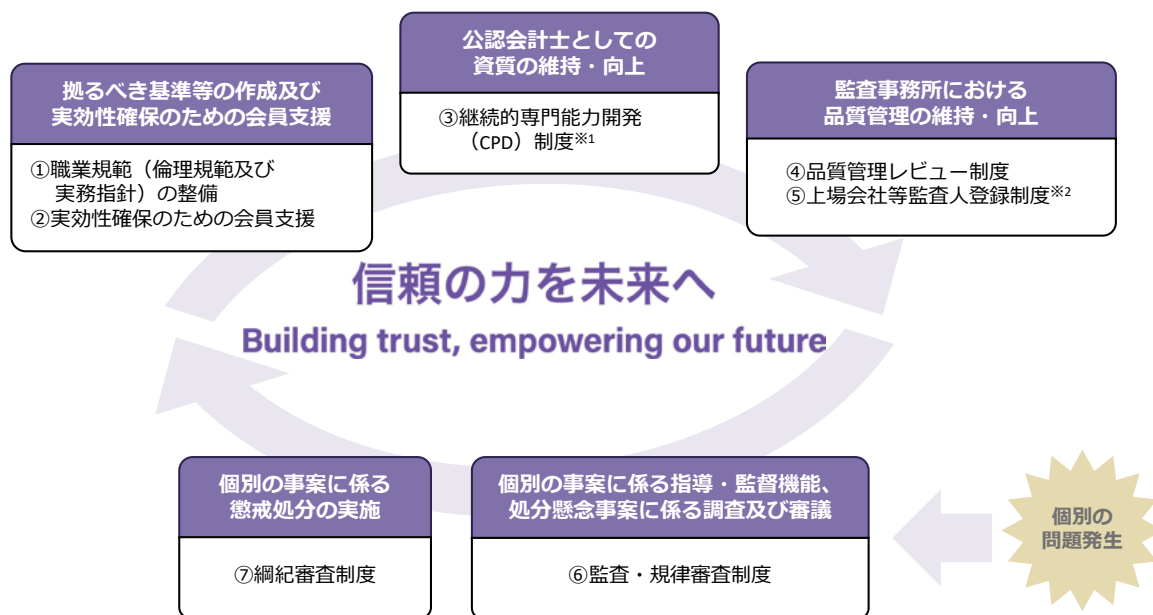


2

自主規制の取組(業務の質的水準の維持・向上に向けた取組)

日本公認会計士協会は、自主規制団体として、公認会計士業務の質的水準の維持・向上を図り、もって公認会計士業務に対する社会的信頼を確保するため、次の図のとおり、様々な取組を行っています。

【日本公認会計士協会の自主規制の取組】



※1 公認会計士は、公認会計士法第28条により研修を受けることが法定義務化されている。

※2 上場会社等監査人の登録は、公認会計士法第34条の34の2により法定義務化されている。

当協会では公認会計士の品位保持・能力向上に取り組んでいます(図①～③)。また、監査事務所における品質管理の維持・向上を目的とした品質管理レビュー制度(図④)及び上場会社等監査人登録制度(図⑤)を運用することで、公認会計士の中核業務である監査業務の信頼性向上を図っています。

一方、個別の問題が発生した際には監査・規律審査制度(図⑥)において会員の監査実施状況や監査意見の妥当性並びに倫理に関わる事項について調査及び審査しています。この結果、必要と認められた場合には綱紀審査制度(図⑦)において会員の綱紀を保持粛正するため懲戒処分を行っています。

各制度の中で取り扱った事案について、必要に応じケーススタディとして生かしていくことで、全体として公認会計士業務の質の維持・向上につなげています。

【コラム】公認会計士の品位保持・能力向上のための自主規制

自主規制の取組を進める前提として、公認会計士一人一人が高い職業倫理を持ち、職業的専門家としての資質の維持・向上や環境変化に適應できる状態にあることが求められます。当協会は公認会計士の品位保持・能力向上のための取組を行っています。

① 職業規範の整備

会員が、公認会計士として、その社会的役割を自覚し、自らを律し、かつ、社会の期待に応え得るよう、その職責を果たすために遵守する職業倫理に関する規範や、公認会計士業務を実施するに当たって遵守すべき実務指針やその他実務の参考に資する資料等の整備を行っています。これらの活動を行うために各種委員会を設置して対応を図っています。

② 実効性確保のための会員支援

中小監査事務所連絡協議会や公会計協議会といった属性別の各種協議会を設け、業務に関連する資料や情報を提供する等の支援を行っています。

③ 継続的専門能力開発(Continuing Professional Development=CPD)制度

公認会計士には研修の履修が義務付けられています。研修の義務は、元々当協会の自主規制で導入されていますが、現在は、法令によっても規定されています。

専門家にふさわしい能力と資質の維持・向上を図り、さらに、それぞれの会員が将来の活動領域を見据えた上で、継続して自主的、かつ、能動的に能力開発を行うためのサポートを行っています。

※上記の記載内容の詳細は、当協会ウェブサイトをご確認ください。

URL : <https://jicpa.or.jp/>

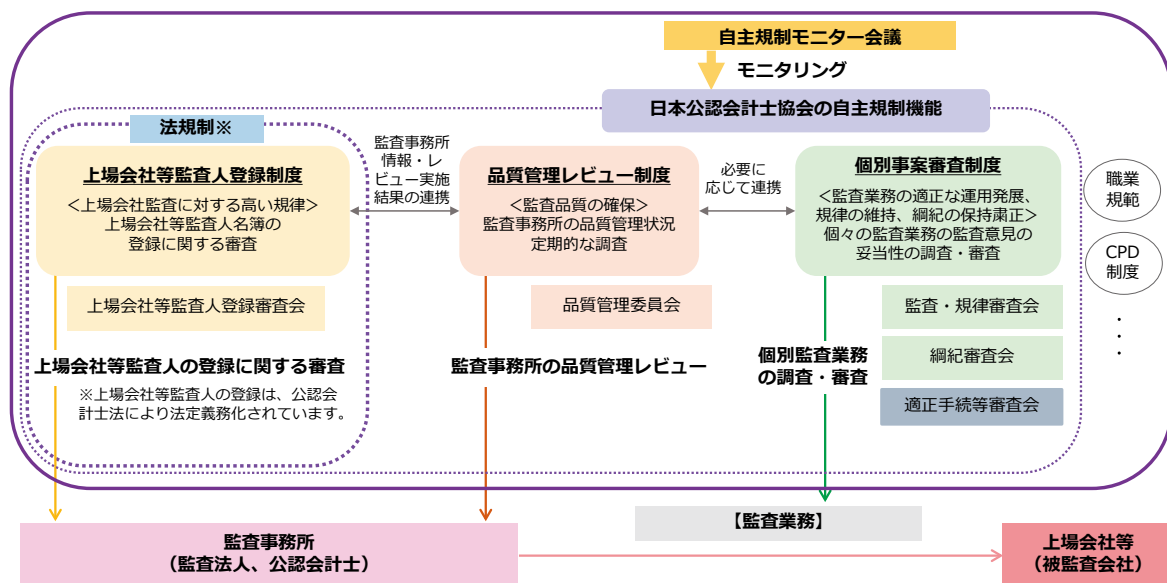
3

自主規制の取組(指導・連絡・監督)

当協会は、「品質管理レビュー制度」、「上場会社等監査人登録制度」、「個別事案審査制度(監査・規律審査制度及び綱紀審査制度の総称をいう。以下同じ。)」の3制度の運用を通じて会員への直接的な指導・監督の機能を発揮しています。

また、これらの取組の透明性向上を図り、実効性を担保するため、その運用状況等について、独立した組織である自主規制モニター会議によるモニタリングを受ける体制を整備しています。

【監査業務に係る自主規制の全体像】



品質管理レビュー制度

「品質管理レビュー制度」は、監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、監査業務に対する社会的信頼を確保することを目的とし、監査事務所における監査の品質管理システムの整備及び運用の状況について確認する制度です。

詳細については「第2部Ⅰ 品質管理レビュー制度」(P.17)をご参照ください。

上場会社等監査人登録制度

上場会社等の財務書類の監査証明業務を行う監査事務所に対して、当該監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制整備を求め、その整備の状況を調査し、上場会社等監査人名簿への登録／登録抹消を行う制度です。

詳細については「第2部Ⅱ 上場会社等監査人登録制度」(P.59)をご参照ください。

個別事案審査制度

公認会計士業務等に係る個別の問題や懸念事案が発生した場合に、当該問題等に対する調査、審査を行う「監査・規律審査制度」及び必要に応じてその処分内容を決定する「綱紀審査制度」によって構成しています。

詳細については「第2部Ⅲ個別事案審査制度」(P.71)をご参照ください。

自主規制のモニタリング

自主規制活動の客観性及び公正性を確保し、公認会計士制度に対する社会の信頼確保に資するため、外部有識者を中心とするモニタリング機関(自主規制モニター会議)を置き、当協会の自主規制活動について、資本市場や社会的影響といった大局的な視野からモニタリングを受ける仕組みを設けています。

詳細については「第3部自主規制のモニタリング」(P.99)をご参照ください。

当協会は、自主規制機能の基盤強化の観点から、上記各制度の効果的な連携の推進や、当協会自主規制としてのモニタリング機能の拡充を推進しています。

■ 品質管理レビュー制度と上場会社等監査人登録制度の関係

当協会は、上場会社等の監査を行う監査事務所が、当該監査を公正かつ的確に遂行するための体制を備えているかを確認することを目的として、「適格性の確認」を行っています。全ての監査事務所は、品質を適切に確保した上で監査業務を実施するための前提として、人的体制を含む業務管理体制を整備しなければなりません。上場会社等の監査を行う監査事務所は、当該監査業務を公正かつ的確に遂行するために、“より高い規律付け”を果たした業務管理体制の整備が求められます。適格性の確認は、品質管理レビュー制度が前提となっており、品質管理レビューを通じて得られる情報を踏まえ、登録の審査が行われます。また、上場会社等監査人名簿に登録された後も、当協会は、品質管理レビューを通じて、各監査事務所の取組状況を継続的に確認しています。このように、品質管理レビュー制度と上場会社等監査人登録制度の両輪の機能によって、当協会は、上場会社等の監査を行う監査事務所の監査品質の維持・向上に貢献しています。

■ 品質管理レビュー制度と個別事案審査制度の連携

自主規制の機能を有機的に果たすため、ともに監査業務の品質向上に努める各々の制度上の調査や審査を通じて、双方の所掌に属する重大な事項を発見した場合に、必要に応じて、適時に情報連携を行い、双方が適切な対応を実施することとしています。

■ モニタリング機能

当協会は、法定の監査業務等を実施している会員からその実施状況について、監査概要書の写しや監査実施報告書の提出を受ける形で定期的に報告を受けています。また、必要と認めた

場合には適宜会員から業務の状況について報告を受けています。これらを含め、収集している会員に関する情報の横断的・俯瞰的な利活用のため一元的な集約・分析を図っています。

■ 監査・倫理ホットライン

監査・倫理ホットラインを開設し、会員及び一般の方から公認会計士及び監査法人の行う業務に係る情報を受け付けています。

提供いただいた情報は、公認会計士業務の改善進歩を図るために必要と判断した範囲内において、会員の指導・監督などに活用しています。

なお、直近3年間の主な情報提供内容区分については、「第4部 自主規制レポート資料編」をご参照ください。

【監査・倫理ホットライン】

URL : <https://jicpa.or.jp/inquiry/hotline.html>

4 その他の自主規制に関する取組

2025年の新規上場会社等における会計不祥事の発覚を受け、当協会は、2025年8月8日付でプレスリリースを行い、当該会計不祥事は資本市場の信頼性の観点から誠に遺憾な事態であることを表明するとともに、当該企業の監査に関与した会員に対して監査実施状況の調査を開始したことを会則第66条に基づき公表しています。

当該会計不祥事の発覚は、日本取引所グループにおける上場審査機能の質的向上の取組や、日本証券業協会における引受ガイドラインの策定など、各IPO関係者が連携して対応を図る契機となっております。

当協会では、2026年1月26日に、当該会員の監査実施状況に対する監査・規律審査会の調査及び審査が修了し、今後、綱紀審査会において審査を行うこととした旨をプレスリリースするとともに、「登録上場会社等監査人による監査の信頼性向上に向けた取組」を公表し、社会からの監査に対する信頼性を維持・向上させるため、自主規制機関として、上場会社等の監査の信頼性向上に向けた施策に取り組むことを示しています。

取組の一環として、同日、会員向けの監査上の留意事項である「新規上場会社等の会計不正事例を踏まえた監査上の対応について(通知)」を公表し、会員に対して、監査業務の全過程を通じて職業的懐疑心を保持し、適切な監査を実施するよう要請するとともに、後日、会員向けの研修を実施しています。

また、上場会社等監査人が業務を公正かつ的確に遂行するための体制として、より一層の監査品質向上の観点から、自主規制として、人的体制に関する要件の上げを検討・提案するプロジェクトチームを設置しています。

さらに、取引所等からのヒアリングに対応するための監査契約書上における対応を周知するため、法規・制度委員会研究報告第1号「監査及びレビュー等の契約書の作成例」の改正と併せて、「新規上場時における取引所等からのヒアリングに係る秘密保持義務の取扱いについて」を公表しています。

このほか、日本取引所グループ(東京証券取引所、日本取引所自主規制法人)が主催するIPO連携会議(2025年10月以降当協会がオブザーバー参加)での、新規上場会社等における会計不祥事に係る再発防止策の検討に参画し、2026年3月27日に日本取引所グループ(東京証券取引所、日本取引所自主規制法人)、日本公認会計士協会、日本証券業協会の3団体の連名で「新規上場時の会計不正事例を踏まえたIPO関係者の対応について」を公表しています。

このように、当協会は、新規上場会社等の会計不祥事を真摯に受け止め、社会からの監査に対する信頼性を維持・向上させるため、公認会計士の自主規制団体として、自主規制機能を発揮すべく、積極的な対応を行いました。当協会では、自主規制による指導・監督及び中小監査法人支援の両輪を通じて、中小監査法人の監査品質の更なる向上に向けた対応を今後も積極的に対応していくこととしています。

【コラム】有識者とのコミュニケーション及び関係機関との連携

当協会は公認会計士で組織する唯一の自主規制機関として、公認会計士の職業倫理の保持、公認会計士の資質の維持・向上、業務の品質維持などに係る様々な活動を行うことで円滑な経済活動を支えています。当協会の活動については監査・保証基準委員会有識者懇談会、倫理委員会有識者懇談会等、自主規制のみならず多くの活動に外部の有識者からのご意見をいただいています。

また、資本市場を取り巻く関係機関(金融庁や公認会計士・監査審査会、日本監査役協会、証券取引所等)を含め、公認会計士に密接なかかわりを持つ多くの関係機関・団体があり、自主規制部門のみならず、当協会各部門で各種の意見交換を図っております。こうしたステークホルダーとの適宜のコミュニケーションを通じて、当協会の取組の実効性を高め、活動に対する理解を深めています。

第 2 部

自主規制の取組

I 品質管理レビュー制度

～監査役等・社外役員・投資家の皆様へ～

- ・ 監査役等の皆様におかれましては、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断する際や新規契約締結時において、会計監査人たる監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況の概要を把握する必要があることから、本冊子「1.品質管理レビュー制度の概要」をご一読いただくことで、会計監査人から伝達される品質管理レビューの結果等をより正しく理解できると考えます。また、本冊子「4.(3)通常レビューの実施結果」に掲載しております通常レビュー報告書交付監査事務所(規模別の内訳)や「5.2025年度の通常レビューにおける改善勧告事項」を参照いただけますと、2025年度の全体傾向を踏まえた会計監査人の状況をご確認いただけます。
- ・ 監査役等・社外役員・投資家の皆様におかれましては、当協会の自主規制の各制度をご理解いただく端緒として、本冊子に取りまとめている各制度概要・2025年度の運営状況を要約した自主規制レポートページ掲載の「サマリー」をご活用いただけますと幸いです。

1 品質管理レビュー制度の概要

(1)品質管理レビュー制度の概要・目的

当協会は、自主規制の取組の一環として、監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的とした品質管理レビューを1999年度から実施しています。

当協会に設置した品質管理委員会は、公認会計士法第46条の9の2の趣旨を踏まえ、会則第77条に基づき、品質管理レビューを実施することにより、公認会計士又は監査法人(以下「監査事務所」という。)が行うリスク評価プロセスを含む監査の品質管理システム(以下「品質管理システム」という。)の整備及び運用の状況を確認し、その結果を監査事務所に通知するとともに、必要に応じて改善を勧告し適切な措置を決定します。

なお、品質管理レビューは、指導及び監督(監督上の措置を含む。)の性格を有するものであり、摘発・懲戒を行うことや監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではありません。

また、2022年5月の公認会計士法改正により、当協会は、2023年4月から上場会社等監査人登録制度を運営しています(上場会社等監査人登録制度の詳細は「第2部Ⅱ 上場会社等監査人登録制度」を参照。)。当該制度において、登録申請者及び登録上場会社等監査人に対して上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための体制を備えているかを確認することを目的として、「適格性の確認」を行っています。

全ての監査事務所は、人的体制を含む業務管理体制を整備しなければなりませんが、上場会社等の監査を行う監査事務所は、当該監査業務を公正かつ的確に遂行するために、より高い規律付けを果たした業務管理体制が求められます。

なお、適格性の確認は、品質管理レビュー制度が前提となっており、レビューを通じて得られる情報を踏まえ、登録の審査が行われます。また、上場会社等監査人名簿に登録された後も、当協会は、品質管理レビューを通じて、各監査事務所の取組状況を継続的に確認しています。

品質管理レビュー制度及び上場会社等監査人登録制度の沿革については、巻末資料をご参照ください。

【適格性の確認のために行う品質管理レビュー】

対象者	実施タイミング	実施されるレビュー	目的・確認内容
登録申請者	登録申請時	登録の審査のためのレビュー	登録上場会社等監査人としての適格性(品質管理体制の整備状況等)を確認
登録上場会社等監査人 (通常レビュー対象監査業務あり)	通常レビュー実施時	通常レビュー	通常レビュー実施時に、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制その他の業務管理体制として、法令等に定めのある事項を遵守しているかどうか併せて確認
登録上場会社等監査人 (通常レビュー対象監査業務なし)	上場会社等監査人登録審査会が必要と認めたとき	登録の審査のためのレビュー	登録上場会社等監査人としての適格性(品質管理体制の整備状況等)を確認

(参考)

国際会計士連盟(IFAC)理事会は、「加盟団体が遵守すべき義務に関するステートメント」(以下「SMO」という。)1-7を制定しており、加盟団体は、SMOに定められる要求事項を履行するための行動を明示し、実行する義務を有しています。SMO1「品質保証」には、監査等の保証業務等を行う事務所に対する品質保証レビュー・システムに関する加盟団体への要求事項が定められています。

当協会は、国際会計士連盟に加盟しており、我が国における品質管理レビューにおいても、SMO1を遵守して実施しています。

(2) 監査事務所の品質管理システム

監査事務所は、以下の事項に関する品質管理システムを、適切に整備し運用する必要があるため、品質管理レビューでは、品質管理レビュー基準及び手続に基づき、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用状況を確認しています。

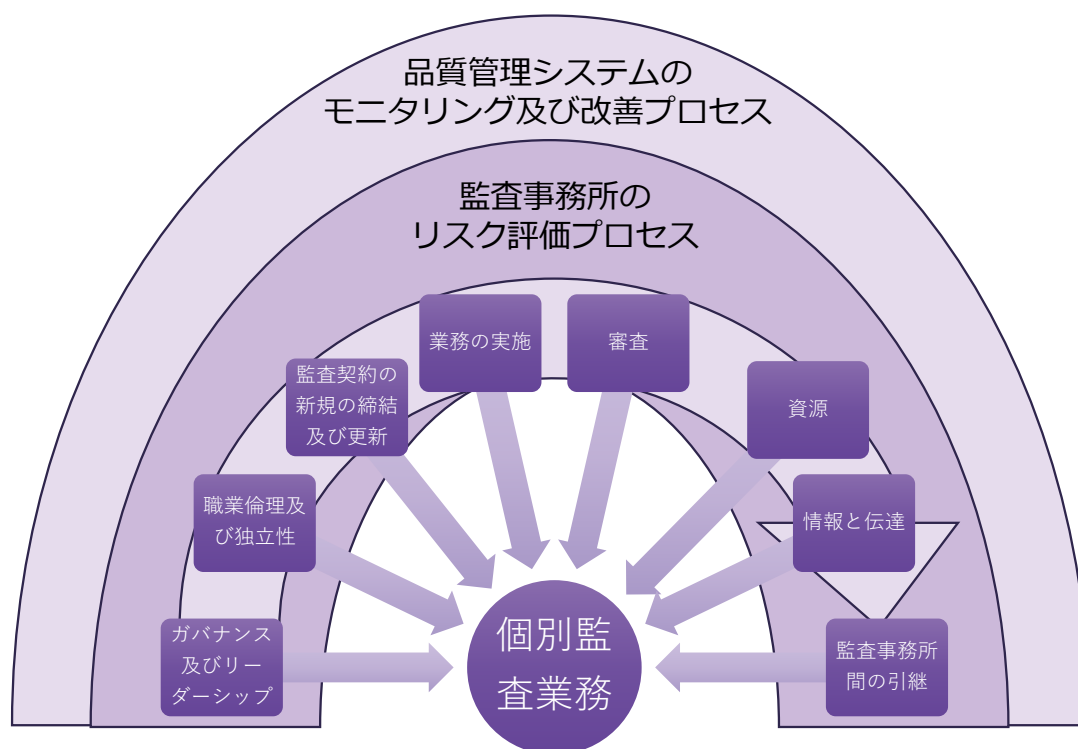
- ・ 監査事務所と監査事務所に所属する社員等及び専門職員全体(以下併せて「専門要員」という。)が職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。
- ・ 監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

なお、品質管理システムは、継続的かつ反復的に運用され、監査事務所の性質及び状況並びに監査事務所が実施する業務の内容及び状況の変化に対応して運用されるべきものです。

【監査事務所の品質管理システムの構成要素】

品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」は、品質管理システムの各構成要素を相互に連携させ、監査事務所が主体的に業務の品質を管理できるよう、各構成要素の整備及び運用を行う際に、リスク・アプローチを適用することを要求しています。

(注)品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び同第2号「監査業務に係る審査」の2024年9月26日改正時点の内容に基づいている。



監査事務所のリスク評価プロセス (品質管理システムの一部として、監査事務所により設定されたプロセス)	品質管理にリスク・アプローチを適用する際に、監査事務所が従わなければならないプロセスである。品質目標の設定、品質リスクの識別と評価、及び品質リスクへの対応の整備と運用で構成される。
ガバナンス及びリーダーシップ (品質管理システムの運用の基礎)	監査事務所の組織風土、最高責任者等の品質に関する責任、組織構造、責任及び権限の分担、資源配分を取り扱っている。
職業倫理及び独立性 (業務の実施の基礎となる特定の項目)	監査事務所及びその専門要員が遵守すべき職業倫理に関する品質目標と特定の対応を取り扱っている。
監査契約の新規の締結及び更新 (業務の実施の基礎となる特定の項目)	契約の新規の締結及び更新における監査事務所の判断に関する品質目標と特定の対応を取り扱っている。
業務の実施 (業務の実施の基礎となる特定の項目)	指揮と監督及び監査調書の査閲、職業的専門家としての判断及び懐疑心の発揮、専門的な見解の問合せ、並びに判断の相違を含む、高品質な監査の実施を支援するための品質目標と特定の対応を取り扱っている。
資源 (他の構成要素の運用を可能にする)	品質管理システムの運用を可能にする人的資源、テクノロジー資源、知的資源及びサービス・プロバイダーの取得、開発、利用、維持、配分及び配分のための品質目標を取り扱っている。
情報と伝達 (他の構成要素の運用を可能にする)	品質管理システムに関する情報の入手、生成又は使用、及び監査事務所内外への適時な情報発信に関する品質目標と特定の対応を取り扱っている。
モニタリング及び改善プロセス (品質管理システムの一部として、監査事務所により設定されたプロセス)	- 品質管理システムの整備及び運用に関して信頼性の高い情報を適時に提供するためのプロセスである。 - 不備を適時に改善するよう、不備に対応する適切な措置を講じるプロセスである。
監査事務所間の引継 (業務の実施の基礎となる特定の項目)	後任の監査事務所に対する監査上の重要事項の伝達と前任の監査事務所に対しての監査上の重要事項についての問合せに関する品質目標を取り扱っている。
審査 (業務の実施の基礎となる特定の項目)	審査担当者の十分な審査時間を含む、適性・能力と当該監査業務に対する独立性及び客観性の確保、並びに適切な時点における深度ある審査の実施及び文書化に関する特定の対応を取り扱っている。

(注)品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び同第2号「監査業務に係る審査」を踏まえ、当協会が作成。

(3)品質管理レビューの種類

品質管理レビューは、通常レビュー、特別レビュー及び登録の審査のためのレビューの三つから構成されます。

【品質管理レビューの種類】

	通常レビュー (注1・2)	特別レビュー (注2)	登録の審査のためのレビュー
目的	監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況、並びに監査業務の品質管理の確認	監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理システムの整備及び運用の状況の確認	監査事務所の品質管理システムの整備の状況及び上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制その他の業務管理体制の整備状況の確認
実施頻度・内容	原則として3年に一度の頻度で実施。なお、品質管理委員会の判断に基づき、実施頻度を短縮し、又は伸長して実施する場合もあるが、少なくとも5年に一度の頻度で実施する。	監査事務所の合併や監査人の交代など品質管理委員会が必要と認める場合に、下記の事項などについて適時に確認するために実施。 ・ 監査事務所の品質管理体制 ・ 監査実施状況 ・ 特定のテーマ	登録申請時及びその他必要と認めたときには、上場会社等監査人登録審査会から品質管理委員会に対する要請に基づき実施。
対象	通常レビュー対象監査事務所	監査契約を締結している全ての監査事務所	・ 登録申請者 ・ 通常レビュー対象監査業務がない登録上場会社等監査人
手法	往査	往査、聴取又は書面	往査

(注)1.通常レビュー対象監査業務がある登録上場会社等監査人に対しては、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制その他の業務管理体制として、法令等に定めのある事項を遵守しているかどうか併せて確認することで、適格性の確認を実施する。

2.信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の監査業務以外に公認会計士法上の大会社等の監査業務がない監査事務所については、倫理規則の改正等を踏まえ、2025年度から通常レビュー対象監査事務所から除くこととし、通常レビューを実施しないこととなったが、新たにモニタリングを実施(監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況を確認するために報告を求める)できるようにし、必要と認めた場合には、特別レビューを実施することとした。

URL : https://jicpa.or.jp/specialized_field/20250523ahb.html

(4)品質管理レビューの対象監査事務所

品質管理委員会は、オフサイト・モニタリング等を通じて監査事務所の最近の概況に関する情報を収集しており、それを基に、通常レビュー及び特別レビューを実施する監査事務所を決定し、レビュー年次計画を策定しています。このレビュー年次計画は、継続的な情報収集を通じて適宜修正しています。

2026年3月31日現在の通常レビュー対象監査事務所数は以下のとおりです。

【2026年3月31日現在の通常レビュー対象監査事務所数】

(単位：事務所)

	監査法人	公認会計士 ^(注1)	合計
通常レビュー対象監査事務所	147	26	173
登録上場会社等監査人 ^(注2)	131	0	131

(注)1.複数の公認会計士が共同で監査業務等を実施する公認会計士共同事務所(以下「共同事務所」という。)については、共同事務所単位で品質管理レビューを実施しており、当該単位で公認会計士事務所数に含めている。

2.上場会社等監査人登録審査会において「登録の拒否が決定された事務所のうち、上場会社の監査を実施している事務所」については、登録上場会社等監査人に含めている。

(5)品質管理レビューの実施方法

品質管理レビュー基準及び手続に従って、効果的かつ効率的な品質管理レビューの実施のため、様式^(注)を定め、品質管理レビューを実施しています。

(注)当協会ウェブサイト(会員専用ページ)「品質管理レビューツール等」にて公表している。

URL:https://jicpa.or.jp/n_member/download/review/

なお、品質管理レビューの実効性の向上に向け、前年度の品質管理レビューの実績、品質管理レビュー基本方針(2023年度～2025年度)に掲げた事項への対応、公認会計士・監査審査会による検査での指摘等を踏まえ、2025年度は、品質管理レビュー報告書の記載項目の順序の見直し、監査調書の改ざん防止策に関する対象期間拡大、監査調書の写しの入手対象監査事務所の拡大、「重要な不備事項のある実施結果」となる要件の明瞭化といった観点で品質管理レビュー手続等の改正を行いました。

また、適格性の確認のために行う品質管理レビューに当たり、上場会社等の監査を行う監査事務所の体制が、公認会計士法等に基づき公正かつ的確に監査証明業務を遂行できるかを確認するため、「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」(以下「適格性の確認ガイドライン」という。)を策定し公表しています。適格性の確認ガイドラインは、品質管理レビューにおける着眼点と判断基準を示すとともに、監査事務所のセルフアセスメントや自主的な改善にも資するもので、2025年度は、前年度の品質管理レビューの実績等を踏まえ、報酬依存度の

セーフガードとして、監査意見表明前のレビューを行う者の適格性を検討する際の判断基準を追加するとともに、監査ファイルの最終整理期間の改ざん防止策についても着眼点を追加し、さらに判断基準を新設する改正を行いました^(注)。

(注)当協会ウェブサイト「専門情報一覧(掲載日：2025年6月20日)」を参照。

URL:https://jicpa.or.jp/specialized_field/20250620cgj.html

① 通常レビュー

通常レビューにおいては、監査事務所全体の品質管理の状況を確認するため、主として以下の方法によって品質管理レビューを実施します。

また、下図のとおり「監査事務所の品質管理システム」と「監査業務の品質管理」は相互に影響し合っています。

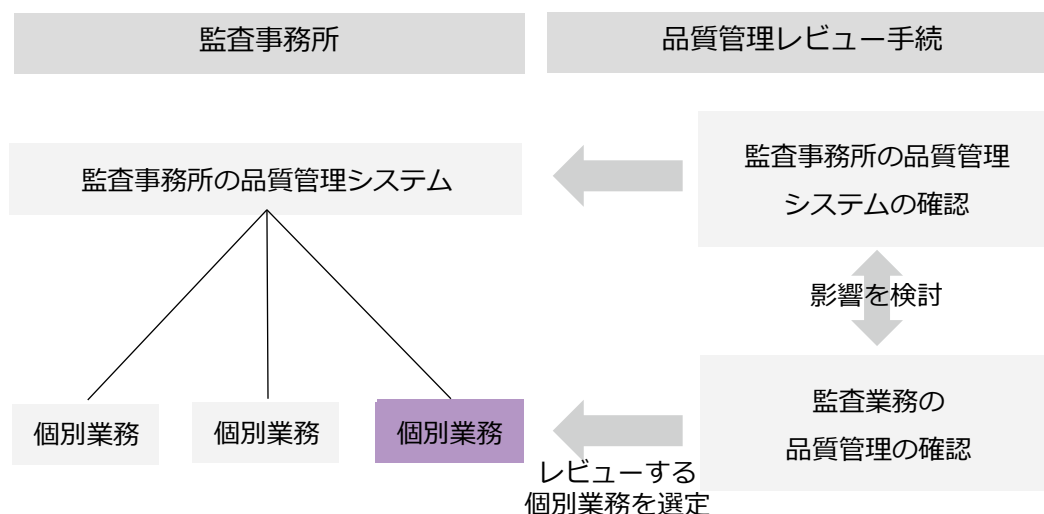
ア. 監査事務所の品質管理システムの確認

監査事務所の品質管理システムが適切に整備され、また有効に運用されているかどうかを確認します。

イ. 監査業務の品質管理の確認

監査事務所の品質管理システムが個別業務において適切に運用されているかどうかを確認します。

【通常レビューにおいて確認する対象とその関係】



なお、レビュー対象として選定する個別業務については、監査事務所の状況と監査業務のリスクの程度・業務内容等を考慮して、監査事務所全体の品質管理の状況を確認できるように選定します。

また、個別業務において特に重要な改善勧告事項や多数の改善勧告事項が識別された場合には、監査事務所の品質管理システムへの影響について検討します。

② 特別レビュー

レビュー年次計画の策定において、特別レビューの対象となる監査事務所を選定するとともに、

年度の途中であっても特別レビューを早急に実施する必要があると認められた場合は、対象となる監査事務所を選定します。

選定した監査事務所については、特別レビューの目的に従って、対象となる特定の分野や特定の監査業務等を考慮してレビューの対象範囲を決定した上で特別レビューを実施します。

③ 登録の審査のためのレビュー

登録申請者及び通常レビューの対象となる監査業務がない登録上場会社等監査人に対して適格性の確認を行う目的から、監査事務所の品質管理システムの整備状況を中心に確認します。なお、監査事務所の整備状況の評価に当たっては、監査事務所の運営の状況や監査業務への適用の状況などの実態も十分に考慮します。

(6)品質管理レビューにおけるレビュー手続の流れ

品質管理レビューにおけるレビュー手続の基本的な流れは、以下のとおりです。

【品質管理レビューにおけるレビュー手続の流れと運営組織】

レビューにおける手続		レビュー チーム	品質管理 審査部会	品質管理 委員会
①レビュー年次計画	品質管理レビューの対象とする監査事務所を決定するためのレビュー年次計画を策定します。	●		
②審議・承認	レビュー年次計画の内容を品質管理委員会が審議・承認します。			●
③レビューの計画	レビューにおけるリスクを勘案し、重要度の高い項目に焦点を当てて、監査事務所及び監査業務における品質管理のレビュー計画を策定します。必要に応じて、品質管理審査部会に事前相談します。	●	●	
④レビューの実施	監査事務所に往査し、監査事務所の代表者、品質管理責任者及び監査チームに対する質問や、監査調書の閲覧等を実施します。	●		
⑤審査、審議・承認	レビューを実施した結果、レビューチームが起案した「品質管理レビュー報告書」や「改善勧告書」及び必要があれば措置通知の内容を品質管理審査部会が審査し、品質管理委員会が審議・承認します。	●	●	●
⑥実施結果の報告	レビュー結果を評価し、レビューの実施結果を記載した「品質管理レビュー報告書」を監査事務所に交付します。(「(7)品質管理レビューの実施結果」において詳述。)			●
⑦改善の勧告	改善が必要な事項が見受けられた場合には、「改善勧告書」を監査事務所に交付します。(「(8)改善勧告事項」において詳述。)			●
⑧改善計画の受領	重要な不備事項又は極めて重要な不備事項(以下「重要な不備事項等」という。)があった場合には、監査事務所が作成した「改善計画書」を受領します。			●
⑨審査、審議・承認	「品質管理レビュー報告書」及び「改善勧告書」並びに措置通知の内容に加えて、「改善計画書」の内容を品質管理審査部会が審査し、品質管理委員会が審議・承認します。		●	●
⑩措置の通知	レビュー結果に応じて監査事務所に対する措置を通知します。(「(11)品質管理レビュー制度上の措置」において詳述。)			品質管理委員会の承認を経て、 当協会から通知。

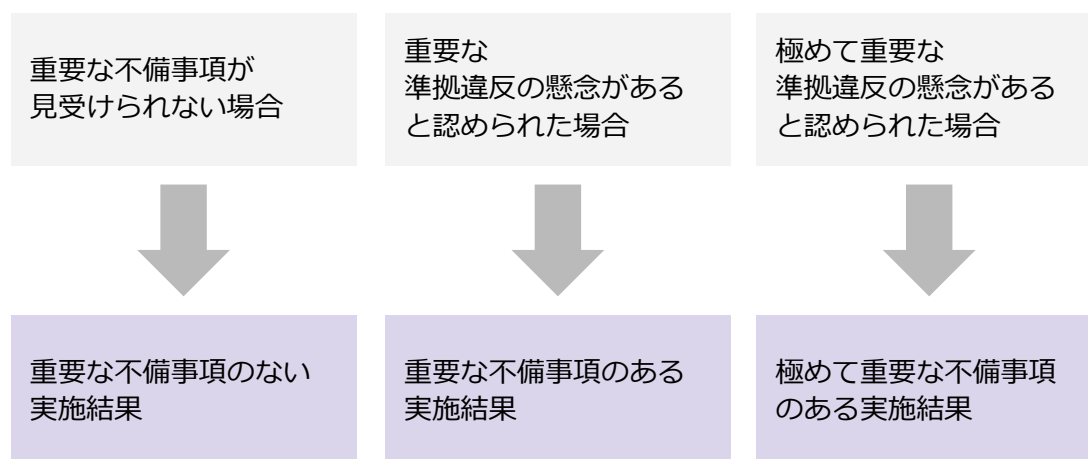
(注)上記と並行して、改善措置の状況の確認に係る手続(前年度の改善勧告事項に対する監査事務所の改善状況の確認手続)を実施する。なお、監査事務所の状況等によっては、レビュー計画を変更し、当年度に「通常レビュー」又は「改善状況の確認」として、監査事務所に往査する場合がある(「(10)改善措置の状況の確認」において詳述。)

(7)品質管理レビューの実施結果

① 実施結果の種類

品質管理レビューの実施結果を記載した品質管理レビュー報告書を作成し、監査事務所に交付しています。品質管理レビューの実施結果は、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況における、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反又は重要な準拠違反の懸念の有無に応じて以下の3種類に分けられます。

【品質管理レビューの実施結果の種類】



(注)1. 特別レビューの実施結果は、特別レビューの実施対象の内容に応じ、監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理システムの整備及び運用の状況において、品質管理の基準に適合していない又は品質管理システムに準拠していない重要な不備事項の有無について表明している。

2. 登録の審査のためのレビューの実施結果は、品質管理の基準に適合していない又は上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制その他の業務管理体制として、法令等に定めのある事項を遵守していないと認められる重要な不備事項の有無について表明している。

なお、重要な不備事項のある実施結果は、例えば、以下のような場合に表明されます。

- ・ 品質管理システムの整備又は運用状況が不適切又は不十分であり、その程度が重要である場合
- ・ 重要な領域(会計上の見積り、収益認識等)について、重要な虚偽表示を看過している懸念がある場合
- ・ 重要な領域(会計上の見積り、収益認識等)について、監査リスクを許容可能な低い水準に抑える十分かつ適切な監査証拠を入手していない場合

② 実施結果の不表明

品質管理レビューの実施対象となる事項の重要な構成部分について、主要なレビュー手続を実施できなかったことにより、実施結果を表明するに足る基礎を得ることができなかった場合には、品質管理レビュー報告書に実施結果は表明されません。

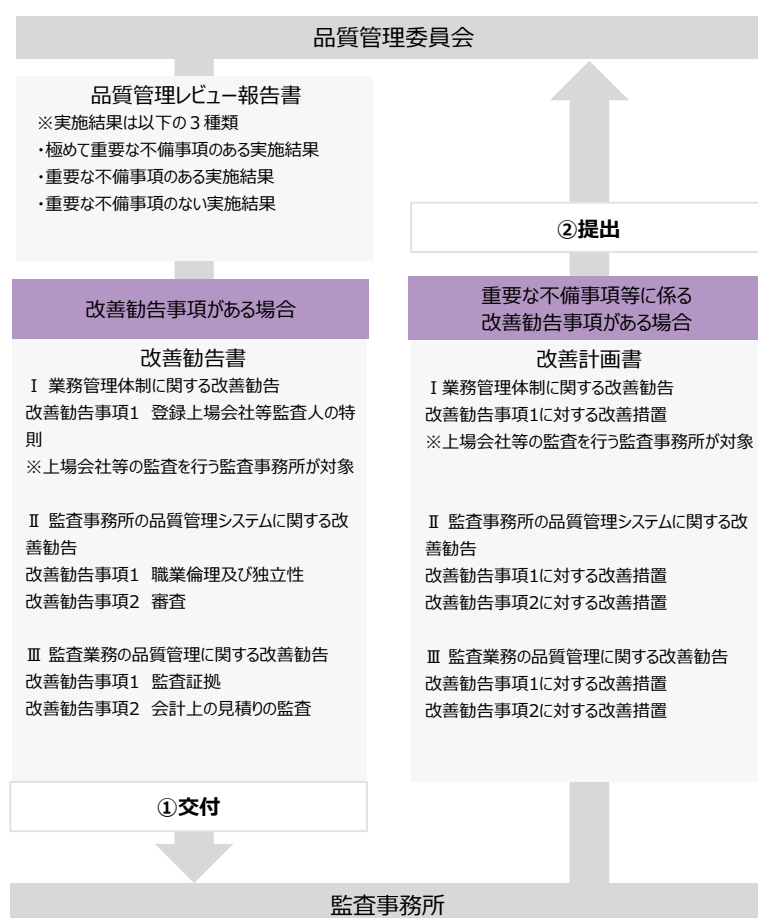
(8)改善勧告事項

品質管理レビューの実施結果にかかわらず、改善勧告事項がある場合には、改善勧告事項を記載した改善勧告書を作成し、品質管理レビュー報告書と併せて監査事務所に交付します。なお、改善勧告書には、監査事務所の品質管理システムに関する改善勧告事項と、監査業務の品質管理に関する改善勧告事項、これに加えて上場会社等の監査を行う監査事務所においては、業務管理体制に関する改善勧告事項に区分して記載します。これらの改善勧告事項を、不備の程度に応じて「極めて重要な不備事項」、「重要な不備事項」及び「不備事項」として整理しています。

改善勧告を受けた監査事務所は自主的な改善を図る必要があり、このうち重要な不備事項等に係る改善勧告事項が見受けられた監査事務所には、当該不備事項に対する改善措置を記載した改善計画書の作成・提出が求められます。

なお、登録上場会社等監査人に対して重要な不備事項等が認められた場合には、その概要を当協会のウェブサイト「登録上場会社等監査人情報」において公表しています(詳細は「第2部Ⅱ上場会社等監査人登録制度」を参照。)

【改善勧告事項がある場合の対応】



(9)改善勧告事項となった原因(根本原因)の分析

監査事務所がより実効性のある適切な改善措置を立案し実施するためには、改善勧告事項の発生原因を明らかにすることが重要です。このため、重要な不備事項等のある実施結果の場合には、レビューチームは品質管理レビュー報告書に設けた「根本原因及び必要な対応」欄に改善を求める旨を記載します。

「改善勧告事項の発生原因」には、その原因を生じさせている根本的な原因が存在し、また、複数の原因を生じさせている共通した監査事務所の状況が根本的な原因(例えば、監査事務所の風土や経営姿勢といった事項に問題があるケース)となっている場合が多く見受けられ、また、発見事項となった原因が相互に関係する場合があるため、品質管理レビュー報告書において重要な不備事項等が指摘された場合に、監査事務所は、改善計画書にレビューチームと監査事務所の最高責任者等との意見交換を踏まえて「改善勧告事項となった原因及び根本的な原因」を記載します。

なお、重要な不備事項のない実施結果の場合であっても、自主的な改善に懸念のある監査事務所については、必要に応じて、上記と同様に監査事務所とのコミュニケーションを経て、品質管理レビュー報告書に「根本原因及び必要な対応」を記載しています。

(10)改善措置の状況の確認

品質管理レビューを実施した結果、改善勧告事項があった全ての監査事務所に対して、翌年度に、監査事務所による改善措置の実施状況を記載した改善状況報告書の提出を求めています。レビューチームは、監査事務所の改善を促すために必要な指導を行うとともに、その改善措置の実施状況を以下のとおり確認します。

① 重要な不備事項等のある実施結果が表明された監査事務所

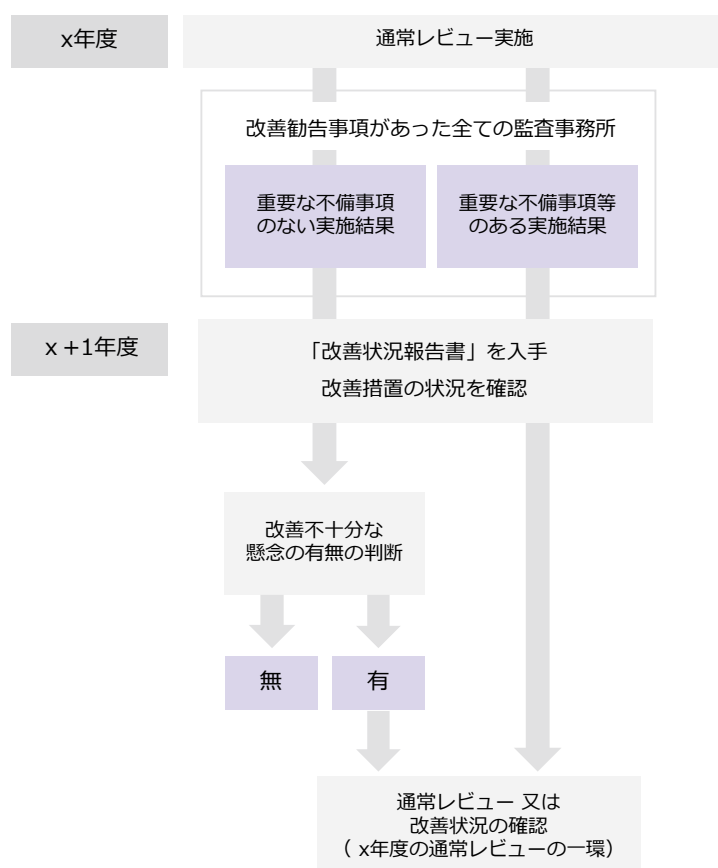
翌年度に改善状況報告書によって改善措置の状況を確認した上で、再度通常レビュー又は改善状況の確認を実施し、往査によって改善措置の実施状況を確認します。

② 重要な不備事項のない実施結果が表明された監査事務所

翌年度に改善状況報告書によって改善措置の状況を確認した上で、改善不十分の懸念が認められる監査事務所に対しては、通常レビュー又は改善状況の確認を実施し、往査によって改善措置の実施状況を確認します。

なお、改善状況の確認を実施した場合には、改善の不十分な事項の有無について確認した結果を記載した改善状況の確認結果報告書を作成し、監査事務所に交付します。

【改善勧告事項があった監査事務所の改善措置の状況の確認】



(注)当年度に特別レビュー (品質管理委員会の判断に基づいて実施するもの)を実施して不備事項が見受けられた場合、原則、翌年度に改善状況の確認を行うこととしている。

(11)品質管理レビュー制度上の措置

品質管理の質的水準が十分でないために自主的な改善を促す必要があり、また、その状況を監督していくことが必要と考えられる監査事務所に対しては、品質管理レビューの結果に基づき、必要な措置を決定しています。

品質管理レビュー制度上の措置の種類

- ・ 注意
- ・ 嚴重注意
- ・ 辞退勧告(監査事務所が実施する監査業務の全部又は一部)

品質管理委員会は、原則として品質管理レビュー(改善状況の確認を含む。)の改善勧告事項に基づき、極めて重要な不備事項が認められた場合は辞退勧告(監査事務所が実施する監査業務の全部又は一部)、重要な不備事項が認められた場合は嚴重注意、不備事項が再指摘となった場合は注意の措置を決定します。ただし、前回以前の改善勧告事項が改善されておらず、再度、改善勧告事項として認められたときは、原則に基づく措置に加重した措置を検討します。

【品質管理レビュー制度上の措置】

指摘事項	実施回数		
	(1回目)	(2回目)	(3回目以降)
極めて重要な不備事項	辞退勧告(注)	辞退勧告	辞退勧告
重要な不備事項	嚴重注意(注)	辞退勧告(注)	辞退勧告
不備事項	措置なし	注意	嚴重注意

(注)監査事務所の規模、上場会社監査の有無、レビューの回数、過年度のレビュー結果等の個別事情に応じて、軽減した措置を決定することがある。

また、監査事務所が正当な理由なく品質管理レビューを拒否し、又は協力しなかった場合には、品質管理レビューの実施回数にかかわらず、監査業務からの辞退勧告を決定します。さらに、品質管理レビューの実施に当たり、監査事務所が品質管理レビューを拒否したとき、又は非協力であるとき、監査事務所に対して改善勧告したにもかかわらず改善されないとき等の報告を受けた品質管理委員会の委員長は、品質管理委員会が必要と認めたときには、監査・規律審査会の審査会長にその旨を報告することができます。

なお、登録上場会社等監査人に対して辞退勧告を決定した場合には、上場会社等監査人登録審査会において、登録取消しの審査対象となります(詳細は「第2部Ⅱ上場会社等監査人登録制度」を参照。)

(12)個別事案審査制度との連携

品質管理レビュー制度上の組織である品質管理委員会と、個別事案審査制度上の組織である監査・規律審査会は、ともに監査業務の品質向上に努め、各々の制度上の調査や審査を通じて、双方の所掌に属する重大な事項を発見した場合に、必要に応じて、適時に情報連携を行い、双方が適切な対応を実施します。例えば、品質管理レビューを通じて、監査事務所が表明した監査意見の妥当性に疑念が生じた場合、又は監査事務所の当協会の会則及び規則への準拠性に疑念が生じた場合に、品質管理委員会の委員長は、その内容を監査・規律審査会の審査会長に報告することを会則で定めています(個別事案審査制度の詳細については、「第2部Ⅲ 個別事案審査制度」を参照。)。特に2025年度においては、監査・規律審査会での監査事案として処分提案になり得るものについて、品質管理レビューでは個別業務に対する目線を高めて指導できるよう意見交換を行っています。

(13)品質管理レビュー結果の概要の第三者への開示

監査事務所は、原則として品質管理レビュー報告書、改善勧告書、改善計画書及び改善状況の確認結果報告書(以下「品質管理レビュー報告書等」という。)を第三者に開示^(注)することはできませんが、直近の品質管理レビュー結果の概要については、品質管理委員会運営細則に基づき公表が認められている事項(品質管理レビュー報告書等の交付日付、品質管理レビューの実施結果及び当該結果に基づく措置、重要な不備事項等又は不備事項の有無、当該事項があった場合の内容の要約及び監査事務所の対応状況等)を監査事務所が作成する「監査品質に関する報告書」等によって、第三者に開示することができます。

なお、登録上場会社等監査人の場合には、上記にかかわらず、上場会社等監査人登録細則に基づき、経営管理の状況等として公表が認められている事項(当協会ウェブサイトで公表している品質管理レビュー実施年度、品質管理レビュー報告書等の交付年月、重要な不備事項等のある実施結果が認められた場合には、その概要等に加え、重要な不備事項等が認められない場合はその旨)を経営管理の状況等として第三者に開示することができます。

(注)監査事務所が所属するネットワーク・ファームによる質問、調査又は検査その他の品質管理上の要請に応じることを目的とする場合には、第三者開示の規制対象外となる。

(14)品質管理レビュー結果に関する監査役等とのコミュニケーション

監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会(以下「監査役等」という。)は、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断するに当たって、また、新規契約締結時において、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況の概要を把握する必要があります。

そのため、監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」に従って、例えば以下のいずれかに該当する監査の場合には、監査事務所は、品質管理レビューの結果及びその結果に基づく措置等の内容(個別業務における品質管理に関する改善勧告事項の有無、その領域及び全般的な傾向を含む。)を監査役等に書面又は電磁的記録で伝達することが求められています。なお、伝達を開始する時期は、監査事務所が品質管理レビュー報告書等を受領した日以後となります。

- ・公認会計士法上の大会社等の監査
- ・会計監査人設置会社の監査
- ・信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の監査

2 品質管理レビュー制度を運営する組織

(1) 品質管理レビューを運営する組織

品質管理レビューは、品質管理委員会を中心に運営されています。その下部組織として、品質管理審査部会、品質管理レビュー基準等改正検討部会及びレビューチームがあります。品質管理レビューの運営を行う各組織の主な役割及び2026年3月31日時点における構成については次の表のとおりです(監査業務に係る自主規制の全体像については、「第1部3自主規制の取組(指導・連絡・監督)」を参照。)

① 品質管理委員会 (年間開催数 : 14回)

【品質管理委員会の職務と構成】

組織名	品質管理委員会
職務	・品質管理レビューの実施結果、当該結果に基づく措置等の審議 ・品質管理レビューに関する基準及び手続の立案 ・品質管理レビューを通じて認識した監査事務所又は監査の基準に係る共通の問題点等に関する意見の会長への具申 ・品質管理レビューの制度及び運用に関する意見の会長への具申 ・その他、品質管理レビュー制度等の運営に必要な事項
構成	・委員長(1人。当協会副会長。) ・委員(10人。会員7人及び会員外の有識者3人。このうち品質管理審査部会の部会長である委員5人を含む。)

(i) 品質管理審査部会 (年間開催数 : 85回)

【品質管理審査部会の職務と構成】

組織名	品質管理審査部会
職務	・品質管理レビューの実施状況や結果、当該結果に基づく措置等について審査し、審査結果を品質管理委員会に報告
構成	・全6審査部会から構成。 ・部会員(各審査部会5人以上。(全て会員のうち部会長1人。))

(ii)品質管理レビュー基準等改正検討部会（年間開催数：9回）

【品質管理レビュー基準等改正検討部会の職務と構成】

組織名	品質管理レビュー基準等改正検討部会
職務	・品質管理レビューに関する基準及び手続の立案、並びに品質管理レビューツールの改廃に係る事項を策定し、品質管理委員会に報告
構成	・部会長(1人。品質管理委員会委員。) ・構成員(11人。全て会員。)

(iii)レビューチーム

【レビューチームの職務と構成】

組織名	レビューチーム
職務	・監査事務所の品質管理の状況について調査し、その調査結果を品質管理審査部会に報告
構成	・主席レビューアー(1人) ・副主席等レビューアー(7人) ・主査レビューアー(18人) ・スタッフレビューアー(16人。うちIT専門家レビューアー4人を含む。)

(2)委員一覧

2026年3月31日時点における品質管理委員会の構成員は、次の表のとおりです。

【品質管理委員会の構成員】

役職	氏名	所属・肩書
委員長	小倉 加奈子	日本公認会計士協会 副会長
委員(会員外)	石本 哲敏	東京弁護士会 弁護士
委員(会員外)	堀江 正之	日本大学 特任教授
委員(会員外)	渡邊 浩司	株式会社東京証券取引所 上場部長
委員	太田 稔	日本公認会計士協会 常務理事
委員	勝島 康博	日本公認会計士協会 常務理事
委員	久保 暢子	日本公認会計士協会 理事
委員	小林 尚明	日本公認会計士協会 会員
委員	菅谷 圭子	日本公認会計士協会 常務理事
委員	中川 満美	日本公認会計士協会 常務理事
委員	久塚 清憲	日本公認会計士協会 会員

3

公認会計士・監査審査会との関係

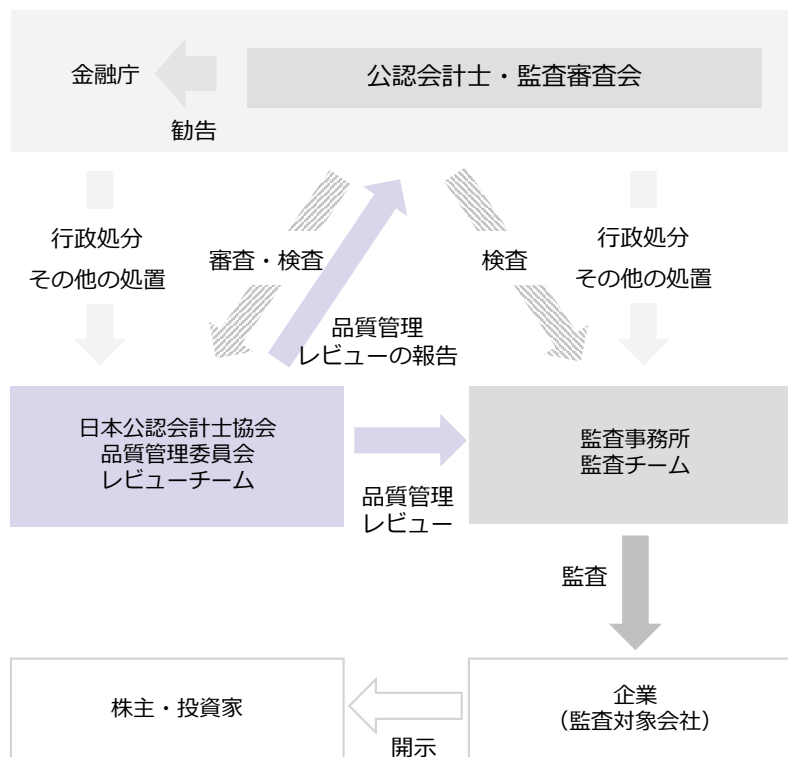
(1) 公認会計士・監査審査会によるモニタリング

当協会は、品質管理レビューの実施状況について、公認会計士法第46条の9の2第2項に基づき、公認会計士・監査審査会(金融庁に設置されている合議制の行政機関)によるモニタリング^(注)を受けています。公認会計士・監査審査会は、当協会からの報告内容の審査、監査事務所や当協会等に対する検査等により、品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを確認し、必要があると認める場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。

(注)モニタリング情報等については、公認会計士・監査審査会のウェブサイトを参照。

URL:<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/index.html>

【金融庁、公認会計士・監査審査会、監査事務所及び当協会の関係】



(2)公認会計士・監査審査会との連携

当協会は、品質管理レビュー制度の実効性向上に資するため、毎年度、公認会計士・監査審査会と実務者レベルの検討会を複数回実施しており、協議を通じて課題や対応策を取りまとめ、翌年度以降の品質管理レビューの改善や向上につなげています。2025年度においては、上場会社監査の担い手としての役割が増している中小監査事務所をはじめとした、監査事務所全体の品質管理の向上を促すための方策について、検査と品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するという観点から、公認会計士・監査審査会と当協会の連携強化に重点を置き、意見交換を行いました。

また、当年度は、品質管理レビュー基本方針(2026年度～2028年度)の策定に向けて、品質管理レビューの役割を適切に果たすために必要な項目と方針が掲げられているかといった観点で意見を交わしました。

このほか、2024年度から継続して、公認会計士・監査審査会の主催により検査官とレビューアーのディスカッション研修が実施され、品質管理レビューに期待することについてのメッセージ発信のほか、事例検討や検査と品質管理レビューにおいて共通の課題と考えられる事項(深度ある監査実務の浸透及び自律的な品質の改善を促すための施策等)を解決するための方策などをテーマとしたディスカッションが行われました。

品質管理レビュー制度の一層の機能向上に向け、今後も深度ある効果的な連携のための取組を進めていきます。

(1)品質管理レビュー方針に基づく対応

品質管理レビュー基本方針(2023年度～2025年度)

上場会社等監査人登録制度の導入や改訂品質管理基準の適用を踏まえ、2023年度以降の3か年において重点を置く取組と対応方針を2023年6月に策定・公表しました^(注)。会計監査の信頼性確保のために品質管理レビュー制度が適切にその役割を果たせるよう、当該方針に沿って2023年度から2025年度までの期間において以下のとおり対応しました。

(注)当協会ウェブサイト「専門情報一覧(掲載日：2023年6月27日)」を参照。

URL:https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/0-30-0-1a-20230627.pdf

制度改正や基準改訂への対応（上場会社等監査人登録制度の適切な運用・改訂品質管理基準の運用状況の検証）

＜「適格性の確認」に係る不備の目線の公表＞

2023年6月に監査事務所の適格性を確認する際の着眼点・判断基準を示した「適格性の確認ガイドライン」を公表し、より高い規律付けの一環として、新たな目線で品質管理レビューを実施しました。その後、改訂品質管理基準の適用や法令上の情報開示体制の整備といった新たな要求事項への対応、品質管理レビューの実績などを踏まえ、「適格性の確認ガイドライン」を毎年改正しました。
--

＜みなし登録上場会社等監査人に対する指導＞

「適格性の確認ガイドライン」を踏まえたセルフアセスメント調査による実態把握、登録申請までのオンライン及びオフサイトでの継続的な指導を行った結果、法令上の経過措置期限までに、上場会社等の監査を行う意向のある全ての監査事務所の申請が行われ、2025年7月1日までに全ての審査が完了しました。
--

＜改訂品質管理基準を適用した監査事務所への品質管理レビュー対応状況＞

登録上場会社等監査人に対する通常レビューにおいて、改訂品質管理基準を適用した監査事務所のリスク・アプローチに基づく品質管理システム導入後の整備及び運用状況を確認しました。また、登録申請時に確認された、上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための監査事務所の体制が実質的に運用されているかを確認しました。

リスク・アプローチの徹底

＜人的リソース配分＞

2024年度以降、上場会社等の監査を行わない監査事務所のレビュー頻度の伸長や、倫理規則の改正を踏まえて信用金庫等に対するレビューのあり方の見直しを行い、上場会社等の監査を行う中小監査事務所への指導・監督に重点を置いて人的リソースを配分しました。

＜重点的实施項目（各年度の品質管理レビュー方針）の策定・周知＞
--

過年度の改善勧告事項の状況や直近の監査の基準の改正等の動向を踏まえ、各年度の品質管理レビュー方針において、重点的实施項目を設定し、確認しました。

なお、監査事務所の規模に応じて特性や課題は異なるため、重点的实施項目については、監査事務所の規模区分に応じて設定しています。

業務管理体制の理解・評価

<登録上場会社等監査人の業務管理体制の確認>

みなし登録上場会社等監査人に対する通常レビューや登録審査時の調査で特に確認した以下の事項について、登録上場会社等監査人に対する通常レビューにおいて、運用状況も含め確認しました。

- ・品質管理の専任部署の設置状況又は主として従事する公認会計士の選任状況、適切な業務分掌による責任の明確化、品質管理責任者が品質管理活動を行うための十分な時間の確保の状況
 - ・品質管理責任者が業務執行社員として関与する場合の関与先の数等や関与する理由
 - ・監査事務所の構成員が十分に能力開発に取り組むことのできる体制の整備状況
- さらに、経営管理の状況等を公表する体制や「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）に沿って業務を実施するための体制及びその適用状況を公表するための体制の整備状況について、適格性の確認ガイドラインを踏まえ確認しました。

中小監査事務所(登録上場会社等監査人)の監査品質の向上

<監査調書の電子化に向けた指導の充実、調書改ざんへの厳格な対応>

「監査調書の整理、管理及び保存」に関して不適切な事例が見られたことを受け、品質管理レビューによる指導・監督を一層強化する対応を行いました。具体的には、品質管理レビュー実施時における宣誓書（監査調書の不適切な修正又は追加はない旨、不適切な修正又は追加の事実が判明した場合に重要な不備事項となることを承知している旨）の入手や留意事項の発出、改ざんリスクを低減するための紙面調書の電子化に向けた指導など、監査調書の改ざんの防止に係る対応を継続的に図ってきました。

<IT領域の取組の充実>

IT専門家レビューアーが往査する事務所数を順次拡大し、監査事務所のIT基盤の整備状況（PCのデータ漏えい対策、情報セキュリティへの対応状況や電子監査ツールの導入状況等）について必要な指導を実施しました。また、中小監査事務所支援部門との間で、情報セキュリティに関する指導の目線などについて、定期的に情報共有や意見交換を行いました。

<指導機能の充実>

監査事務所の自律的な根本原因の究明に資する取組として、eラーニングを提供しました。自主的な改善に懸念がある監査事務所について、往査後に、業務管理体制を含む根本的な原因を踏まえた改善施策が実行可能で効果的なものとなっているかを確認し、必要に応じて当該改善施策の見直しを指導する取組を行いました。また、根本原因及び改善施策に関して、独立性を有する第三者（監査法人ガバナンスコード 原則3）との協議を監査事務所に促し、特に自主的な改善に懸念がある監査事務所については協議の状況を確認しました。

品質管理レビューの実務

<リモートレビュー>

2023年度及び2024年度において、情報セキュリティ対応や監査事務所から借用したPCの管理の徹底を図った上で、リモートレビュー（当協会において個別業務の電子化された監査調書の閲覧を含むレビュー手続を実施すること。）を各年度1事務所に対し実施し、個別業務のレビューにおいて一定の効率化が図られました。

<品質管理レビュー報告書の明瞭化等>

品質管理レビュー報告書の有用性をより高めるため、記載項目や構成、記載内容を分かりやすくするよう、以下の変更を行いました。

- ・品質管理レビュー報告書におけるレビューの実施結果の記載位置（順序）を変更
- ・「根本原因及び必要な対応」の記載を、改善勧告書から品質管理レビュー報告書に変更
- ・品質管理レビュー報告書に、報告書利用者の理解に資する事項（再々指摘の旨）の記載区分を追加

品質管理レビューの体制の強化

上場会社等監査人登録制度の導入、改訂品質管理基準の適用を踏まえ、品質管理システムの整備及び運用状況を確認する対象が拡大することから、2023年度以降においてレビューチームの人員を拡充するとともに、監査事務所及びレビューチームの指導・育成に当たるシニア人材を登用しました。

公認会計士・監査審査会との連携

事例分析や審査会主催の研修等を通じて、検査と品質管理レビューの課題認識を共有するとともに、品質管理レビュー基本方針に基づく対応状況及び今後の課題について意見交換を行いました。

品質管理レビューの状況等の情報開示の充実

自主規制制度の一体的な理解に資するため、2024年度から当協会の自主規制の取組全体（品質管理レビュー制度、上場会社等監査人登録制度、個別事案審査制度、これらの制度のモニタリング）の年次報告を一つの形式で公表しました。

また、品質管理レビュー制度に関する周知の取組として、「品質管理レビュー事例解説集」を一般に公表したほか、公益社団法人日本監査役協会主催の講演会において、講演を行いました。

(注)品質管理レビュー基本方針(2026年度～2028年度)及び2026年度品質管理レビュー方針は、2026年6月公表予定。

URL:<https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/quality/#anchor-01>

2025年度の重点的实施項目

2025年度品質管理レビュー方針において、通常レビューの実施に当たり、レビューアーが必ず確認する項目とした重点的实施項目は、過年度の改善勧告の状況や直近の監査の基準の改正等の動向を踏まえて、品質管理委員会の決定により以下の事項としました。

URL:https://jicpa.or.jp/specialized_field/20250630pqj.html

●監査事務所における品質管理

1. 監査事務所のリスク評価プロセス
2. ガバナンス及びリーダーシップ
3. 職業倫理及び独立性
4. 監査契約の新規の締結
5. 人的資源(専門要員の教育・訓練)
6. 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス
7. 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存

●監査業務における品質管理

1. 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応
2. 会計上の見積りの監査

●上場会社等の監査を行う監査事務所の業務管理体制

1. 監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制
2. 業務の品質の管理の状況等の評価及び公表
3. 経営管理の状況等の公表
4. 組織的な運営
5. 品質管理システムの整備及び運用状況に関する重要な不備事項の要因の領域及び項目

(2)品質管理レビューの実施状況

品質管理レビューの実施状況は、次の表のとおりです。

なお、通常レビュー及び改善状況の確認を開始したものの、品質管理レビュー報告書及び改善状況の確認結果報告書の審議が翌年度に繰り越された監査事務所(以下「繰越監査事務所」という。)は、前年度の交付事務所数に含めているため、前年度の公表数値と異なります。

【品質管理レビューの実施状況】

	実施監査事務所数	レビュー報告書交付 監査事務所数	繰越監査 事務所数 ^(注3)
通常レビュー	56 (56)	47 (56) ^(注3)	9
改善状況の確認	6 (15)	4 (15)	2
合計	62 (71)	51 (71)	11
通常レビュー対象監査事務所数 ^(注4・5)	175 (219)		
通常レビュー実施割合	32% (26%)		
レビュー実施割合	35% (32%)		

(注)1.()内には2024年度の数値を記載している。

2.特別レビュー及び登録の審査のためのレビューを実施した監査事務所数については、表中に含めていない。

3.2024年度の3繰越監査事務所については、2025年度に品質管理レビュー報告書を交付したため、繰越監査事務所数欄からレビュー報告書交付監査事務所数欄へ移動している。

4.通常レビュー対象監査事務所数について、2025年度から信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の監査業務以外に公認会計士法上の大会社等の監査業務がない監査事務所が通常レビュー対象から除外されたことに伴い、前年度と比べて減少している。(「1(3)品質管理レビューの種類」参照)

5.2024年4月1日及び2025年4月1日現在において、通常レビューの対象となる監査事務所数である。

通常レビューの実施頻度は、3年に一度を原則としていますが、品質管理レビューの実効性向上の観点から品質管理委員会の判断によって、実施頻度を短縮することを可能とする一方で、最長で5年に一度の頻度でレビューを実施することを可能としています。監査事務所の各年度における通常レビューの実施頻度について、前回のレビューから3年経過していませんが、短縮してレビューを実施した監査事務所数、及び前回のレビューから3年経過しましたが、レビューの実施を伸長することとした監査事務所数は次の表のとおりです。

【短縮及び伸長した監査事務所数】

	2023年度	2024年度	2025年度
短縮した監査事務所数	17	4 ^(注2)	10
伸長した監査事務所数 ^(注1)	5	16	13

(注)1.監査事務所の解散・通常レビュー対象会社との監査契約の解除などの理由により、通常レビュー対象監査事務所でなくなった監査事務所を除き、翌々年度までに通常レビューを実施する。

2.登録の審査のためのレビューを実施する監査事務所については、原則、通常レビューを短縮して実施せず、改善状況の確認を実施したため、通常レビューを短縮した監査事務所数が前年度と比べて減少している。

《リスク・アプローチの徹底》

登録上場会社等監査人については、通常レビューの実施頻度の伸長を行わず、原則3年に一度は通常レビューを実施することとし、更に自主改善に懸念のある監査事務所については実施頻度を短縮する一方、登録上場会社等監査人以外の監査事務所(以下「その他の監査事務所」という。)については、リスク等を勘案の上、実施頻度の伸長を重点的に実施しています。加えて、信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の監査の監査業務を通常レビュー対象から除外し、特別レビュー対象としたことにより、登録上場会社等監査人に対する品質管理レビューにリソースをより傾注しています。

通常レビュー対象監査事務所、通常レビュー実施監査事務所及び改善状況の確認実施監査事務所の規模ごとの内訳は、次の表のとおりです。

【監査事務所の規模ごとの内訳】

(単位：事務所)

		通常レビュー対象 監査事務所数	実施監査事務所数の内訳	
			通常レビュー 実施監査事務所数	改善状況の確認 実施監査事務所数
登録 上場会社等 監査人	大手・準大手	8 (8)	3 (4)	0 (0)
	上場会社 監査数別 監査事務所	10社以上	16 (11)	2 (4)
		5～9社	18 (6)	4 (4)
		2～4社	12 (9)	0 (1)
		0～1社 ^(注2)	3 (6)	0 (1)
	計 ^(注3)	132 (133)	52 (36)	6 (10)
その他の監査事務所		43 (86)	4 (20)	0 (5)
合計		175 (219)	56 (56)	6 (15)

(注)1.()内には、2024年度の監査事務所数を記載している。

2.登録上場会社等監査人には上場会社との監査契約を締結していない監査事務所も含まれる（通常レビュー対象監査事務所数のうち、2024年度は2事務所、2025年度は6事務所を含めている。）。

3.「登録上場会社等監査人」欄の通常レビュー対象監査事務所数は、上場会社等監査人名簿への登録を受けた監査事務所及びみなし登録上場会社等監査人の監査事務所数を記載している。

(3)通常レビューの実施結果

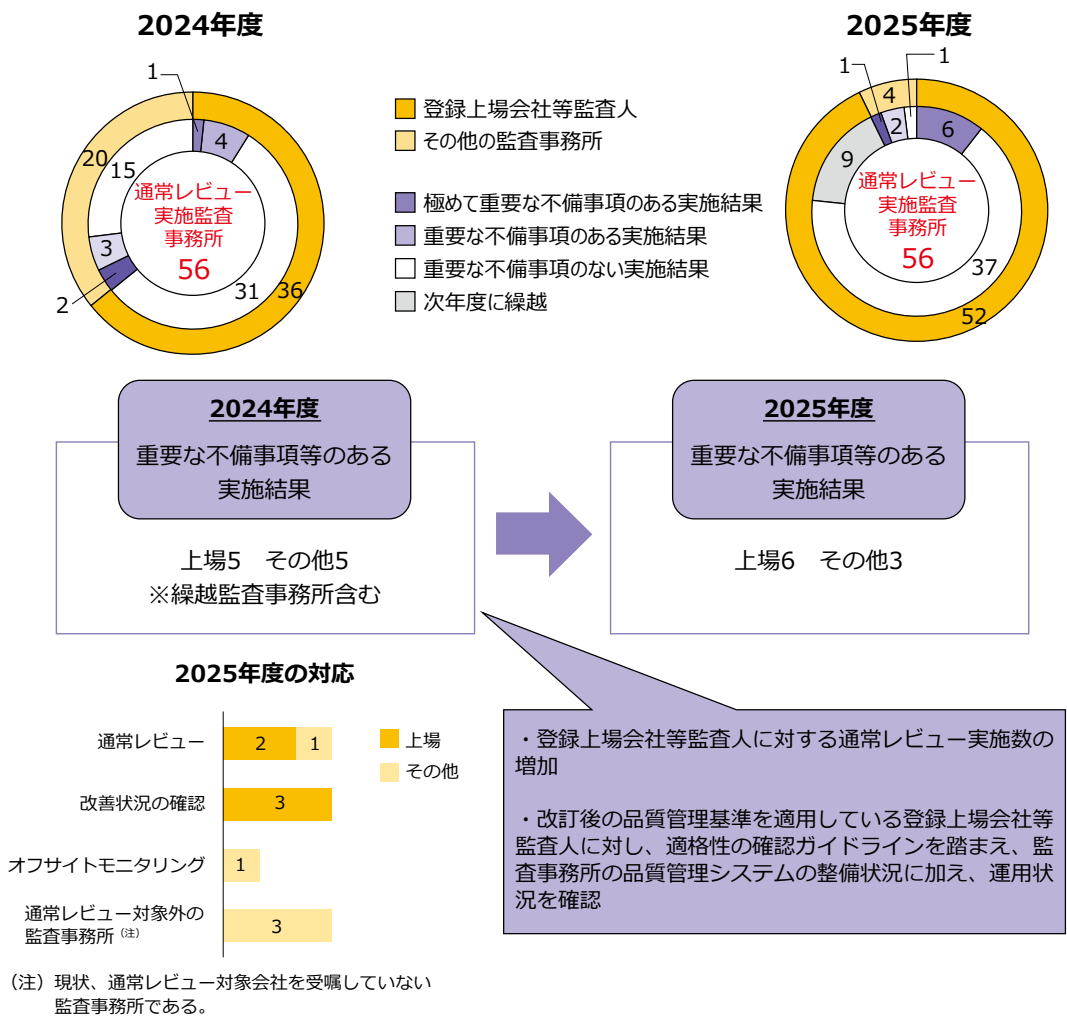
品質管理レビューの実施結果及び実施結果に基づく措置については、2025年5月から2026年4月までに品質管理委員会において決議したものを2025年度分として取り扱っています。

① 通常レビューの結果

2025年度の通常レビュー実施監査事務所56事務所(4事務所)の通常レビューの実施結果は、「重要な不備事項のない実施結果」が38事務所(1事務所)、「重要な不備事項のある実施結果」が8事務所(2事務所)、「極めて重要な不備事項のある実施結果」が1事務所(1事務所)となり、「実施結果の不表明」はありませんでした。

なお、2025年度は、リスク・アプローチの徹底により登録上場会社等監査人に対する通常レビューを重視した結果、より高い規律付けの一環として新たな目線で通常レビューを実施しており、また審査に一定の時間も要していることから、繰越監査事務所は9事務所となりました。

(注)本文中の（ ）内の数値は、下記円グラフにおいてその他の監査事務所に該当する件数の内訳を示している。



登録上場会社等監査人において、重要な不備事項等のある実施結果が表明された6事務所は、監査品質を重視する組織風土を十分に醸成できていない、監査品質を維持・向上するために必要な適性及び能力を有する人的資源を確保する必要性を十分に認識していない、といった根本的な原因から、主に、監査事務所の品質へのコミットメントと整合した方法で資源を入手・配分又は割り当てていない、監査責任者による指揮と監督及び監査調書の査閲並びに審査によって不備事項の発生を防止できていない、監査報告書日後に行う監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を具体的に定めていない、などの不備が指摘されています。また、その結果として個別業務においても、会計上の見積りの監査や不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応など、重要な領域から複数の改善勧告事項が生じている事例が多くあります。

その他の監査事務所において、重要な不備事項等のある実施結果が表明された3事務所は、監査業務を実施するために必要な専門要員が確保できていない、品質管理基準報告書等に基づき監査事務所の品質管理システムを組織的に運営する必要性を十分に認識していない、品質管理の向上に関する風土の醸成を図れないといった根本的な原因から、主に、監査責任者による指揮と監督及び監査調書の査閲並びに審査が有効に機能していない、監査事務所の規程に定めた頻度に従い完了した監査業務の検証を実施していない、品質管理基準報告書第1号で規定された品質目標を設定していない、などの不備が指摘されています。また、その結果として個別業務においても、会計上の見積りの監査や不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応など、重要な領域から複数の改善勧告事項が生じている事例が多くあります。

通常レビュー対象監査業務がある登録上場会社等監査人への通常レビュー（適格性の確認）

通常レビュー対象監査業務がある登録上場会社等監査人52事務所に対して、2025年度の通常レビューに併せて、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制その他の業務管理体制として、法令等に定めのある事項を遵守しているかどうかを確認することで、適格性の確認を実施しました。その結果、「品質管理の全般的体制」（公認会計士資格の誤記載を防止するための具体的な方針及び手続を定めていない等）、「監査事務所のリスク評価プロセス」（品質管理基準報告書第1号で規定された品質目標を設定していない）、「職業倫理及び独立性」（非保証業務の提供に関して倫理規則において必要とされる監査役等とのコミュニケーションに関する方針及び手続を具体的に定めていない）、「専門的な見解の問合せ」（一部の限定された分野以外の分野において、専門的な見解の問合せが必要となる具体的な事案を定めていない）、「監査調書の整理、管理、保存」（監査ファイルの最終的な整理後の変更を防止するための仕組みを整備したが運用していない）、「審査」（審査担当者の適格性を定めたが、選任時に適格性を有しているか検討していない）、「資源（人的資源）」（監査業務の品質を優先する事務所の姿勢を社員の評価に反映していない）の項目が改善勧告事項として見受けられました。

レビュー報告書交付監査事務所について、監査事務所の規模ごとにおける通常レビューの実施結果等の種類別の内訳は、次の表のとおりです。

【通常レビュー報告書交付監査事務所（規模別の内訳）】

（単位：事務所）

		実施結果等の種類別の内訳				
		重要な不備事項のない実施結果	重要な不備事項のある実施結果	極めて重要な不備事項のある実施結果	繰越監査事務所	合計
登録上場会社等監査人	大手・準大手	2(4)	0(0)	0(0)	1	3(4)
	上場会社 監査数別 監査事務所	10社以上	11(11) ^(注2)	3(0)	0(0)	16(11)
		5～9社	13(2)	2(3)	0(1) ^(注2)	18(6)
		2～4社	9(8)	1(1)	0(0)	12(9)
		0～1社	2(6)	0(0)	0(0)	3(6)
	計	37(31)	6(4)	0(1)	9	52(36)
その他の監査事務所		1(15)	2(3)	1(2) ^(注2)	0	4(20)
合計		38(46)	8(7)	1(3)	9	56(56)

(注)1.()内には、2024年度の監査事務所数を記載している。

2.2024年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が2025年度に繰り越された3事務所のうち、1事務所は重要な不備事項のない実施結果、2事務所は極めて重要な不備事項のある実施結果にそれぞれ含めている。

❶「重要な不備事項等のある実施結果」は、あくまでも、通常レビューを実施した結果、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反の懸念があると認められた場合に表明される実施結果であり、直ちに監査業務において重要な準拠違反があったことや監査意見の妥当性に問題があったことを示すものではありません。

② 重点的实施項目とレビュー結果

通常レビューの往査時において、レビューアーは各種実施項目について確認しますが、特に重点的実施項目は必ず確認することとしており、必要に応じて監査事務所を指導し、周知を図るものです。

ア. 監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況

監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況に関しては、以下の項目について適切かつ有効に整備及び運用されているかを確認しました。その結果、改善勧告事項があった監査事務所数は、次の表のとおりです。

なお、2024年度及び2025年度が2023年度に比べて減少している理由は、みなし登録上場会社等監査人の上場会社等監査人名簿への登録の審査に向けて、担当主査レビューアーによる指導が行われるとともに、監査事務所としても、より高い規律付けを適切に理解し、品質管理システムの改善が進んだためです。

【重点的実施項目において改善勧告事項のあった監査事務所数】

(単位：事務所)

重点的実施項目	2023年度	2024年度	2025年度
1. 監査事務所のリスク評価プロセス	47	9	9
2. ガバナンス及びリーダーシップ	4	9	5
3. 職業倫理及び独立性	6	1	3
4. 監査契約の新規の締結	24	3	2
5. 人的資源(専門要員の教育・訓練)	34	6	2
6. 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス	13	5	12
7. 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存	50	10	14

(注)1.複数の項目について改善勧告事項があった監査事務所がある。

2.各改善勧告事項の中でも、重点的実施項目に該当するものに限定して集計している。

「1. 監査事務所のリスク評価プロセス」については、主に、監査事務所が必要と考える追加の品質目標の設定の可否を検討した過程を残していない、品質管理基準報告書第1号で規定された品質目標の全部又は一部を設定していない、といった内容が含まれています。

「2. ガバナンス及びリーダーシップ」については、主に、監査事務所の品質へのコミットメントと整合した方法で資源を入手・配分又は割り当てていない、品質管理システム責任者の適格性の判断の根拠となる具体的な要件を定めていない、利益相反取引について当該社員以外の社員の過半数の承認を受けていない、といった内容が含まれています。

「3. 職業倫理及び独立性」については、主に、非保証業務の提供に関して倫理規則において必要とされる監査役等とのコミュニケーションに関する方針及び手続を具体的に定めていない、公認会計士資格の誤記載を防止するための具体的な方針及び手続を定めていない、といった内容が

含まれています。

「4. 監査契約の新規の締結」については、監査契約の新規の締結に当たり入手すべき情報等に関する具体的な方針及び手続を定めていない、契約の新規締結及び更新時において専門要員が十分な知識及び経験を有していることについての検討過程が記録されていない、などといった内容が含まれています。

「5. 人的資源(専門要員の教育・訓練)」については、人的資源が不足する品質リスクを識別しているにもかかわらず専門要員を採用するための計画を策定していない、といった内容が含まれています。

「6. 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス」については、通常レビューにおいて選定した監査業務に対して完了した監査業務の検証を実施しているが当該レビューで検出された多数の発見事項について指摘していない、監査事務所の規程に定めた頻度に従い完了した監査業務の検証を実施していない、などといった内容が含まれています。

「7. 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存」については、主に、監査報告書日後に行う監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を具体的に定めていない、最終的な期限を超えても監査ファイルの最終的な整理が完了していない、PCに保管された監査業務に関連する電子データが適時に削除されていることを確認するためのモニタリングの手続を定めていない、提携しているネットワーク・ファームの構成員が監査事務所の執務スペースに入室可能な状況において十分な情報漏えい対策が行われていない、といった内容が含まれています。

なお、上記いずれの重点的实施項目についても、大手監査法人及び準大手監査法人では、改善勧告事項は識別されていません。

これらの改善勧告事項については、監査事務所に対して改善に向けた指導を行うとともに、改善措置の状況の確認を行っていきます。

イ. 個別業務における監査の実施状況

個別業務における監査の実施状況に関しては、主に以下の項目について確認しました。その結果、改善勧告事項があった監査事務所数は、次の表のとおりです。

【重点的实施項目において改善勧告事項のあった監査事務所数】

(単位：事務所)

重点的实施項目	2023年度	2024年度	2025年度
1. 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応			
・収益認識	51	32	38
・経営者による内部統制を無効化するリスク	41	22	25
2. 会計上の見積りの監査	50	30	32

(注)1.複数の項目について改善勧告事項があった監査事務所がある。

2.各改善勧告事項の中でも、重点的实施項目に該当するものに限定して集計している。

改善勧告事項は、2023年度及び2024年度と同様、下記の項目から多く発生しています。

「1. 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応」の「収益認識」では、不正リスクを識別していない場合の合理的な理由の検討不足、採用した抽出条件が評価した不正リスクに適合しているかの検討不足、不正の態様の検討不足、不正リスクを識別していない場合に比べ、より適合性が高く、より証明力が強く、又はより多くの監査証拠を入手していないといった内容が多くあります。「経営者による内部統制を無効化するリスク」では、起こり得る不正の態様の検討不足、抽出された仕訳入力に対する詳細テストの未実施、不正シナリオと仕訳の抽出条件との関連性の検討不足といった内容が見受けられます。

なお、大手監査法人及び準大手監査法人でも、「収益認識」では、不正リスクを識別していない場合に比べ、より適合性が高く、より証明力が強く、又はより多くの監査証拠を入手していないといった内容が見受けられます。

「2. 会計上の見積りの監査」では、固定資産の減損に係る改善勧告事項が最も多く、棚卸資産の評価・繰延税金資産の回収可能性・債権の評価・株式の評価・収益認識(履行義務の充足に係る進捗率の見積り)等からも改善勧告事項が生じています。具体的には、経営者が見積手法、仮定又はデータをどのように識別したかの理解が不十分、経営者が使用した重要な仮定に関するリスク対応手続の不足、会社が採用する見積手法が適用される財務報告の枠組みに照らして適切であるかどうかを検討していない、といった内容が見受けられます。

なお、大手監査法人及び準大手監査法人でも、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性において、主に、経営者が使用した重要な仮定に関する検討の不足といった内容があります。

これらの改善勧告事項については、監査事務所に対して改善に向けた指導を行うとともに、改善措置の状況の確認を行っていきます。

ウ. 上場会社等の監査を行う監査事務所の業務管理体制

上場会社等の監査を行う監査事務所の業務管理体制に関しては、主に38頁に記載の重点的実施項目について確認しました。その結果、「1. 監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制」と「5. 品質管理システムの整備及び運用状況に関する重要な不備事項の要因の領域及び項目」については、改善勧告事項が識別されていません。「2. 業務の品質の管理の状況等の評価及び公表」「3. 経営管理の状況等の公表」「4. 組織的な運営」について、改善勧告事項が識別されています。詳細は【(3)通常レビュー①通常レビューの結果】をご参照ください。

(4)特別レビューの実施状況及び実施結果

2025年度の特別レビューの実施状況及び結果は下表のとおりです。

【特別レビューの実施理由】

	2024年度	2025年度
特別レビューの実施が必要と判断した理由	・ 監査事務所の品質管理のシステムの継続的な改善への取組体制の整備及び運用の状況並びに特定の監査業務を確認することが必要と認められたため ・ 登録の審査を進めるに当たって、登録申請日現在における監査業務に係る品質管理システムの状況を確認することが必要と認められたため	・ 信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の会計監査人である監査事務所のリスク分析及び前年度の品質管理レビューを踏まえ、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況を確認することが必要と認められたため
実施監査事務所数	2	3

【特別レビュー報告書交付監査事務所】

(単位：事務所)

実施結果	2024年度	2025年度
極めて重要な不備事項のある実施結果	1 ^(注1)	0
重要な不備事項のある実施結果	1 ^(注1)	1 ^(注2)
重要な不備事項のない実施結果	0	1
合計	2	2 ^(注3)

(注)1.2024年度に特別レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が2025年度に繰り越された2事務所の実施結果を、それぞれ1事務所ずつ含めている。なお、当該2事務所は、審査が適切に機能しておらず、監査責任者による指揮と監督が有効に機能していないなど品質管理システムに係る問題が広く蔓延しており、その程度が極めて重要であるなどの不備が指摘されている。

2.監査事務所のリスク評価プロセスに関して、監査事務所における品質管理システムの整備状況の不備の程度が重要であるなどの指摘がされている。

3.2025年度の特別レビュー実施監査事務所のうち、実施結果の審議・決定が翌年度に繰り越された監査事務所が1事務所ある。

(5)登録の審査のためのレビューの実施状況及び実施結果

2025年度において、上場会社等監査人登録審査会の要請に基づき、登録の審査のためのレビューを以下のとおり実施しました。なお、2024年度の交付監査事務所数には、新規で上場会社等監査人名簿への登録を申請する監査事務所だけでなく、一部のみなし登録上場会社等監査人に対し、登録の審査のためのレビューを実施した件数も含めています。

監査事務所の品質管理システムの整備状況に加えて、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制として、法令等に定めのある事項を遵守しているかを確認しました。

また、監査事務所の整備状況の評価に当たっては、監査事務所の運営の状況や監査業務への適用の状況などの実態も十分に考慮しました。

なお、登録の審査のためのレビューの過程で監査事務所とコミュニケーションを十分に図り、それによって登録申請を取り下げた監査事務所が3事務所あります。

【登録の審査のためのレビュー報告書交付監査事務所】

(単位：事務所)

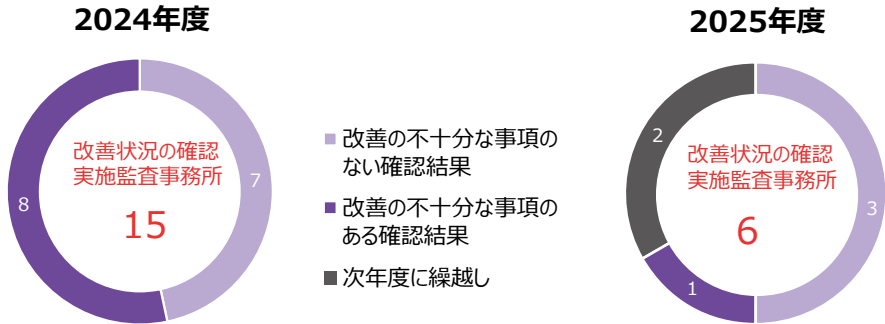
実施結果	2024年度	2025年度
極めて重要な不備事項のある実施結果	4 ^(注)	0
重要な不備事項のある実施結果	0	0
重要な不備事項のない実施結果	20 ^(注)	4
合計	24	4

(注)2024年度に登録の審査のためのレビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が2025年度に繰り越された3事務所のうち、1事務所は重要な不備事項のない実施結果、2事務所は極めて重要な不備事項のある実施結果に含めている。なお、当該2事務所は、審査の具体的な方針及び手続、監査契約の新規締結及び更新に関する方針及び手続、並びに人的資源（教育・研修・採用）に関する方針が整備されていないなど、品質管理の全般的体制の整備に関して複数の不備が指摘されている。

(6)改善措置の状況の確認

① 改善状況の確認

2025年度の改善状況の確認実施監査事務所(6事務所)の確認結果は以下のとおりです。



2025年度に改善状況の確認を実施した結果、改善の不十分な事項のない確認結果3事務所のうち、前年度の品質管理レビューで発見された改善勧告事項は全て改善されているものの、周辺領域から新たな改善勧告事項が発見された監査事務所は2事務所でした。また、改善の不十分な事項のある確認結果が表明された監査事務所は、1事務所でした。

なお、2024年度に改善の不十分な事項のある確認結果が表明された8事務所については、各監査事務所の状況を踏まえ、2025年度に実施頻度を短縮して通常レビュー(4事務所)及び特別レビュー(1事務所)を実施しました。また、1事務所は2026年度以降に伸長、2事務所は通常レビューの対象外となっています。

改善状況の確認結果報告書交付監査事務所について、監査事務所の規模ごとの改善状況の確認結果の内訳は、次の表のとおりです。

【監査事務所の規模ごとの内訳】

(単位：事務所)

			確認結果の内訳						
			改善の不十分な事項のない確認結果	改善の不十分な事項のある確認結果	繰越監査事務所	合計			
登録上場会社等監査人	大手・準大手		0	(0)	0	0	(0)		
	上場会社 監査数別 監査事務所	10社以上	1	(1)	0	(3)	1	2	(4)
		5～9社	2	(2)	1	(2)	1	4	(4)
		2～4社	0	(1)	0	(0)	0	0	(1)
		0～1社	0	(1)	0	(0)	0	0	(1)
	計		3	(5)	1	(5)	2	6	(10)
その他の監査事務所		0	(2)	0	(3)	0	0	(5)	
合計			3	(7)	1	(8)	2	6	(15)

(注)()内には、2024年度の監査事務所数を記載している。

② 書面による改善措置の確認結果

品質管理レビューを実施した結果、改善勧告事項があった全ての監査事務所に対して、翌年度に、監査事務所による改善措置の実施状況を記載した改善状況報告書の提出を求め、レビューチームは、その改善措置の実施状況を確認します。

監査事務所(通常レビュー又は改善状況の確認を実施した監査事務所を除く。)から提出された改善状況報告書を閲覧した結果は、次の表のとおりです。

【書面による改善措置の確認結果】

(単位：事務所)

		2023年度	2024年度	2025年度
改善状況報告書により改善不十分の懸念の有無を確認する対象監査事務所		76	64	50
改善不十分の懸念	有	0	0	8 ^(注)
	無	76	64	42

(注)上場会社等監査人登録審査会において登録の拒否が決定された監査事務所を含めている。なお、監査事務所の状況に応じて品質管理レビューの実施の要否を検討している。

(7)品質管理レビューの実施結果に基づく措置の状況等

① 措置の決定

品質管理レビューの実施結果に基づき決定した措置は、次の表のとおりです。

【品質管理レビューの実施結果に基づき決定した措置】

(単位：事務所)

品質管理レビューの実施結果等	措置 ^(注3)	2023年度	2024年度	2025年度
極めて重要な不備事項のある実施結果	辞退勧告	2	1	0
	辞退勧告(改善不十分)	2	6	1
	厳重注意	1	1	0
重要な不備事項のある実施結果	厳重注意	2	7	4
	厳重注意(改善不十分)	0	1	2
	注意	1	0	3
	注意(改善不十分)	2	0	0
重要な不備事項のない実施結果における改善勧告事項	厳重注意(改善不十分)	1	0	0
	注意(改善不十分)	7	7	5
通常レビュー・特別レビュー・登録の審査のためのレビュー [計]		18	23	15
改善の不十分な事項のある確認結果	厳重注意(改善不十分)	0	4	0
	注意(改善不十分)	2	4	1
改善状況の確認 [計]		2	8	1

(注)1.品質管理レビューの実施結果に基づく措置は、一つの監査事務所に対して複数の種類の措置が決定される場合がある。このため、表中の措置の記載は、監査事務所ごとに決定された措置の種類の中で、最も重い措置に区分して記載しており、監査事務所ごとに決定された措置の総合計数とは一致しない。

- 2.表中に、品質管理レビュー実施結果の交付が翌年度に繰り越された監査事務所で、措置が決定された監査事務所数を、2024年度に通常レビュー2事務所、特別レビュー2事務所及び登録の審査のためのレビューは2事務所含めている。品質管理レビューの実施結果及び措置は、通常レビューが「極めて重要な不備事項のある実施結果及び辞退勧告」と「極めて重要な不備事項のある実施結果及び厳重注意」、特別レビューが「極めて重要な不備事項のある実施結果及び辞退勧告（改善不十分）」と「重要な不備事項のある実施結果及び厳重注意（改善不十分）」、登録の審査のためのレビューが「極めて重要な不備事項のある実施結果及び辞退勧告（改善不十分）」（2事務所）である。なお、2022年度から2023年度に繰り越された3事務所「極めて重要な不備事項のある実施結果及び辞退勧告」（2事務所）と「実施結果の不表明及び注意(改善不十分)」（1事務所）を2023年度欄から除外しているため2024年度自主規制レポートの数値と異なっている。
- 3.「措置」欄の「辞退勧告(改善不十分)」、「厳重注意(改善不十分)」及び「注意(改善不十分)」は、品質管理レビューの結果、監査事務所の改善措置が不十分であったため決定された措置になる。

② 監査・規律審査会の審査会長への報告

品質管理レビューを通じて、監査事務所が表明した監査意見の妥当性に重大な疑念が生じた場合又は監査事務所の当協会の会則及び規則への準拠性に重大な疑念が生じた場合には、その内容を監査・規律審査会の審査会長に報告します。

監査・規律審査会の審査会長に報告した監査事務所数は次の表のとおりです。

【監査・規律審査会の審査会長への報告に関する表】

(単位：事務所)

品質管理レビューの実施結果等	2023年度	2024年度	2025年度
極めて重要な不備事項のある実施結果	4 ^(注1)	2 ^(注2)	0

- (注)1.2022年度繰越監査事務所のうち、2023年度に監査・規律審査会の審査会長に報告した2事務所を除いている。
2.2024年度繰越監査事務所のうち、2025年度に監査・規律審査会の審査会長に報告した1事務所を加えている。

5

2025年度の通常レビューにおける改善勧告事項

通常レビューの結果生じた改善勧告事項(「監査事務所の品質管理システム」及び「監査業務の品質管理」)の状況は、次の表のとおりです。

【改善勧告事項の発生内訳】

年度	改善勧告事項数			レビュー報告書交付事務所数		選定した 監査業務数
	監査事務所の 品質管理 システム	監査業務の 品質管理	計		うち改善勧告 事項が生じた 事務所数	
2024年度	110	355	465	56	54	142
2025年度	140	427	567	47	46	129

(注)2024年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が2025年度に繰り越された3事務所については、2024年度欄に含めている。なお、いずれも改善勧告事項が生じており、改善勧告事項数は「監査事務所の品質管理システム」が14件、「監査業務の品質管理」が38件あり、選定した監査業務数は9業務ある。

(1) 「監査事務所の品質管理システム」に関する改善勧告事項

品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所における、「監査事務所の品質管理システム」に関する改善勧告事項数は、次の表のとおりです。

なお、2025年度は、リスク・アプローチの徹底により登録上場会社等監査人に対する通常レビューを重視した結果、レビュー実施事務所に対する登録上場会社等監査人の割合が従前と比べ増加しています。これに伴い、登録上場会社等監査人に対しては、適格性の確認ガイドラインを踏まえて通常レビューを実施していること、また、2025年度は運用評価を確認する対象の監査事務所が増加したことから、2024年度と比較して改善勧告が生じた事務所数の割合が増加しています。

【「監査事務所の品質管理システム」に関する改善勧告事項数】

レビューの実施結果	改善勧告事項数		レビュー報告書交付事務所数		
	(A)	1事務所当たり 平均数(A/B)	(B)	うち改善勧告事項が生じた 事務所数	
重要な不備事項のない 実施結果	78(54)	2.0(1.2)	39(46)	32(22)	82%(48%)
重要な不備事項等のある 実施結果	62(56)	7.8(5.6)	8(10)	8(10)	100%(100%)
合計	140(110)	3.0(2.0)	47(56)	40(32)	85%(57%)

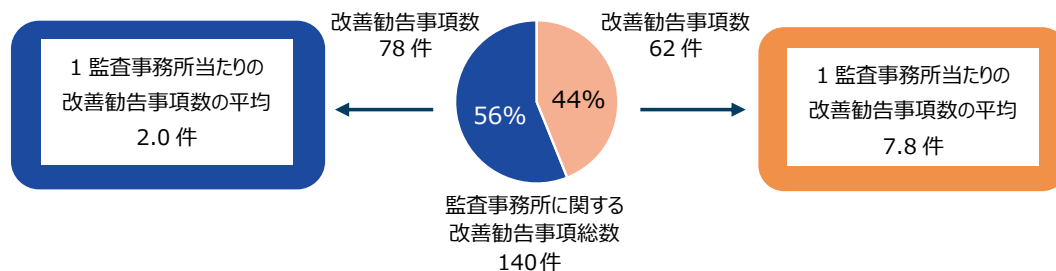
(注)1.()内には2024年度の数値を記載している。

2.2024年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が2025年度に繰り越された3事務所のうち、2事務所は重要な不備事項等のある実施結果であり、改善勧告事項数が11件ある。

【2025年度レビュー報告書交付事務所数】 47事務所

【重要な不備事項のない実施結果】 39 事務所

【重要な不備事項等のある実施結果】 8 事務所



- ❶ 改善勧告事項とは、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している懸念がある事項です。監査に関する品質管理の向上のため改善の必要がある事項として改善勧告書に記載されるものです。
- ❷ 通常レビュー実施監査事務所数は、各年度によって異なり、改善勧告事項数を比較することは、必ずしも合理的ではありませんが、改善勧告事項の傾向を把握するため、「監査事務所の品質管理システム」と「監査業務の品質管理」に分けて、改善勧告事項の発生状況等について比較を行っています。

発生割合が高い改善勧告事項(監査事務所の品質管理システム)

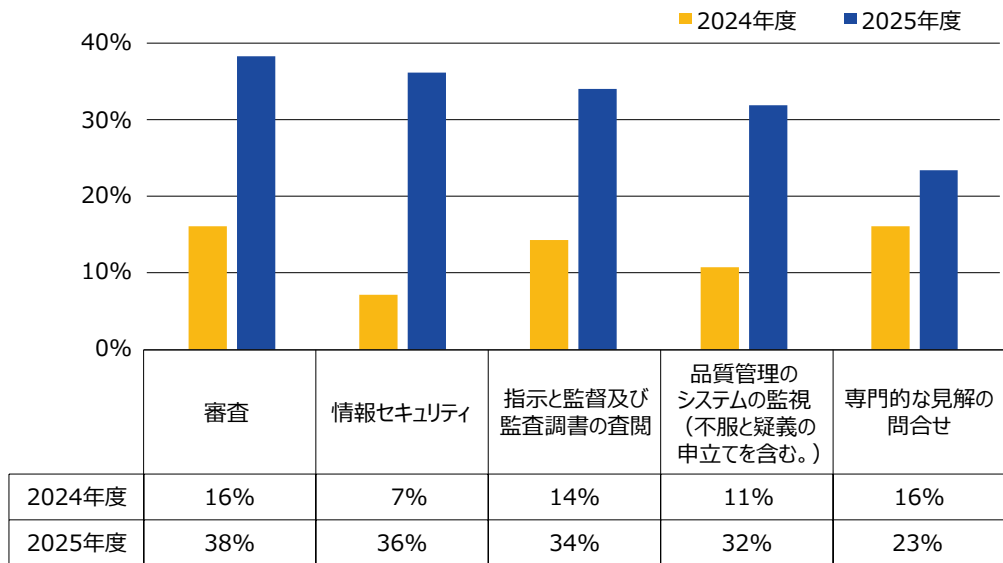
「監査事務所の品質管理システム」に関連する改善勧告事項のうち、上位5項目全てにおいて、2024年度と比較して発生割合^(注)が増加しています。

上位5項目の主な改善勧告事項は以下のとおりです。

【「監査事務所の品質管理システム」に関する改善勧告事項】

改善勧告事項の項目	主な内容
審査	・ 監査業務において多数の改善勧告事項が生じており、審査によって発見・防止されていない。
情報セキュリティ	・ 業務用PCのローカルディスクに電子データを保存されている状況において、当該電子データのモニタリングの方法や程度を具体的に規定していない。または、当該対応方法が情報漏えいリスクに対する対応として十分かどうかを検討していない、規定されているものの適切に運用されていない。
指揮と監督及び査閲	・ 多数の発見事項について、監査責任者は査閲によって発見及び是正していない。
品質管理のシステムのモニタリング	・ 監査事務所が定めた品質管理システムを構成する必要な方針と手続の内容及び実施状況が不適切又は不十分。 ・ 発見事項について、定期的な検証で指摘できていない。
専門的な見解の問合せ	・ 専門的な見解の問合せの実施が必要となる具体的な事案、専門的な見解の問合せ先、問合せ先の能力及び適性の評価を含む実施の方針又は手続について具体的に定めていない。 ・ 監査事務所が定めた専門的な見解の問合せの実施が必要となる具体的な事案が生じているが、専門的な見解の問合せを実施していない。

【発生割合が高い改善勧告事項(監査事務所の品質管理システム)】



(注) 「改善勧告事項の発生割合」= $\frac{\text{「各項目について改善勧告事項が生じた監査事務所数」}}{\text{「品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所数」}}$

❶ 改善勧告事項の具体的な内容については「2024年度品質管理レビュー事例解説集」Ⅰ部3頁以降・Ⅱ部1シート目をご参照ください。

(2)「監査業務の品質管理」に関する改善勧告事項

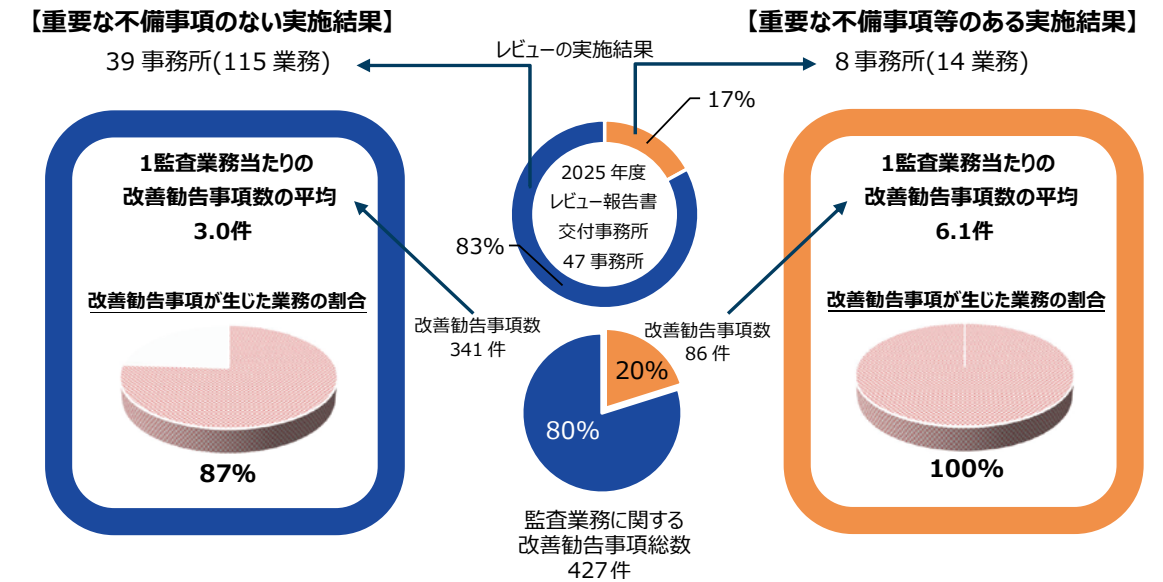
品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所における、「監査業務の品質管理」に関する改善勧告事項数は、次の表のとおりです。

【「監査業務の品質管理」に関する改善勧告事項数】

レビューの実施結果	改善勧告事項数		レビュー報告書 交付事務所数	選定業務数		
	(A)	1監査業務当たり 平均(A/B)		(B)	うち改善勧告事項 が生じた業務数	
重要な不備事項のない実施結果	341 (256)	3.0(2.0)	39 (46)	115 (127)	100 (98)	87%(77%)
重要な不備事項等のある実施結果	86 (99)	6.1(6.6)	8 (10)	14 (15)	14 (15)	100%(100%)
合計	427 (355)	3.3(2.5)	47 (56)	129 (142)	114 (113)	88%(80%)

(注)1.()内には2024年度の数値を記載している。
2. 2024年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が2025年度に繰り越された3事務所のうち2事務所は、重要な不備事項等のある実施結果であり、選定した3業務において改善勧告事項数が22件ある。

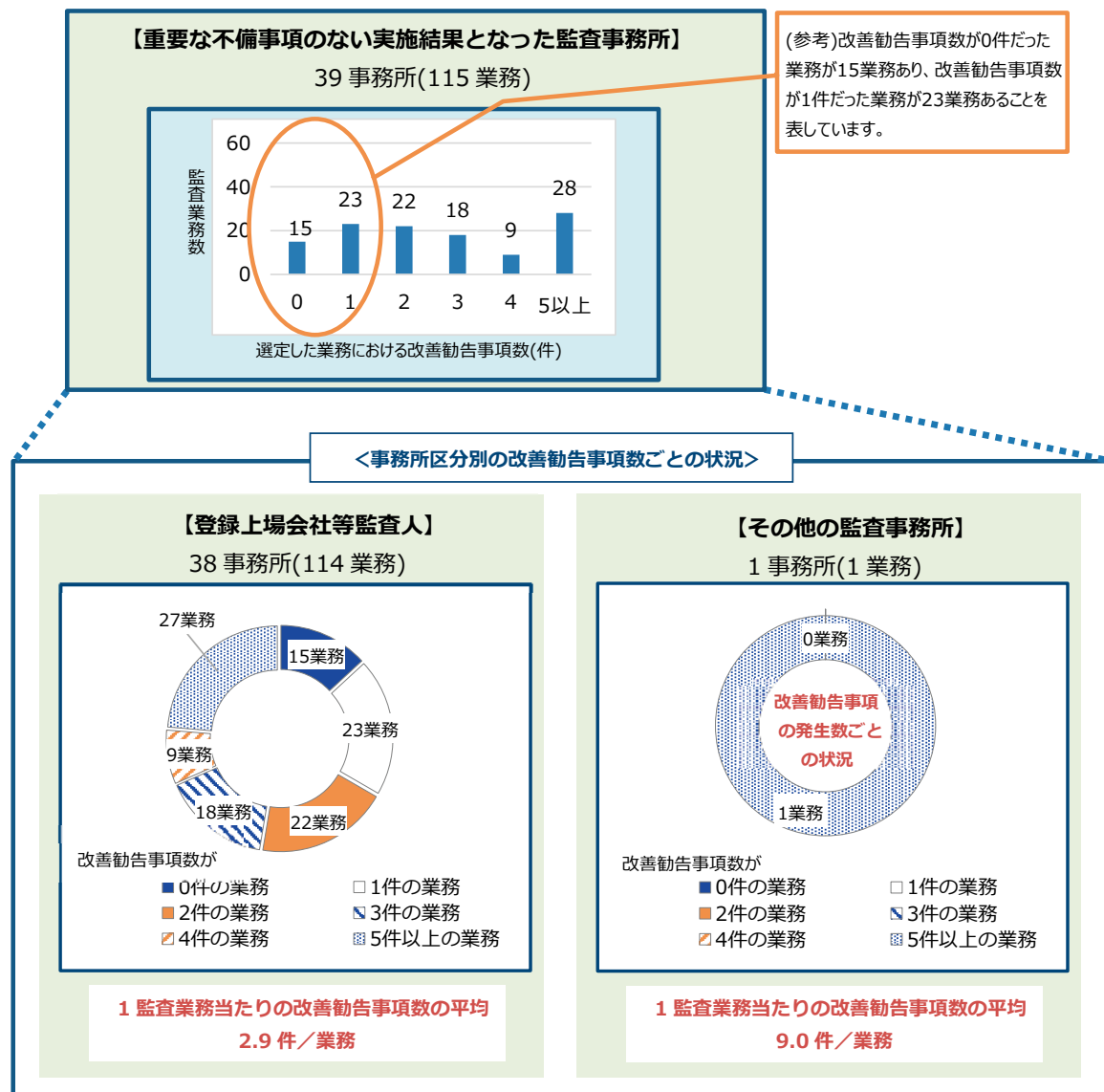
【2025年度レビュー報告書交付事務所数】 47事務所(129業務)



「重要な不備事項のない実施結果」となった監査事務所における改善勧告事項の発生状況

「重要な不備事項のない実施結果」となった監査事務所について、選定した個別業務における改善勧告事項数の状況は、下図のとおりです。

【選定した個別業務における改善勧告事項数ごとの状況】



発生割合が高い改善勧告事項(監査業務の品質管理)

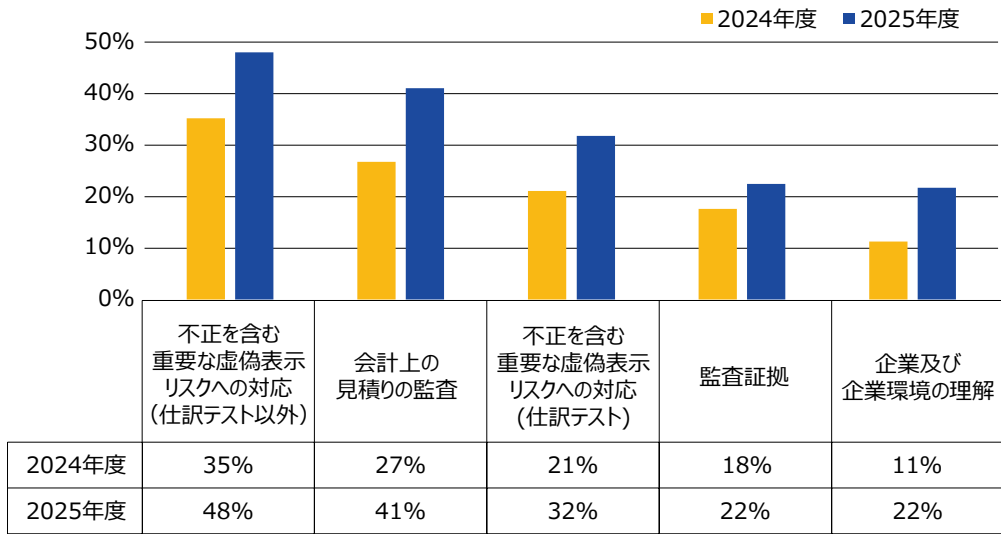
「監査業務の品質管理」に関連する改善勧告事項のうち、上位5項目の発生割合^(注)において、2024年度と比較して増加しています。

上位5項目の主な改善勧告事項は以下のとおりです。

【発生割合が高い改善勧告事項(監査業務の品質管理)】

改善勧告事項の項目	主な内容
不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応(仕訳テストを除く)	- 不正シナリオの検討不足。 - 収益認識に関して不正リスクを識別していない場合の合理的な理由の検討不足。 - 採用した抽出条件が評価した不正リスクに適合しているかの検討不足。 - 不正リスクを識別していない場合に比べ、より適合性が高く、より証明力が強く、又はより多くの監査証拠を入手していない。 (重点的実施項目の「1. 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応・収益認識」と同様)
会計上の見積りの監査	- 固定資産の減損に係る改善勧告事項が最も多く、棚卸資産の評価、繰延税金資産の回収可能性、債権の評価、株式の評価・収益認識(履行義務の充足に係る進捗率の見積り)からも改善勧告事項が生じている。 - 具体的には、経営者が見積手法、仮定又はデータをどのように識別したかの理解が不十分、経営者が使用した重要な仮定に関するリスク対応手続の不足や、会社が採用する見積手法が適用される財務報告の枠組みに照らして適切であるかどうかを検討していない。 (重点的実施項目の「2. 会計上の見積りの監査」と同様)
仕訳テスト	- 抽出された仕訳入力に対する詳細テストが未実施である。 - 不正シナリオと仕訳の抽出条件との関連性の検討が不足している。 - 起こり得る不正の態様の検討が不足している。 (重点的実施項目の「1. 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応・経営者による内部統制を無効化するリスク」と同様)
監査証拠	- 企業が作成した情報の正確性及び網羅性に関する監査証拠を入手していない。 - 経営者の利用する専門家の適性、能力及び客観性を評価していない。評価方法の仮定や方法の理解が不足している。
企業及び企業環境の理解	- IT環境の理解及びITの利用から生じるリスクの検討不足。 - 重要な取引種類及び勘定残高に関連するプロセスについて、取引の開始から、それに関する情報の記録、処理、必要に応じた修正、総勘定元帳への取込み、財務諸表での報告に至るまでの流れを十分に理解していない。 - 収益認識の会計方針が財務諸表の枠組みに照らして適切であるかについて検討していない。

【発生割合が高い改善勧告事項(監査業務の品質管理)】



(注)「選定業務数に対する発生割合」= $\frac{\text{「各項目について改善勧告事項が生じた監査業務数」}}{\text{「選定した監査業務数」}}$

❗ 改善勧告事項の具体的な内容については「2025年度品質管理レビュー事例解説集」Ⅰ部16頁以降・Ⅱ部2シート目をご参照ください。

Ⅱ 上場会社等監査人登録制度

1 上場会社等監査人登録制度の概要

(1) 制度の目的

上場会社等監査人登録制度は、

- ① 上場会社等の監査を行う監査事務所(監査法人又は公認会計士)を法律上の名簿(公認会計士法第34条の34の2の「上場会社等監査人名簿」をいう。)に登録し、
- ② 登録を受けた監査事務所(以下「登録上場会社等監査人」という。)に対して“高い規律付け”を求め、
- ③ 登録上場会社等監査人が、上場会社等の監査を行う監査事務所として“高い規律付け”を果たしているかどうかを当協会が確認し(以下「適格性の確認」という。)、
- ④ 必要に応じて、登録上場会社等監査人の登録の取消しなどを行うこと
を通じて、会計監査の信頼性確保に寄与することを目的とした制度です。

監査事務所は、上場会社等に対して監査証明業務を行おうとする場合には、上場会社等監査人名簿への登録を受けなければなりません(公認会計士法第34条の34の2)。また、上場会社等は、登録上場会社等監査人から、財務諸表監査を受けなければなりません(金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項)。

(2) 制度の沿革

当協会は、上場会社と監査契約を締結している監査事務所の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図り、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保する目的から、2007年度より「上場会社監査事務所登録制度」を導入し、運用していました。

この制度では、上場会社の監査を行おうとする監査事務所は、当協会が備える「上場会社監査事務所名簿」への登録を受けなければならないことが定められていました。また、東京証券取引所その他の金融商品取引所に上場する会社は、「上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所からの監査を受けなければならない」ことが、各金融商品取引所の有価証券上場規程などにおいて定められており、当協会と、金融商品取引所の自主規制の両輪により、上場会社等の監査を行う監査事務所の品質管理体制の確保が図られていました。

上記の制度は、上場会社の監査の担い手の裾野の拡大等により中小監査事務所を含む上場会社の監査の担い手全体の監査品質の一層の向上が急務となっていることなど、会計監査を取り巻く環境の変化を踏まえ、2022年5月に「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律」が公布されたことにより、法律上の登録制である「上場会社等監査人登録制度」へと改められました。

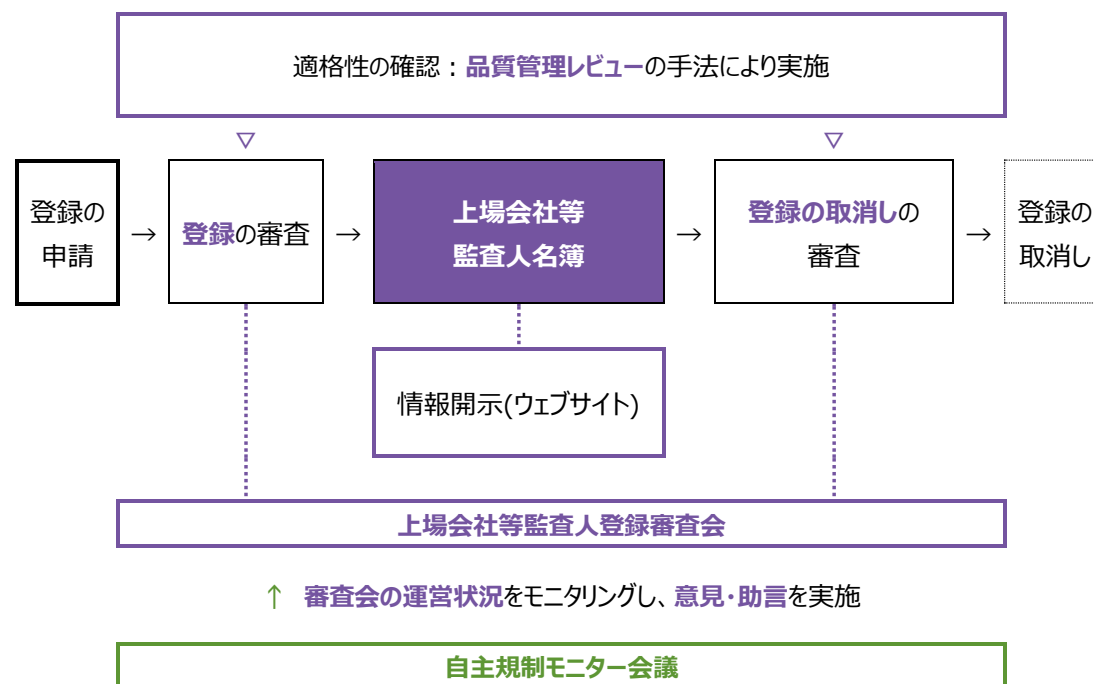
なお、上場会社等監査人登録制度の運営は、これまで自主規制として制度の運営を行ってきた知見やノウハウを最大限有効に活用できるようにする目的から、当協会がその運営を行っています。

2 上場会社等監査人登録制度の詳細

(1) 上場会社等監査人登録制度の全体像

上場会社等監査人登録制度の全体像は、次の図のとおりです。

【上場会社等監査人登録制度の全体像】



(2)上場会社等監査人名簿への登録の申請

上場会社等監査人名簿への登録を受けようとする監査事務所(以下「登録申請者」という。)は、法令等の定めるところにより、登録申請書類を当協会に提出しなければなりません。

監査法人が提出しなければならない登録申請書類の一覧は、次の表のとおりです。なお、一部の書類については、記載例又は様式を、当協会の会員専用ページに掲載しています。

【登録申請書類の一覧】

通番	書類名
1	登録申請書
2	公認会計士法第34条の34の6第1項各号のいずれにも該当しないことを証する書面
3	登記事項証明書
4	定款の写し
5	説明書類の記載事項を記載した書類
6	公認会計士である社員の経歴書
7	【様式第1号】誓約書
8	【様式第2号】登録事務所概要書
9	【様式第3号】監査契約会社リスト
10	【様式第3号別紙1】ローテーションの計画
11	【様式第4号】共同監査の具体的方法
12	直前期の「業務及び財産の状況に関する説明書類」
13	継続的専門能力開発制度における履修必要単位数を履修していることを証する書面 (申請前の3事業年度分)

(3)上場会社等監査人名簿への登録の審査

登録申請者からの申請を受け、当協会は「登録の審査のためのレビュー」を行います。登録の審査のためのレビューにおいて、登録申請者のリスク評価プロセスを含む品質管理システムの整備の状況が確認されます。上場会社等監査人登録審査会は、その確認結果を踏まえ、「登録の実施」又は「登録の拒否」を判断します。

2022年度の公認会計士法令の改正により、上場会社等の監査を行う監査事務所は“より高い規律付け”を果たすことが求められます。当協会は、“より高い規律付け”の目線を示す目的から、2023年6月29日付けで、「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」(以下「適格性の確認ガイドライン」という。)を公表しています。

登録申請者に対して実施される「登録の審査のためのレビュー」においても、当該ガイドラインで提示された目線を基にして判断が行われることとなります。

なお、適格性の確認ガイドラインは、2025年6月19日に改正が行われました。改正のポイントと、改正後の適格性の確認ガイドラインに記載のある項目は、以下のとおりです。

【改正のポイント】

1. 報酬依存度のセーフガードの検討に当たり、監査意見表明前のレビューを行う者（レビューアー）の適格性の検討を行っているかどうかを、「I-2-3 職業倫理及び独立性」に関する事項の判断基準として新規追加を行った。
2. 監査ファイルの最終的な整理期間中の改ざん防止策に関し、「I-2-5 業務の実施（全般）」に関する着眼点を追加し、判断基準を新設した。

【適格性の確認ガイドラインの項目(2025年6月19日改正)】

I 施行規則第26条各号において、監査事務所が整備しなければならない品質管理体制に関する着眼点及び判断基準

I-1 総則

- I-2-1 監査事務所のリスク評価プロセス
- I-2-2 ガバナンス及びリーダーシップ
- I-2-3 職業倫理及び独立性
- I-2-4 監査契約の新規の締結及び更新
- I-2-5 業務の実施(全般)
- I-2-6 業務の実施(専門的な見解の問合せ)
- I-2-7 業務の実施(不正リスク対応)
- I-2-8 監査業務に係る審査
- I-2-9 監査事務所の業務運営に関する資源(人的資源)
- I-2-10 監査事務所の業務運営に関する資源(テクノロジー資源)
- I-2-11 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス

- I-2-12 品質管理システムの評価
- II 施行規則第87条第2号に掲げる上場会社等の監査を公正かつ的確に行うための業務の品質の管理を行う体制の整備に関する着眼点及び判断基準
 - II-1 着眼点
 - II-2 専任の部門の設置(施行規則第87条第2号イ)に関する判断基準
 - II-3 主として従事する公認会計士の選任(施行規則第87条第2号ロ)に関する判断基準
- III 施行規則第93条、第95条及び第96条に規定される業務管理体制の整備に関する着眼点及び判断基準
 - III-1 着眼点
 - III-2 判断基準
- IV その他：社員の法人業務への関与度合い

(4)適格性の確認

「上場会社等監査人名簿への登録の審査」及び「上場会社等監査人名簿からの登録の取消しの審査」に当たっては、適格性の確認のための調査が行われます。

適格性の確認とは、上場会社等の監査を行う監査事務所が、上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための体制を適切に整備できているかを確認することを指しています(会則第46条の5第1項)。適格性の確認に当たっては、品質管理レビューその他の調査が行われることとなります(同条第2項)。

なお、(3)に提示する適格性の確認ガイドラインは、適格性の確認のために品質管理レビューを実施する際にも利用されます(品質管理レビューの実施状況については、「第2部 I 品質管理レビュー制度」を参照)。

(5)上場会社等監査人名簿

登録の申請が承認された監査事務所は、上場会社等監査人名簿に登録され、登録上場会社等監査人となります。上場会社等監査人名簿は当協会に備え置かれ、公衆の縦覧に供されています。

登録上場会社等監査人には、法令上、次の義務が課されることとなります。

① 監査法人のガバナンス・コードの受入れ／情報開示の充実のための取組の実施

公認会計士法施行規則第93条、第95条及び第96条の規定に基づき、登録上場会社等監査人は、業務の品質の管理の状況等の評価結果及びその理由等を公表するための体制の整備、上場会社等の監査証明業務のステークホルダーに対して経営管理の状況等を公表するための体制の整備及び「監査法人の組織的な運営に関する原則(監査法人のガバナンス・コード)」の適用状況を公表するための体制の整備を行うことが求められます。

② 変更登録の申請

公認会計士法第34条の34の8及び公認会計士法施行規則第88条の規定に基づき、登録上場会社等監査人は、上場会社等監査人名簿の登録事項に変更が生じた場合は、直ちに変更の登録を申請しなければなりません。

(6)情報開示

上場会社等監査人名簿の公衆縦覧のほか、当協会は、登録上場会社等監査人に関する情報を、当協会のウェブサイト「登録上場会社等監査人情報」において公表しています。

ウェブサイト「登録上場会社等監査人情報」で閲覧できる主な情報は、以下のとおりです。登録上場会社等監査人は、①及び②に関する情報に関し、上場会社等監査人登録細則で定められる頻度により報告を行うことが求められます。

- ① 登録上場会社等監査人の概要情報(名称・所在地・連絡先・代者名・専門要員数・上場会社等の監査契約数)
- ② 『透明性報告書』又は『監査品質に関する報告書』を通じた経営管理の状況等(公認会計士法施行規則第95条)及び「監査法人のガバナンス・コード」の適用状況(公認会計士法施行規則第96条)に関する情報
- ③ 品質管理レビューの実施状況(原則として直近2回分)
- ④ 金融庁又は当協会からの懲戒処分等を受けた場合には、当該懲戒処分等を受けた旨及びその理由

【コラム】中小監査事務所の情報開示を支援するための当協会の取組

1. 『監査品質のマネジメントに関する年次報告書』（公認会計士法施行規則第95条及び第96条に関する公表物）を作成するためのガイダンスの公表

登録上場会社等監査人は、上場会社等の監査証明業務のステークホルダーに対して経営管理の状況等を公表するための体制の整備(公認会計士法施行規則第95条)と、「監査法人の組織的な運営に関する原則(監査法人のガバナンス・コード)」の適用状況を公表するための体制の整備(公認会計士法施行規則第96条)が求められており、当協会は、中小監査事務所の情報開示の取組を支援する目的から、『監査品質のマネジメントに関する年次報告書作成のためのガイダンス』を会員向けに公開しています。

2. 「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」の開設

監査法人のガバナンス・コードの原則5指針5-4では、「会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである」とされていることに鑑み、当協会は、上場会社の監査を行う中小監査事務所の最高責任者が、自らの監査事務所の経営理念やその特質を踏まえた品質管理方針等を外部に発信し、監査事務所の監査品質向上への真摯な取組姿勢について積極的に市場関係者に開示できるようにすることを目的として、「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」を開設しています。

【上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト】

URL: https://jicpa.or.jp/business/topmessage_explanation/

(7)登録の取消しの審査

登録上場会社等監査人は、金融庁から行政処分を受けた場合や、当協会の品質管理レビューを受けた結果、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が見受けられ、「辞退勧告」が講じられた場合には、登録の取消しの審査の対象となります。

上場会社等監査人登録審査会が、登録上場会社等監査人の登録を取り消すことが相当と認めた場合、当該登録上場会社等監査人の登録が取り消されることとなります。

(8)登録の取消し

上場会社等監査人名簿から登録を取り消された監査事務所は、取消しの日から3年を経過しない間は、上場会社等監査人名簿への登録申請を行ったとしても、その登録が拒否されます(公認会計士法第34条の34の6第1項第1号)。

なお、登録を取り消された監査事務所は、その取消しの日前に締結された上場会社等の監査契約に関しては、例外的に監査業務を行うことができます(公認会計士法第34条の34の9第6項)。

3

上場会社等監査人登録制度を運営する組織

(1)職務と構成

上場会社等監査人登録制度は、上場会社等監査人登録審査会を中心に運営されています。上場会社等監査人登録審査会の職務と構成は、次の表のとおりです。

【上場会社等監査人登録審査会の職務と構成】

組織名	上場会社等監査人登録審査会
職務	・上場会社等監査人名簿への登録の審査 ・登録上場会社等監査人の登録の取消しの審査 ・その他上記に準ずるもので、上場会社等監査人登録制度の運営に関し必要な事項
構成	定員7人 審査会長(当協会の会長)1人 会員外の委員4人(①金融庁職員／②学識経験者／③経済界の出身者／④投資家) 会員委員2人

(2)委員一覧

上場会社等監査人登録審査会は、審査の透明性及び客観性を確保する目的から、会員外の委員が会員委員よりも多い組織構成により運営されています。

2026年3月31日時点における上場会社等監査人登録審査会の委員は、次の表のとおりです。

【上場会社等監査人登録審査会の委員一覧】

役職	氏名	所属・肩書
審査会長	南 成人	日本公認会計士協会 会長
委員(会員外)	反町 泰貴	金融庁企画市場局企業開示課 開示業務室長
委員(会員外)	福川 裕徳	一橋大学 商学部 教授
委員(会員外)	後藤 敏文	公益社団法人日本監査役協会 専務理事
委員(会員外)	水口 啓子	株式会社 第一生命経済研究所 ^(注) シニア・フェロー (非常勤)
委員(会員)	小暮 和敏	公認会計士
委員(会員)	浅井 万富	公認会計士

(注)2026年4月1日付で、「株式会社第一生命経済研究所」は「株式会社第一ライフ資産運用経済研究所」に商号を変更しています。

(3) 会員外の委員の役割・選任理由

会員外の委員の役割・選任理由は、次の表のとおりです。

【会員外の委員の役割・選任理由】

氏名(属性)	役割・選任理由
反町 泰貴 (金融庁職員)	監督当局の立場から、公認会計士法令に定めのある監査法人の体制整備や、「監査法人のガバナンス・コード」をはじめとする情報開示等の高い規律付けについて、その制度趣旨を踏まえた上での意見を得ることによって、より深度ある審議を実現できると考えられたため。 反町 泰貴委員にあつては、上記の役割が期待できるほか、登録審査会の委員として、公認会計士登録等の審査も行っているため、上場会社等監査人登録審査会の外部委員として適任と考えられた。
福川 裕徳 (学識経験者)	学識経験を有する者から、公認会計士監査及び監査業務の品質の管理に関する監査論・公認会計士制度論も踏まえた意見を得ることによって、より深度ある審議を実現できると考えられたため。 福川 裕徳委員にあつては、上記の役割が期待できるほか、品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会や倫理委員会などの当協会の会務において、部会員やオブザーバー等を歴任しており、監査事務所の品位保持や、品質管理のあるべき姿に関する知見を有するものと考えられることから、上場会社等監査人登録審査会の外部委員として適任と考えられた。
後藤 敏文 (経済界の出身者)	登録上場会社等監査人に対しては、より高い規律付けとして、「監査法人のガバナンス・コード」の適用が求められることを踏まえたとき、上場会社等の経営及びガバナンスに関する知見を有する者からの意見を得ることによって、より深度ある審議を実現できると考えられたため。 後藤 敏文委員にあつては、上記の役割が期待できるほか、当協会の自主規制モニター会議や、倫理委員会有識者懇談会の委員を歴任していることから、上場会社等監査人登録審査会の外部委員として適任と考えられた。
水口 啓子 (投資家)	登録上場会社等監査人に対しては、より高い規律付けとして、情報開示の拡充が求められていることを踏まえたとき、財務報告をはじめとする開示情報の利用者の立場にある者からの意見を得ることによって、より深度ある審議を実現できると考えられたため。 水口 啓子委員にあつては、上記の役割が期待できるほか、公認会計士・監査審査会の委員として、監査事務所の業務管理態勢・品質管理態勢に関する審査に関与があったことから、上場会社等監査人登録審査会の外部委員として適任と考えられた。

4 2025年度の上場会社等監査人登録審査の運営状況

2025年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで。以下同じ。)は、9回の上場会社等監査人登録審査会が開催されました。各回における議題等については、下記リンク先に掲載する議事要旨よりご確認ください。

【上場会社等監査人登録審査会の議題等】

URL: <https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/lcaf/>

(1)登録の申請状況

2025年度における上場会社等監査人名簿への登録申請の状況は、次の表のとおりです。

【上場会社等監査人名簿への登録申請の状況】

(単位：件)

	申請件数	審査中	登録の実施	登録の拒否	申請の取下げ
2025年度	8	0	4	0	4
(参考) 2024年度	103	0	81	7	15

(注) (参考) 2024年度の件数には、2025年度内に決定又は実施されたものが含まれている。

【コラム】登録の拒否・登録申請の取下げの背景（「適格性の確認ガイドライン」との関係）

Ⅱ2(3)に記載するとおり、上場会社等監査人名簿への登録の審査に当たっては、「登録の審査のためのレビュー」が行われることとなり、登録申請者が、「適格性の確認ガイドライン」において示される判断基準を満たしているかなどが審査されます。

「登録の拒否」の決定を受けた監査事務所の中には、「適格性の確認ガイドライン」の判断基準を満たしていないものと認められた監査事務所があります。また、審査の過程で、当該ガイドラインの判断基準を満たしていないことを確認した後、自ら登録の申請を取り下げ、判断基準に適合するように品質管理体制の見直しを実施した上で、再度登録の申請を実施する監査事務所もあります。

当協会は、上場会社等の監査を行う監査事務所に求められる“より高い規律付け”の水準の適切な理解・浸透を促すべく、2025年度から、登録申請者（監査法人の代表者・品質管理責任者）と面談を実施する機会を設けています。

また、中小監査事務所支援のための取組として、中小監査事務所連絡協議会では、中小の登録上場会社等監査人が、現行の監査の基準の水準の理解を深め、今後の監査業務においてよりいっそうの品質の向上が図られるようになることを目的として、「監査品質向上のための対話型研修会」を開催しています。

(2)変更登録申請の状況

2025年度における登録上場会社等監査人からの変更登録申請の状況は、次の表のとおりです。

【登録上場会社等監査人からの変更登録申請の状況】

(単位：件)

	件数	審査中	変更登録実施
2025年度	180	12	168
(参考) 2024年度	151	0	151

(注)1.「審査中」には、2025年度内の申請のうち、審査結果が2025年度内に決定しなかった件数を計上している。

2. (参考) 2024年度の件数には、2025年度内に決定又は実施されたものが含まれている。

(3)情報開示の状況

① 極めて重要な不備事項又は重要な不備事項の概要の公表

登録上場会社等監査人に対する品質管理レビューにおいて、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が認められた場合、当協会は、会則に基づき、当該極めて重要な不備事項又は重要な不備事項の概要を公表します。

2025年度において、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項の概要が新たに公表されることとなった監査事務所数は、8件です。

② 金融庁長官又は当協会の懲戒処分等を受けたことに関する情報開示

登録上場会社等監査人が、金融庁長官又は当協会の行う懲戒処分等を受けた場合は、当該懲戒処分等を受けた旨及びその理由が所定の期間開示されることとなります。

2025年度において、金融庁長官又は当協会の懲戒処分等を受けたことに関する情報開示の対象となった監査事務所数は、次の表のとおりです。

【懲戒処分等を受けたことに関する情報開示の対象となった監査事務所数】

(単位：件)

金融庁長官が行う懲戒処分に伴う情報開示の件数	0
当協会会長が行う懲戒処分に伴う情報開示の件数	2

③ 登録上場会社等監査人からの定期報告／変更報告に基づく情報開示

登録上場会社等監査人は、会計年度終了後3か月以内に定期報告を、ウェブサイトにおける公表事項に変更が生じた場合には、変更が生じた日から起算して30日以内を原則として変更報告を、それぞれ提出することが求められます。

2025年度における、定期報告及び変更報告の届出件数は、次の表のとおりです。

【定期報告及び変更報告の届出件数】

(単位：件)

定期報告	134
変更報告	243

(注)制度上、定期報告の提出期間内に変更事項が生じた場合には、「定期報告を兼ねる変更報告」として届出が可能。ここでは、「定期報告を兼ねる変更報告」は、定期報告として取り扱い、件数を計上している。

④ ウェブサイト上の「監理区分」への指定の状況

登録上場会社等監査人が、上場会社等監査人名簿からの登録の取消し事由に該当しているおそれがある場合や、定期報告・変更報告を所定の期限までに届け出ていることが認められた場合には、それらの状況が解消されるまでの間、当該登録上場会社等監査人を、ウェブサイト上の「監理区分」に指定の上で公表します。

2025年度において、監理区分に指定された監査事務所は0件です。

(4)登録抹消の状況

2025年度において、上場会社等監査人名簿からの登録抹消を受けた監査事務所は0件です。

(5)年度末における登録の状況

2025年度末時点において、上場会社等監査人名簿に登録を受けている監査事務所数は130件です。

Ⅲ 個別事案審査制度

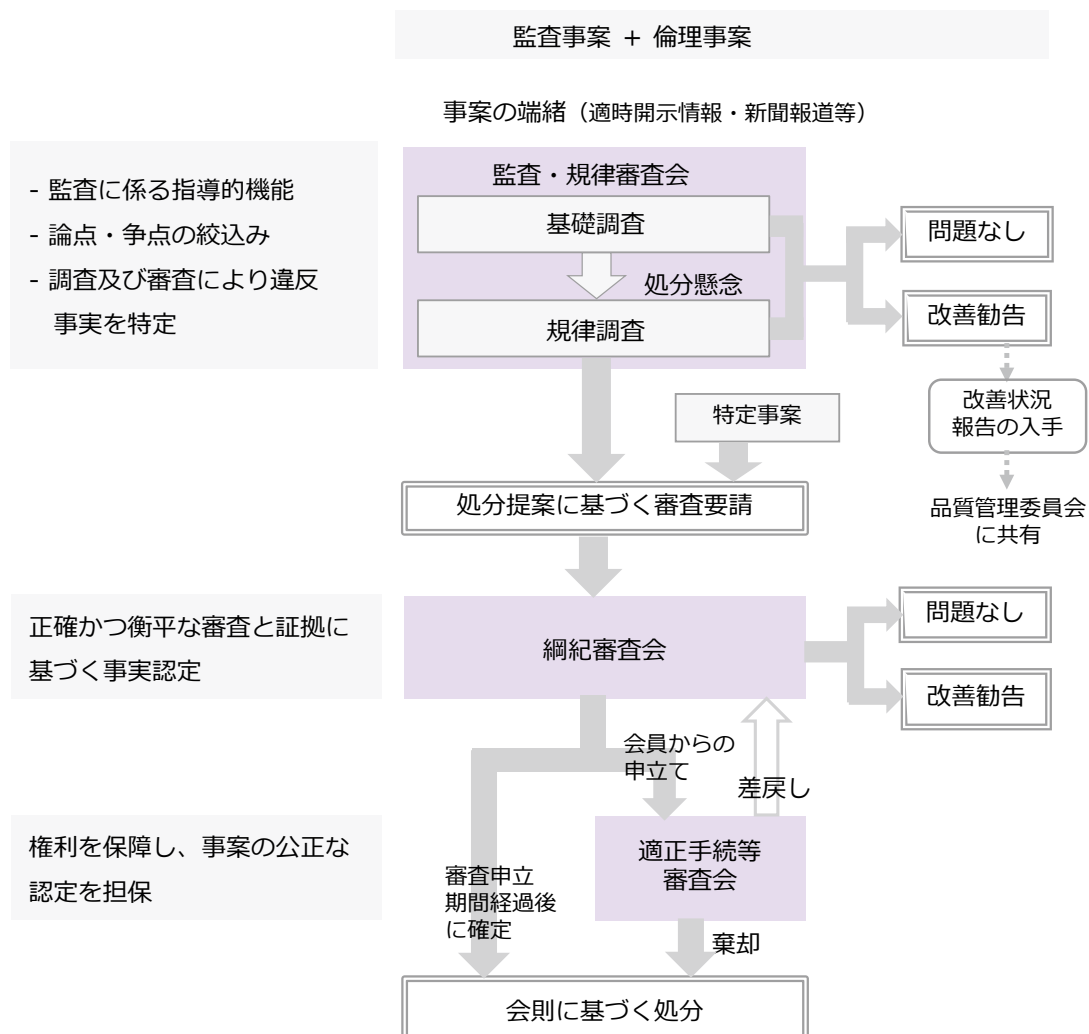
1 個別事案審査制度の概要

(1) 個別事案審査制度の概要

個別事案審査制度は、監査・規律審査制度及び綱紀審査制度により構成しています。監査・規律審査制度は、公認会計士業務等に係る個別の問題が発生した場合に、当該個別の問題に対する指導・監督機能の発揮、並びに処分懸念事案に係る調査及び審査を実施することを目的としています。また、綱紀審査制度は、会長から審査要請を受けた処分懸念事案^(注)に係る懲戒処分について審査することを目的としています。なお、審査の流れは以下のとおりです。

(注)会長から審査要請を受ける処分懸念事案には、監査・規律審査会が処分提案する事案のほか、特定事案(会費納付義務違反、CPD履修義務違反及び登録名簿の記載事項の変更登録義務違反)に係る処分提案がある。以下、「監査・規律審査会等」には監査・規律審査会のほか、特定事案に係る所管を含む。

【個別事案審査の全体像】



(2) 監査・規律審査制度

① 審査対象

監査・規律審査会では、監査事案及び倫理事案を調査及び審査の対象とし、審査の結果必要と認めたときは、会長に意見具申し、会員及び準会員(以下「関係会員」という。)に対して会長が勧告又は指示を行うか、若しくは綱紀審査会に対して審査要請を行います。

監査事案及び倫理事案は、それぞれ以下のア及びイに記載の情報を端緒として、監査・規律審査会の議決をもって調査対象事案を決定しています。また、調査の段階により、「基礎調査」と「規律調査」に分類しています。

ア. 監査事案

- ・ 有価証券報告書等の訂正報告書
- ・ 適時開示情報(会社の不正、誤謬、倒産等)
- ・ 新聞等の報道記事情報(会社の不正、重要な虚偽表示の疑義、倒産等)
- ・ 当協会の監査・倫理ホットラインへの情報
- ・ 品質管理レビューにおいて監査意見の妥当性に疑念が生じた事案又は監査事務所の会則及び規則への準拠性に疑念が生じた事案に関し、品質管理委員会の委員長から報告があったもの

監査事案は、会員の監査実施状況及び監査意見の妥当性について、「基礎調査」から調査を開始し、調査を進める過程で、関係会員に法令、会則及び規則の違反事実(以下「法令等違反事実」という。)の懸念が認められた事案は、監査・規律審査会の同意をもって「規律調査」に段階を進めます。

イ. 倫理事案

- ・ 新聞及び官報等の報道記事(倫理規則違反、税理士法違反等)
- ・ 会社の公表情報や監査事案の調査により判明した組織内会計士等である会員の倫理事案(独立性違反、倫理規則違反等)
- ・ 当協会の監査・倫理ホットラインへの情報
- ・ 品質管理レビューにおいて監査事務所の会則及び規則への準拠性に疑念が生じた事案に関し、品質管理委員会の委員長からの報告があったもの
- ・ その他会長から指示を受けたもの

倫理事案は、倫理に関わる事案(監査事案以外)として、法令等違反事実の有無が根本的な論点となるため、調査開始時から「規律調査」に分類されます。

また、倫理事案は、監査事案以外の事案の総称であり、監査業務に従事していない会員及び準会員の会則違反や倫理規則違反の懸念のある行為等に関しても、調査対象に含まれます。

② 監査・規律審査

調査対象事案については、関係会員に対し、事実の報告を求め、事情を聴取し、若しくは質問をして回答を求め、又は資料の閲覧若しくは提供を求める方法により調査を実施し、調査結果を踏まえて審査を行います。

③ 審査結果

監査・規律審査会における審議は、利害関係のある委員を除く出席委員の3分の2以上の議決をもって審査結果を決定します。

審査結果は次の四つに分類されます。

【監査・規律審査制度における審査結果の4分類】

審査結果	内容
問題なし	特に指摘すべき事項なしで審査終了とする。
問題なし (意見付記)	勧告又は指示には至らないものの、会員指導の観点から、今後の監査業務に参考となる意見を付記した上で審査終了とする。
改善勧告・指示	綱紀審査要請には至らないものの、監査実施状況及び監査意見形成の過程等において不備があると判断した場合、会長名での勧告又は指示を行うことを会長に意見具申する。 また、関係会員に対し、改善措置に係る回答を書面及び面談により求め、監査・規律審査会において内容を検討するとともに、監査事案については、品質管理委員会にも当該回答を共有する。
綱紀審査要請	法令等違反事実があり、当該違反事実が懲戒処分相当であると判断した場合、綱紀審査会に対する審査要請を会長に意見具申する。

(3) 綱紀審査制度

① 審査対象

監査・規律審査会等からの処分提案に基づき会長から審査要請があった事案及び適正手続等審査会から差し戻された事案を審査対象とします。

② 綱紀審査

審査対象となった事案については、監査・規律審査会等が作成した処分提案書及び関係会員の主張を踏まえ、証拠に基づき事実認定を行います。審査は、関係会員等に対し、事実の報告を求め、事情を聴取し、若しくは質問をして回答を求め、又は資料の閲覧若しくは提供を求める方法により実施します。

なお、当協会による懲戒処分は、関係会員の権利・地位等に重大な影響を及ぼすことから、関係会員に十分な説明の機会を供与し、慎重な審査を行っています。

③ 審査結果

審査結果は次の三つに分類され、綱紀審査会において、出席委員の過半数をもって議決します。

【綱紀審査制度における審査結果の3分類】

審査結果		内容
懲戒処分相当		法令等違反事実が認められ、懲戒処分を行うことが相当であるとの結論となった場合には、会長に対し懲戒処分の実施を求める。
懲戒処分相当でない	改善勧告・指示	法令等違反事実は認められるが、懲戒処分を行うことまでは相当でないとの結論となった論点において、会長名での勧告又は指示を行うことを求める。
	問題なし	法令等違反事実は認められず、特に指摘すべき事項なしで審査終了とする。

なお、綱紀審査会の量定判断に関して、処分内容の公平性を担保するため、綱紀審査会運営細則第4条(処分内容の決定)に規定されている「懲戒処分の量定に関するガイドライン」を参考にし、個々の事案に応じた処分内容を決定しています。

(4)適正手続等審査制度

懲戒処分の内容を申し渡された関係会員は、綱紀審査会の結論に影響を及ぼす手続違反等があることを理由として、適正手続等審査会に審査申立てをすることができます。

① 審査対象

綱紀審査会から懲戒処分の内容を申し渡された関係会員からの審査申立てがあった事案を審査対象とします。

② 適正手続等審査

審査申立てがあった事案については、綱紀審査会及び審査申立てを行った関係会員の双方の主張を踏まえ、証拠に基づき事実認定を行います。審査は、関係会員等に対し、事実の報告を求め、事情を聴取し、若しくは質問をして回答を求め、又は資料の閲覧若しくは提供を求める方法により実施します。

③ 審査結果

審査結果は次の二つに分類され、適正手続等審査会において、出席委員の過半数をもって議決します。

【適正手続等審査制度における審査結果の2分類】

審査結果	内容
差戻し	綱紀審査会の結論に対する審査申立てに理由があると認めるときは、綱紀審査会に当該事案を差し戻す。
棄却	審査申立てに理由があると認めないときは、当該審査申立てを棄却する。

(5)懲戒処分

綱紀審査会の審査結果について関係会員から審査申立てがなされなかった場合又は適正手続等審査会において審査申立てが棄却された場合には、会長は会則に基づく懲戒処分を行います。

当協会の懲戒処分は、関係会員の監査実施状況、監査意見の妥当性等に対して、監査の基準に照らして監査手続が十分であったかを判断し、その結果、会則に照らして違反があれば懲戒処分を行う、という重要な機能です。また、関係会員に対する懲戒処分にとどまらず、その他の一般の会員に対しても、公示文書や会長通牒を通じての注意喚起、研修を通じての事例提供による再発防止の教育、品質管理レビュー制度などを通じての対応状況のフォロー、さらに実務指針の見直しの必要性を検討するなど、幅広く会務に展開し、諸施策を講じています。

① 目的

当協会が行う懲戒処分は、自主規制団体としての責務を果たすために実施する制裁であり、これによって団体としての規律を維持するとともに会員に更なる社会的な使命の自覚を促し、会員が職業的専門家として公正かつ誠実に職責を果たすことによって公共の利益に資するよう導くことを目的として実施しております。

② 処分の種類

当協会が会員及び準会員に対して行う懲戒処分は、「戒告」「会員権停止」「除名」「退会勧告」及び「行政処分請求」の5種類です。

【懲戒処分の種類】

懲戒処分の種別	内容
戒告	会員及び準会員の会則等への違反に対し、その責任を確認しその将来を戒める懲戒処分
会員権停止 ^(注1)	会員及び準会員の会則等への違反に対し、会則によって会員及び準会員に与えられた権利を一定期間停止する懲戒処分
除名	準会員登録名簿からの登録抹消(任意加入の準会員に限定)
退会勧告 ^(注2)	会員及び準会員の会則等への違反に対し、当協会からの退会を勧告する懲戒処分
行政処分請求	上記各種の懲戒処分に付加される、金融庁長官の行う登録の抹消又は監査法人に対する解散命令その他の懲戒処分の請求

(注)1.会員権の停止は、監査業務を始めとした公認会計士の業務を制限するものではない。なお、会員権(会則によって会員及び準会員に与えられた権利)とは、総会に出席して表決する権利・役員の選挙権及び被選挙権・会長に意見具申し、又は建言する権利・当協会の会議に出席する権利を指す。

2.退会勧告は、当該会員又は準会員が退会するまでの間、会員権停止の懲戒処分も併科される。なお、退会勧告の事由となった事実が会費納付義務違反、CPD履修義務違反、変更登録義務違反である場合において、当該事実の改善が図られたことが確認されたときは、会長は、退会勧告の効力をその確認されたときまでとすることができる。

③ 処分の公示・公表

処分の公示・公表の対象範囲は、次の表のとおりです。

【懲戒処分に関する開示の範囲】

開示対象者	開示される懲戒処分の範囲	開示場所	開示内容
会員向け (公示)	懲戒処分を実施した全ての事案	当協会ウェブサイト (会員専用ページ)	以下の全部又は一部 ・懲戒処分をした旨 ・懲戒処分の種別 ・懲戒処分の理由 ・事案の概要 ・懲戒処分の効力が生じた年月日
一般向け (公表)	一定の懲戒処分を実施したとき ^(注1)	当協会ウェブサイト (お知らせ)懲戒処分情報	
	登録上場会社等監査人に対して懲戒処分を実施したとき	当協会ウェブサイト (お知らせ)懲戒処分情報 ^(注2)	
		当協会ウェブサイト 「登録上場会社等監査人情報」 ^(注3)	・懲戒処分を受けた旨 ・その理由

(注)1.登録上場会社等監査人に該当しない場合でも、以下の場合には、会長が懲戒処分をした旨を一般に対しても公表する。

- ・懲戒処分の種別及び内容が会員権停止6か月以上であり、かつ、行政処分請求が付加されている場合や、退会勧告である場合
- ・審査事案に対する社会的関心、審査事案の社会的影響等を考慮し、当協会及び公認会計士制度に対する社会の信頼を確保するために必要と認めた場合

2.2024年7月の会則変更により、公表されることとなった。

3.「第2部Ⅱ上場会社等監査人登録制度 2(6)」を参照。

なお、監査人である会員が当協会の懲戒処分を受けた場合には、被監査会社の監査役等に、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を伝達する中で、遅滞なく、懲戒処分について通知があった日とともに、懲戒処分の対象、内容及び理由を伝達することになります。

2

個別事案審査制度を運営する各組織

(1) 監査・規律審査会

監査・規律審査会は、会員の監査業務の適正な運用発展並びに会員及び準会員の規律の維持を図るため、以下の事項を職務としています。

監査・規律審査会の委員及び臨時委員は、常務理事会により選任の上、会長により委嘱されています。また、全員に守秘義務が課せられるとともに、議事は非公開としています。

【監査・規律審査会の職務と構成】

組織名	監査・規律審査会
職務	・会員の監査実施状況及び監査意見の妥当性に関する調査及び審査、並びに会員及び準会員の倫理に関する調査及び審査を行うこと。 ・調査及び審査の結果、必要と認めた場合は、会員及び準会員に対して、会長名による勧告又は指示を行うこと。 ・調査及び審査の結果、会員及び準会員に法令等違反事実があり懲戒処分が相当と認められた場合は、会長の承認を経て、当該事案を綱紀審査会へ回付すること。 ・調査及び審査の結果、監査・規律審査会の審査会長が必要と認めた場合に品質管理委員会の委員長へ報告すること。
構成	・委員(17人。そのうち2人は会員外の学識経験を有する者^(注1)) － 審査会長(1人。委員のうちから会長が指名する。) － 副審査会長(1人。委員のうちから会長が指名する。) － 委員(審査会長及び副審査会長を除き、15人) ・臨時委員^(注2)(4人)

(注)1.会員外の学識経験を有する2人は、弁護士及び学者であり、個別事案の審査判断に加わるほか、事案調査及び審査に関して社会通念上、又は法的に違反していないかといった観点で手続の適正性等も確認している。

2.利害関係を有する委員の数が委員の半数以上となる場合は、利害関係を有しない委員及び臨時委員の合計数が少なくとも委員の数の過半数となるまで臨時委員が充当される。

(2) 綱紀審査会

綱紀審査会は、会員及び準会員の綱紀を保持粛正し、正確かつ衡平な処分を行うため以下の事項を職務としています。

綱紀審査会の委員及び予備委員は、理事会により選任の上、会長により委嘱されています。また、全員に守秘義務が課せられるとともに、議事は非公開としています。

【綱紀審査会の職務と構成】

組織名	綱紀審査会
職務	・ 監査・規律審査会等の処分提案書に記載されている法令等違反事実を審査し、その処分内容等を決定すること。 ・ 審査申立てがあった場合において、適正手続等審査会から差し戻された当該審査申立てに係る事案についての調査及び審議をし、その処分内容等を決定すること。
構成	・ 委員(7人。そのうち2人以上は会員外の学識経験を有する者^(注1)) － 審査会長(1人。委員の互選による。) － 副審査会長(1人。委員の互選による。) － 委員(審査会長及び副審査会長を除き、5人) ・ 予備委員^(注2)(7人)

(注)1.会員外の学識経験を有する2人は、弁護士及び学者であり、個別事案の審査判断に加わるほか、事案審査に関して社会通念上、又は法的に違反していないかといった観点で手続の適正性等も確認している。

2.委員に利害関係があるときは、予備委員が充当される。

(3)適正手続等審査会

適正手続等審査会の職務及び構成は次の表のとおりです。適正手続等審査会の委員及び予備委員は、理事会により選任の上、会長により委嘱されています。また、全員に守秘義務が課せられるとともに、議事は非公開としています。

【適正手続等審査会の職務と構成】

組織名	適正手続等審査会
職務	綱紀審査会から懲戒処分の内容を申し渡された会員及び準会員からの審査申立てについて、審査を行い、結論に影響を及ぼす手続違反、重大な事実誤認又は新たな事実が判明したと認めたときは、綱紀審査会に当該審査を差し戻し、これを認めないときは、当該審査申立てを棄却すること。
構成	・ 委員(5人。そのうち3人以上は会員外の学識経験を有する者 ^(注1)) － 審査会長(1人。委員の互選による。) － 委員(審査会長を除き、4人) ・ 予備委員 ^(注2) (3人)

(注)1.会員外の学識経験を有する3人は、弁護士及び学者であり、個別事案の審査判断に加わるほか、事案審査に関して社会通念上、又は法的に違反していないかといった観点で手続の適正性等も確認している。
2.委員に利害関係があるときは、予備委員が充当される。

3

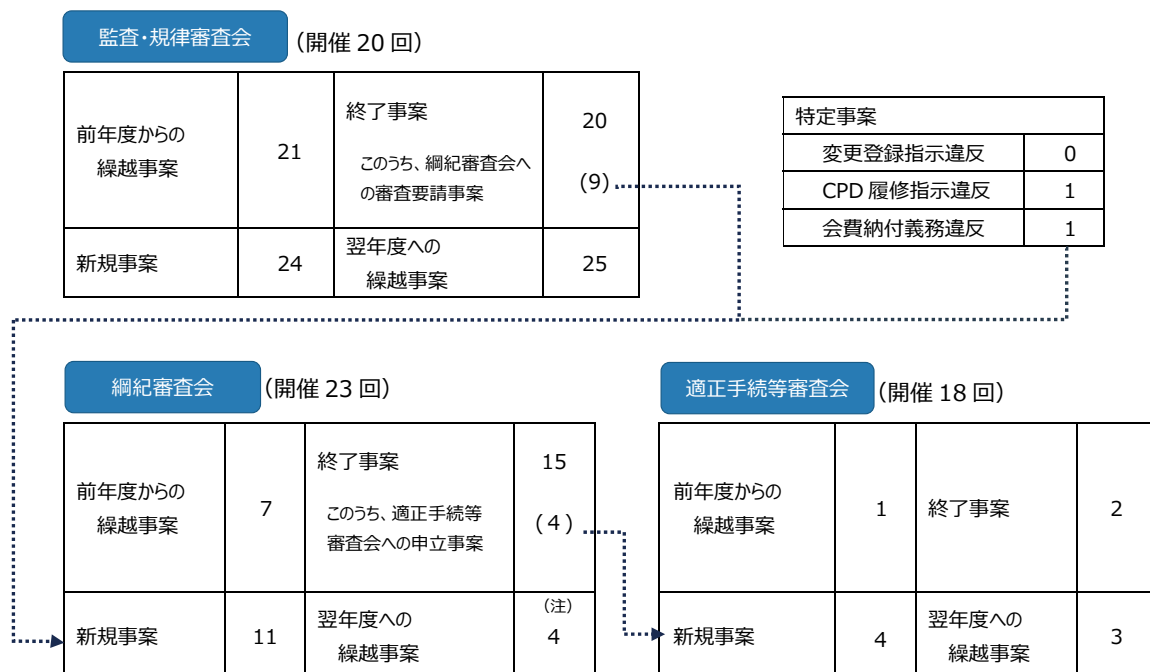
2025年度の個別事案審査の運営状況

2025年度も、当協会における自主規制機能の一層の充実・強化を図り、自主規制の実効性を向上させるため、個別事案審査制度の更なる運用改善に努めて参りました。特に当年度は、社会の関心が強く、社会的影響が大きい事案に関して、優先して調査に取り組みました。

2025年度における個別事案審査制度の事案数の推移の概観及び各会議の開催数は、以下のとおりです。なお、事案数のみを記載していますので、終了事案の結論の内訳は、各機関の項をご参照ください。

【個別事案審査制度の事案数の推移】

(単位：事案)



(注)事案分離により一部先行して結論が出た事案等があるため、前年度からの繰越事案と新規事案の合計事案数と、終了事案と翌年度への繰越事案の合計事案数は一致しない。

(1)監査・規律審査会

① 監査・規律審査会における2025年度の事案数の状況

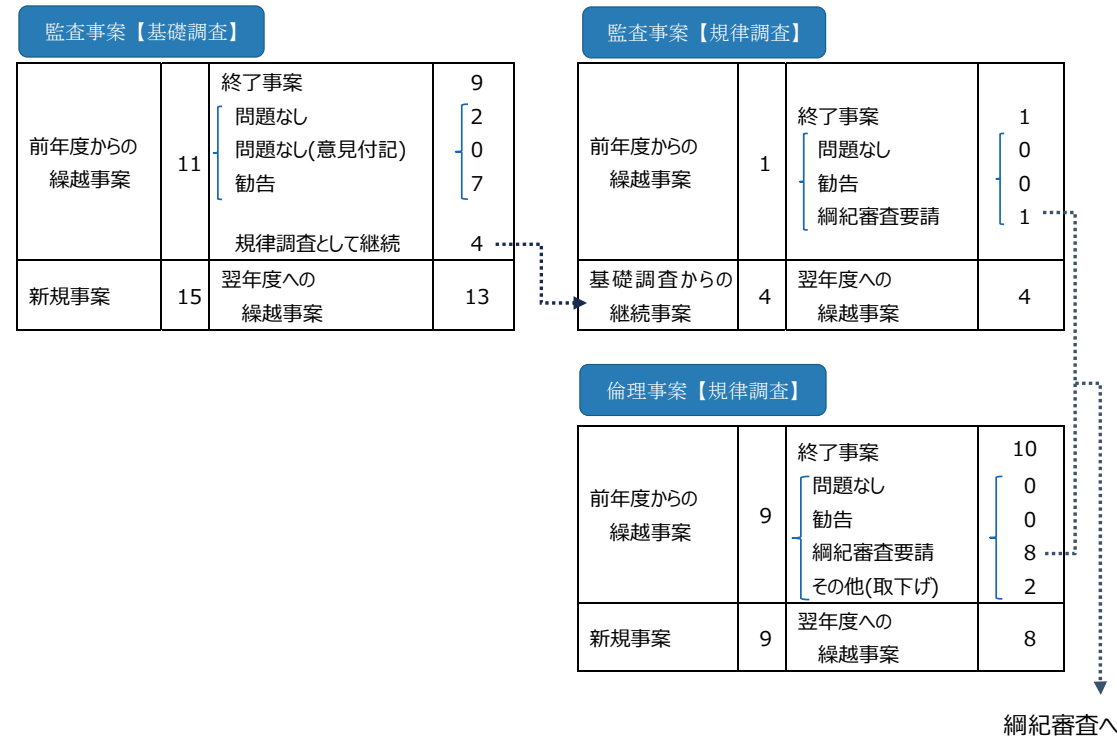
2025年度における監査事案の取上げは15事案であり、このほか2024年度からの繰越が12事案ありました。このうち、10事案の審査を終了した結果、翌年度繰越は基礎調査が13事案、規律調査が4事案、計17事案となりました。

また、2025年度における倫理事案(税理士法違反等)の取上げは9事案、2024年度からの繰越が9事案、合わせて18事案であり、このうち10事案の審査を終了した結果、翌年度繰越は8事案となりました。

基礎調査と規律調査の事案数の関係は、以下のとおりです。

【基礎調査と規律調査の事案数の関係】

(単位:事案)



② 取上げから終了までの調査期間

2025年度に監査・規律審査会で審査を終了した事案における、取上げから終了までの調査期間は次の表のとおりです。

【取上げから終了までの調査期間】

(単位：事案)

調査期間	～6か月	～1年	～1年半	合計 ^(注1)
監査事案				
基礎調査で終了	1	5	3	9
規律調査で終了 ^(注2)	1	0	0	1
倫理事案				
規律調査	7	2	1	10

(注)1.調査期間の最短及び最長はそれぞれ以下のとおり。

監査事案【最短5か月、最長14か月】

倫理事案【最短1か月、最長13か月】

2.基礎調査の期間を含む。なお、規律調査は、調査開始から6か月以内に議決を行うよう努めなければならないとされている。

③ 監査事案

ア. 監査事案の近年の事案数の推移

近年の事案数の推移を示すと、次の表のとおりです。

【監査事案の事案数の推移】

(単位：事案)

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
繰越事案		23(6)	18(2)	19(3)	23(5)	12(1)
新規事案		13	11	17	13	15
基礎調査から規律調査への移行 ^(注1)		(2)	(3)	(5)	(0)	(4)
合計		36(8)	29(5)	36(8)	36(5)	27(5)
終了事案 ^(注2)		18(6)	10(2)	13(3)	24(4)	10(1)
審査結果	問題なし	8	3	4	8	2
	問題なし(意見付記) ^(注3)	2	0	0	2	0
	改善勧告・指示	5(3)	7(2)	4(1)	9(0)	7(0)
	綱紀審査要請	3(3)	0	2(2)	4(4)	1(1)
	その他 ^(注4)	0	0	3	1	0
(翌年度)繰越事案		18(2)	19(3)	23(5)	12(1)	17(4)

(注)1.括弧内の数字は、規律調査事案の事案数の内数を示す。

2.終了事案数は、監査・規律審査会における議決の日に基づき集計している。

3.結論は「問題なし」で改善勧告・指示には至らないものの、監査・規律審査会での議論の結果、意見を伝える必要があると判断された場合に、意見を付記している。

4.「その他」は、事案の取下げにより調査を終了したものである。

イ. 監査事案の新規取上げに至る検討状況

監査事案の新規取上げに至る検討状況は、次の表のとおりです。

【監査事案の新規取上げに至る検討状況】

(単位：件)

		2023年度	2024年度	2025年度
日常的なモニタリング(公表情報等) ↓ (注1)		372	343	267
取上審議対象 ↓ (注2)		96	72	72
取上げ決定	会社単位	11	11	14
	監査事務所単位 ^(注3)	17事案	13事案	15事案

(注)1.単純な記載誤り、注記のみの訂正、監査報告書の記載誤り等の軽微な訂正は、取上審議の対象から除いている。

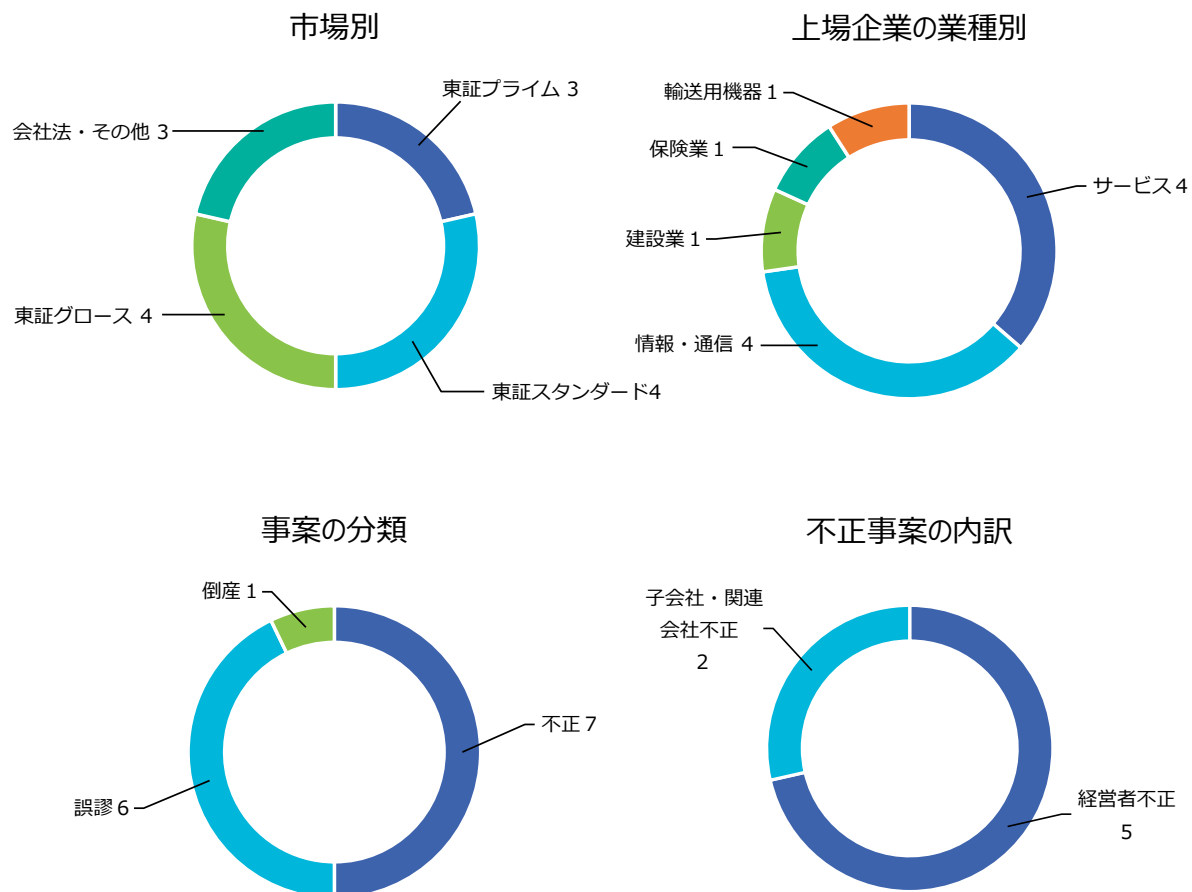
2.量的(売上高・各段階利益・総資産・純資産への影響等)又は質的(倒産、IPO・指定替え時の不正、訂正による債務超過転落・段階利益等の赤黒逆転等)な重要性を勘案し、審議の上で決定している。

3.一つの会社で複数の監査事務所を取り上げた案件があるため、件数(会社単位)と事案数(監査事務所単位)で差異が生じている。

ウ. 新規事案の内訳

イにおける2025年度の取上げ案件を会社単位で分類すると、以下のとおりです。

【2025年度の監査事案の新規取上げ案件の分類】



工. 審査結果が改善勧告・指示又は綱紀審査要請となった事案における不備の傾向

2025年度の終了事案のうち、審査結果が改善勧告・指示となったものは7事案、綱紀審査要請となったものは1事案でしたが、複数の不備事項が含まれる事案もありました。これらの事案における不備事項を分類すると、主に以下のような内容及び傾向となりました。

【不備の傾向】

企業環境の 理解・ リスク評価	・ 監査先企業のビジネスの理解が十分でなかったため、リスクを適切に識別できなかった。 «ビジネスの理解が十分でなかった例» － 取引先との契約に関する検討が不十分 － ビジネスにおいて利用するシステムの設計(収益認識との関係がどのようになっているか。)の検討が不十分 ・ 収益の計上基準が適切であるかの評価に当たり、いわゆる5ステップアプローチ^(注)に基づく検討を行っていないかった。 ・ 事業環境の変化を適時適切に認識しなかったため、会計処理の妥当性に関する見直しを適切に実施できなかった。 «環境の変化の認識が適時適切でなかった例» － 通常の商慣習から外れた、非常に長期の債権回収サイトを有する取引が散見された。 － 過去の同種の取引とは異なる契約条件による取引が開始された。 ・ 通例でない取引や事象を識別していたが、リスク評価に含めていなかった、又は、リスク評価の見直しには至らなかった。 «識別していた事象の例» － 数年継続して営業損失を計上している状況にあったが、多額の補助金の受給により、固定資産の減損の兆候が解消された。 － 業界の商慣習から外れた、顧客からの買戻しがあった。 － 会社に資料提出を依頼した際に、複数回の督促をしないと資料が提出されない、原本ではなく写しが提出される等、複数の異常な点が見受けられた。 ・ 不正が発覚し、財務諸表の訂正が行われた際の監査(訂正財務諸表に対する監査)において類似取引の有無を検討する際に、不正実行者が影響を及ぼす範囲の特定が不十分であった。
リスク対応 手続	・ 会社は業界慣行や商慣習を反映させた収益認識基準を採用していたが、その特性を踏まえたリスク対応手続の立案・実施ができていなかった。 ・ 経営者不正が疑われる状況において、残高確認を依頼したものの経営者の同意が得られず、不同意とした理由を経営者に質問したが、当該理由に正当性と合理性があるか否かに関する検討が不十分であった。 ・ 国際会計基準(IFRS)適用会社において、のれんの減損テストに係る監査手続において、以下の検討不足があった。 － 会社の見積手法が、適用される財務報告の枠組みに照らして適切であるかどうかの検討が不十分 － 経営者が使用する仮定をどのように選択したか、また、重要な仮定をどのように識別したかの理解が不十分 ・ 注記事項として記載された内容が、適用される財務報告の枠組みに照らして適切かどうかを検討していないかった。

意見形成 ・その他	・ 監査契約の新規の締結に当たり、不正の疑義を識別していたにもかかわらず、経営者の説明を鵜呑みにし、不正リスクの評価が不十分であった。 ・ 監査報告書の発行予定日間近に新たな事実を識別したが、当該事実が監査意見に与える影響を慎重に検討していなかった(監査調書に判断に関する記載がなかった。) ・ 監査意見形成に係る審査において審査担当者と討議した事項の内容や、審査が監査報告書日以前に完了したことを裏付ける審査資料の作成がなかった。 ・ 経営者不正に関する調査が継続していたが、監査報告書の提出期限に間に合わせることを優先させ、監査範囲の制約の影響を十分に考慮せず、無限定適正意見の監査報告書を提出した。
--------------	---

(注)収益認識の5ステップアプローチとは、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」に基づく、以下の五つのステップを指す。

- ① 契約の識別
- ② 履行義務の識別
- ③ 取引価格の算定
- ④ 履行義務への取引価格の配分
- ⑤ 履行義務の充足による収益の認識

監査・規律審査会が毎年会員及び準会員に向けて発行する「監査提言集」の冒頭には、過去の調査事例で確認された不備事項を様々な視点でまとめた「17の提言」を掲載しています。

上述の「不備の傾向」も、多くはこの17の提言に包含される事項であり、監査の各局面で改めて確認することで、気づきが得られるものです。

【17の提言（2025年7月版）】

1. リスク・アプローチに基づく監査においては、リスクの適切な識別・評価が決定的に重要である。
2. 形式的な内部統制の評価は、リスクの適切な識別・評価に結びつかないことを理解する。
3. 重要な虚偽表示リスクは、常時変化しているため、変化を見過ごさない。
4. 業界慣行という言葉に捉われず、一般的なビジネスに関する知識や一般常識を踏まえることも必要である。
5. 新規事業等への参入は、新たな重要な虚偽表示リスクを生み出すことがあることを理解する。
6. 経営者の誠実性は先入観を持たずに検討する。
7. 識別したリスクに対して、効果的な監査手続を具体的に検討する。
8. 監査手続は納得感を得るまで慎重に実施し、必要な監査証拠を入手する。
9. 入手した監査証拠の証明力の強弱を適切に評価する。
10. 質問の回答を鵜呑みにせず、裏付けを入手する。
11. 契約書等の証憑が揃っていることと、取引が実在することとは必ずしも同じでない場合があることを理解する。入出金の事実も過信しない。
12. 投融資は、経済合理性だけでなく、事業上の合理性を吟味し、その内容を十分把握する。
13. 損失処理することと重要な虚偽表示リスクが解消することとは別の問題であることを理解する。
14. 会計基準の適用には、その設定趣旨を尊重した正しい理解が必要である。
15. 連結子会社等にも虚偽表示リスクは親会社と同様に存在する。グループ全体と構成単位の環境の理解を深める。
16. 時間的制約のある監査人交代は、監査リスクが著しく高いことがあることを理解する。
17. 監査調書は、監査人の行為の正当性を立証する唯一のものである（No Paper No Work）。監査調書は適時に作成及び査閲し、監査報告書日後は適切に整理し保存する（事後的な監査調書の改ざんは許されない。）。

④ 倫理事案

ア. 倫理事案の近年の事案数の推移

近年の事案数の推移を示すと、次の表のとおりです。

【倫理事案の事案数の推移】

(単位：事案)

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
繰越事案		8	5	5	11	9
新規事案 ^(注1)		7	8	12	15	9
会費納付義務違反		1	1	1	1	-
CPD履修義務違反		0	2	1	-	-
変更登録義務違反		1	1	0	-	-
税理士法違反		3	0	3	9	5
その他		2	4	7	5	4
合計		15	13	17	26	18
終了事案 ^(注2)		10	8	6	17	10
審査結果	問題なし	1	0	0	2	0
	改善勧告・指示	0	1	3	2	0
	綱紀審査要請	10	7	4	15	8
	その他 ^(注3)	0	1	1	1	2
(翌年度)繰越事案		5	5	11	9	8

(注)1.2024年の会則変更により、2024年9月以降、特定事案(会費納付義務違反、CPD履修義務違反及び登録名簿の記載事項の変更登録義務違反)は各事案を所管する部門が処分提案機能を有することとなり、監査・規律審査会での審査対象から除外された。

2.終了事案数は、監査・規律審査会における議決の日に基づき集計している。

3.審査結果の「その他」は、公認会計士法第4条(欠格条項)に該当したことによる登録抹消又は事案の取下げにより、調査を終了している。

(2) 綱紀審査会

① 綱紀審査会における事案数の推移

2025年度の報告対象期間中に、11事案の綱紀審査要請があり、このほかに2024年度からの繰越が7事案ありました。このうち15事案を審査・議決し、申渡しを実施した結果、翌年度繰越は4事案となりました(下表の注5参照)。近年の事案数の推移を示すと、次の表のとおりです。

【綱紀審査会における事案数の推移】

(単位：事案)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
繰越事案	10(6)	9(5)	2(0)	2(1)	7(2)
新規事案(監査)	2	0	1	4	1
新規事案(倫理)	13	9	4	17	10
会費納付義務違反	1	1	1	1	1
CPD履修義務違反	3	3	1	2	1
変更登録義務違反	1	1	0	0	0
税理士法違反	5	0	0	9	6
その他	3	4	2	5	2
合計	25(19)	18(14)	7(4)	23(18)	18(12)
終了事案	16(14)	16(14)	5(3)	16(16)	15(10)
審査結果	懲戒処分相当	14(13)	16(14)	15(15)	13(8)
	改善勧告・指示	3(2)	2(2)	1(1)	4(4)
	その他 ^(注3)	1(1)	1(1)	0	0(0)
(翌年度)繰越事案	9(5)	2(0)	2(1)	7(2)	4 ^(注5) (3)

(注)1.括弧内の数字は、倫理事案の事案数の内数を示す。

2.終了事案は、綱紀審査会からの審査結果の申渡しの日に基づき集計している。

3.結論の内容の「その他」は、公認会計士法第4条(欠格条項)に該当したことによる登録抹消等により、調査を終了している。

4.「終了事案」と「審査結果」の差異は、一つの事案で複数の関係会員が綱紀審査対象となり、審査の結果、関係会員ごとに異なる結論となった場合に、当該事案の「審査結果」(懲戒処分相当、改善勧告・指示及びその他)をそれぞれ1として集計していることにより生じている。

5.事案分離により一部先行して結論が出た事案等があるため、前年度からの繰越事案と新規事案の合計事案数と、終了事案と翌年度への繰越事案の合計事案数は一致しない。

② 審査要請から終了までの審査期間

2025年度に綱紀審査会で審査を終了した事案における、審査要請から終了までの審査期間は次の表のとおりです。

【審査要請から終了までの審査期間】

(単位：事案)

審査期間 ^(注1)	～3か月	～6か月	～1年	～1年半	～2年	合計 ^(注2)
監査事案	0	0	0	4	1	5
倫理事案	6	3	1	0	0	10

(注)1.綱紀審査は、会長から審査の要請があった時又は適正手続等審査会から事案が差し戻された時から3か月以内に審査が終了するよう努めなければならないとされている。

2.審査期間の最短及び最長はそれぞれ以下のとおり。

監査事案【最短13か月、最長19か月】

倫理事案【最短1か月、最長8か月】

(3)適正手続等審査会

① 適正手続等審査会における事案数の推移

2025年度の報告対象期間中に、4事案の審査申立てがあり、このほかに2024年度からの繰越が1事案ありました。このうち2事案の審査を終了した結果、翌年度繰越は3事案となりました。近年の事案数の推移を示すと、次の表のとおりです。

【適正手続等審査会の事案数の状況】

(単位：事案)

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
繰越事案		3(2)	4(3)	3(1)	2(1)	1(1)
新規事案		3(3)	3(1)	4(2)	1(1)	4(1)
合計		6(5)	7(4)	7(3)	3(2)	5(2)
終了事案		2(2)	4(3)	5(2)	2(1)	2(2)
審査結果	差戻し	0	2(2)	0	0	0
	棄却	2(2)	2(1)	5(2)	2(1)	2(2)
(翌年度)繰越事案		4(3)	3(1)	2(1)	1(1)	3(0)

(注)括弧内の数字は、倫理事案の事案数の内数を示す。

② 適正手続等審査会における審査期間

2025年度の適正手続等審査会における審査期間は次の表のとおりです。

【適正手続等審査会における審査期間】

(単位：事案)

審査期間 ^(注1)	～6か月	～1年	～1年半	～2年	合計 ^(注2)
監查事案	0	0	0	0	0
倫理事案	1	0	0	1	2

(注)1.適正手続等審査は、申立書を受理してから6か月以内に事案審査が終了するよう努めなければならないとされている。

2.審査期間の最短及び最長は以下のとおり。

倫理事案【最短5か月、最長20か月】

(4)懲戒処分

① 懲戒処分の種別による推移

2025年度においては、13事案の懲戒処分が実施されました。近年の懲戒処分の種別(事案種別、懲戒処分の種別及び関係会員の種別)による推移を示すと、次の表のとおりです。

【懲戒処分の種別による推移】

(単位：事案)

		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		2025年度	
懲戒処分となった事案数		14		16		7		14		13	
関係会員の種別		法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人
監査事案	戒告	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	会員権停止	0	3	0	3	3	10	0	0	1	5
	退会勧告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	行政処分請求 ^(注2)	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0
倫理事案 ^(注3)	戒告	0	58	0	23	0	23	0	27	0	24
	会員権停止	2	12	0	11	0	10	0	16	1	15
	退会勧告	0	38	0	30	0	40	0	32	0	19
	行政処分請求 ^(注2)	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)1.一つの事案に複数の会員が関係する場合があるため、懲戒処分となった事案数と懲戒処分の種別の件数に差異が生じている。

2.「行政処分請求」については、主たる処分内容に付加している。

3.倫理事案には、会費納付義務違反事案、CPD履修義務違反事案等がある。

② 懲戒処分が実施された事案の総審査期間

2025年度に懲戒処分が実施された13事案につき、監査・規律審査会、綱紀審査会、適正手続等審査会における審査期間は次の表のとおりです。

【懲戒処分が実施された事案の総審査期間】

		監査・規律 審査会	綱紀審査会	適正手続等 審査会	合計
監査	A社事案	2年 3か月	1年 1か月	-	3年 7か月
	B社事案	2年11か月	1年 7か月	-	4年 7か月
倫理	会費納付義務違反事案	-	4か月	-	5か月
	CPD履修義務違反事案1	1か月	5か月	1年 8か月	2年 4か月
	CPD履修義務違反事案2	-	5か月	-	6か月
	一部申立て			5か月	1年
	品質管理事案	2か月	8か月	-	1年 2か月
	税理士法違反事案1	6か月	2か月	-	10か月
	税理士法違反事案2～5	2か月	1か月	-	4か月
	調書改ざん事案	11か月	11か月	-	2年 1か月
	調査協力義務違反事案	1年 1か月	6か月	-	1年 8か月

(注)合計の期間には、懲戒処分の申渡しに対する申立期間を含む。

(5)個別事案審査制度における各種取組

① 個別事案審査制度全体を通じた取組

ア. 調査期間の短縮化に向けた取組

前年度から引き続き、懲戒処分までの期間短縮化を個別事案審査制度全体の課題として認識し、調査の迅速化に向けた取組を継続して行っています。

監査・規律審査会は、前年度の効果測定において、旧組織(監査業務審査会及び規律調査会)からの組織改編の効果として、平均で3か月程度調査期間が短縮されたことを確認していますが、当年度は、更なる迅速化に向け、運用面の改善として調査手順の一部見直しを行いました。

2025年度は、委員の交代や、優先的に調査を実施した事案の影響もあり、全体としての調査期間の短縮化は進捗が芳しくありませんでしたが、引き続き運用改善に努めて参ります。

イ. 懲戒処分実施後のフォローアップに関する体制整備

懲戒処分の実効性確保に向けた検討プロジェクトチーム(以下「PT」という。下記④参照)による検討結果を踏まえ、当協会が懲戒処分を行った監査事案については、監査業務の適切な改善を促す観点から、関係会員に対して、懲戒処分となった事実に対する改善状況の確認を求めるフォローアップ実施の必要性があるため、具体的なフォローアップ体制について検討を進めています。

② 監査・規律審査会における取組

ア. 品質管理委員会との連携

監査・規律審査会では品質管理委員会との連携強化を目的として、月1回の頻度で自主規制月次協議会を開催し、課題の確認や報告等を行っています。自主規制月次協議会では、監査・規律審査会の調査結果の連携にとどまらず、監査・規律審査会の事案の取上げ検討に際し把握した監査事務所の品質管理に関する懸念事項の伝達や、リスクが高いと思われる事案に関する相互の対応状況や問題意識の共有、その他自主規制全体として制度相互の連携の実効性確保のための内規の整備等を行っています。

また、監査・規律審査会が改善勧告・指示の結論とした場合、関係会員は、改善状況報告書を作成し、監査・規律審査会に提出しますが、監査・規律審査会ではそれを品質管理委員会にも共有し、後日、改善への取組の状況を品質管理レビュー等で確認することにより、改善措置の実効性が担保される仕組みとしています。

イ. 監査提言集の作成

監査提言集は、2008年以降、会員及び準会員が実施する監査業務の様々な段階で監査業務の改善に資することを目的として、監査・規律審査会における調査事案を踏まえ、事実を一部編集した上で、提言を取りまとめています。2025年版の監査提言集においては、掲載事例及びコラムを複数追加しています。また、2025年2月に自主規制部門から「監査ファイルの適切な整理並びに監査調書の管理及び保存に係る留意事項(再通知)」を発出したことを受け、「17の提言」の17番目の項を見直しました。監査調書に記載がなければ、監査手続を実施したとは言えないということも、「No Paper No Work」という端的な表現で追加し、「事後的な監査調書の改ざんは許されない」ことも、強調のために追加しています（「(1) 監査・規律審査会」③工を参照）。

2025年版の監査提言集は、2025年7月1日付けで当協会ウェブサイト(会員専用ページ)にて公開しました。

詳細は当協会ウェブサイトをご覧ください。

【2025年版監査提言集(会員専用ページ)】

URL: https://jicpa.or.jp/n_member/specialized_field/20250701kqz.html

2026年版の監査提言集は、2026年7月に当協会ウェブサイト(会員専用ページ)にて公開予定です。

ウ. 監査提言集を踏まえた事例研修の実施

監査・規律審査会の前担当常務理事が講師を務め、全国研修会を2025年8月に開催しました。

2025年2月に開催した研修が好評であったため、当年度も同様に、監査提言集の複数の不正事例を題材として、監査調書のイメージを多く用い、監査チームにおいて不正による重要な虚偽表示に関する討議に当たっての参考となるよう、事例に即した具体的な監査上の留意点について詳細な解説を行いました。

エ. メールマガジンの配信

監査提言集による会員及び準会員への注意喚起の実効性の向上を目的として、毎月1回「会員・準会員向けメールマガジン」にて、監査提言集の事案の紹介記事等を配信しています。監査提言集に掲載されている事例・コラムの紹介や、期末日近くの監査上の留意点、また、監査・規律審査会で実施した調査内容等について、監査シーズンやその時々の特ピックに合わせ、手軽に読めるメールマガジンの形式で配信し、会員及び準会員の監査業務の適切な遂行に資するよう、適時に注意喚起を行っています。

③ 綱紀審査会における取組

綱紀審査会では、監査業務の適正な運用発展に資するよう、また、会員及び準会員の職業倫理の保持昂揚のために、問題となった事例を再発防止等の観点から綱紀関係事例集に取りまとめています。

2025年版の綱紀関係事例集は、2022年4月から2025年5月末までに懲戒処分を実施した事案について取りまとめ、2025年7月1日に当協会ウェブサイト(会員専用ページ)にて公開しています。併せて、綱紀関係事例集の解説として会員を対象としたリモート研修及びeラーニング研修を実施しました。

【2025年版綱紀関係事例集 (会員専用ページ)】

URL:https://jicpa.or.jp/n_member/specialized_field/20250701rvk.html

④ 懲戒処分の実効性確保に向けた検討プロジェクトチーム

PTでは、昨今、公認会計士法及び倫理規則が改正されるなど、当協会の自主規制機能の強化に向けて社会からの期待が従来以上に高まる中で、懲戒処分の実効性を確保する方策を2023年から検討してまいりました。

2025年度においては、主に以下アからウまでの各論点に関するPTとしての結論を取りまとめた最終報告書を会員及び準会員向けに当協会ウェブサイト(会員専用ページ)にて公開しました。

ア. 過怠金制度導入の課題整理

イ. 適正手続等審査会への審査申立て要件の在り方

ウ. 懲戒処分実施後のフォローアップ

【懲戒処分の実効性確保に向けた検討プロジェクトチーム報告書（最終報告）(会員専用ページ)】

URL:https://jicpa.or.jp/n_member/specialized_field/20250613ije.html

第3部

自主規制のモニタリング

1 自主規制のモニタリングの概要

(1) 自主規制モニター会議の目的・職務

当協会は、自主規制活動の客観性及び公正性を確保し、公認会計士制度に対する社会の信頼確保に資するため、自主規制活動のモニタリングを担う機関として「自主規制モニター会議」を設置しています。

自主規制モニター会議は、自主規制の重要な機能である品質管理レビュー制度、上場会社等監査人登録制度及び個別事案審査制度を中心に、自主規制全体の運営やその在り方、改善事項等をモニタリングし、資本市場や社会的影響といった大局的な視野から意見を述べ、又は助言を行うことを職務としています。

なお、品質管理レビュー制度、上場会社等監査人登録制度及び個別事案審査制度に係る見直し(規程の制定・改廃)を行う場合には、その方向性についてあらかじめ自主規制モニター会議の委員に意見を求めなければならないこととしており、運営面のみならず制度設計段階におけるモニタリングの機能も担っています。

(2) 自主規制モニター会議の組織

自主規制モニター会議は、当協会の外部理事1人、会員外の学識経験を有する者6人以内及び会員1人の計8人以内の委員で構成され、自主規制に対する多面的な視点や独立性・透明性を重視した体制で運営しています。

なお、委員（外部理事である委員を除く。）の任期は1期2年、連続3期までとしています。

(3) 自主規制モニター会議の運営

モニタリング機関としての実効性を確保するため、1事業年度につき少なくとも3回開催することとしています。品質管理レビュー制度、上場会社等監査人登録制度及び個別事案審査制度の運営状況のほか、公認会計士制度をめぐる規制や自主規制に関する当協会の重要な取組についても適時に取り上げています。

(4) モニタリングの状況の公表

社会に対する説明責任の向上に資するため、議事要旨及び会議に用いた資料（公表することが適当ではないと認められるものを除く。）を当協会のウェブサイト公表しています。

【自主規制モニター会議の議事要旨及び会議資料】

URL: <https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/monitoring/>

2

2025年度のモニタリングの状況

2025年度においては、自主規制モニター会議を3回開催し、品質管理レビュー制度、上場会社等監査人登録制度及び個別事案審査制度の運営状況の定期的なモニタリングのほか、昨今の新規上場会社等における会計不祥事を踏まえた対応等について議論を行いました。(詳細は「1.(4)モニタリングの状況の公表」のリンクの議事要旨及び会議資料を参照)

なお、自主規制の各制度については、以下の点に重点を置いてモニタリングを行っています。

品質管理レビュー制度関係

昨今の公認会計士・監査審査会の行政処分勧告事例等を踏まえて識別した課題について、優先度の高い改善策から順次実行され、効果測定、新たな課題に対する追加的対応の要否の検討が適切に行われているかどうかといった視点から、取組状況について継続的にモニタリングを行っています。また、品質管理レビュー制度の3か年の重点項目と対応方針を掲げる「品質管理レビュー基本方針(2026年度～2028年度)」(2026年6月に公表予定)について、過年度の課題を適切に引き継ぐとともに、監査事務所を取り巻く環境や監査に対する社会の期待を踏まえ、品質管理レビューの役割を適切に果たすために必要十分なものとなっているかといった点に着目してモニタリングを行います。

上場会社等監査人登録制度関係

2023年4月の制度導入以降、2024年度にかけては、みなし登録上場会社等監査人に対する指導や適格性の審査に係る取組状況を中心にモニタリングを行いました。登録を受けた監査事務所については、登録時に整備した品質管理のシステムを実質的・実効的に運用していくことが重要であり、監査法人のガバナンス体制の適切な構築まで含め「より高い規律付け」が果たされる必要があることから、品質管理レビュー等の手法を通じて、深度あるモニタリングと必要な指導・監督が適切に行われているかどうかについて、継続的にモニタリングを行っています。

個別事案審査制度関係

昨年度までに実施された、懲戒処分に関する情報開示の充実(懲戒処分の周知・公示・公表制度の見直し)に係る制度整備や、事案処理の迅速化・効率化に向けた検討結果を踏まえ、適切な運営がなされているかどうかについて、継続的にモニタリングを行っています。

議長メッセージ

自主規制モニター会議議長 神田 安積

日本公認会計士協会(以下「協会」といいます。)は、現執行部の重点テーマ(経営方針)として、「監査の信頼性・魅力の向上」、「社会課題解決への貢献」、「優秀かつ多様な人材確保と育成」、「会計リテラシーの向上」、「持続可能な基盤の確立」を掲げています。

自主規制モニター会議は、外部の視点から、これらの活動の「客観性及び公正性を確保し、もって公認会計士制度に対する社会の信頼確保に資する」ことを任務としており、特に自主規制機能を構成する3つの制度、すなわち、①品質管理レビュー制度、②上場会社等監査人登録制度、③個別事案審査制度を重点的なモニタリング項目としています。

本年度は、たとえば、上記①に関し、今後の3年度にわたる「品質管理レビュー基本方針」が、過去3年度の取組状況の振返りによって得られた課題を取り込み、監査事務所を取り巻く環境や監査に対する社会の期待を踏まえ、品質管理レビューの役割を適切に果たすために必要十分なものとなっているか、また上記②に関し、登録を受けた監査事務所に対する深度あるモニタリングと必要な指導・監督が品質管理レビュー等の手法を通じて適切に行われているか、さらに上記③に関し、2024年度の個別事案審査制度の調査迅速化に関する報告を踏まえ、迅速化を意識して運営されているか等について、重点的に議論を行っています。

本会議が設置されて7年が経過しようとしています。折しも、持続可能な社会の実現に向けて、サステナビリティ情報の開示が段階的に義務化される見通しとなり、他方で企業の会計不正が散見されるなど、資本市場のインフラ機能である監査・保証業務の品質確保に向けた取組は社会的にも大きな関心事です。協会の自主規制機能の十全な発揮と在り方を見据えつつ、引き続きモニタリングの使命を果たしていきます。

自主規制モニター会議委員 (2026年3月31日現在・五十音順)

(注)所属・肩書は同日時点のものである。



内田 和人

年金積立金管理運用独立行政法人
理事長

1985年 4月 株式会社三菱銀行入行
2007年 8月 株式会社三菱東京UFJ銀行企画部経
済調査室長 兼 企業調査部 (特命)
2011年 6月 同 執行役員門貨資金証券部長
2014年 5月 同 執行役員融資企画部長
2017年 6月 同 取締役常務執行役員市場部門長
2019年 6月 モルガン・スタンレー MUFG証券
株式会社取締役会長
2019年 7月 MUFG Union Bank, N.A. 取締役
2022年 6月 株式会社百五銀行監査役
2022年 6月 エムエスティ保険サービス株式会
社取締役会長
2022年 7月 学校法人日本大学理事
2025年 4月 年金積立金管理運用独立行政法人
理事長



大場 昭義

日本公認会計士協会外務理事/
一般社団法人日本投資顧問業協会会長

1975年 4月 現 みずほ信託銀行入社
2002年 4月 同 執行役員運用本部長
2004年 4月 同 常務執行役員
2008年 4月 株式会社みずほ年金研究所取締役
社長
2009年 6月 現 東京海上アセットマネジメント
株式会社代表取締役社長
2013年 8月 公益社団法人日本証券アナリスト
協会会長
2016年 6月 東京海上アセットマネジメント株
式会社取締役会長
2017年 6月 一般社団法人日本投資顧問業協会
会長



神田 安積

弁護士

1993年 4月 弁護士登録
2010年 4月 第二東京弁護士会副会長
2015年 3月 日本弁護士連合会事務次長
2018年 4月 BPO放送倫理検証委員会委員長
2019年 4月 検察審査会 情報公開・個人情報保
護審査委員会委員
2021年 4月 第二東京弁護士会会長・日本弁護
士連合会副会長
2021年 7月 日本放送協会 (NHK) 入札契約委
員会委員長
2022年 4月 最高裁判所 司法行政事務の適正な
遂行の確保に関する有識者委員
2022年 4月 最高検察庁 検察運営全般に関する
参与会参与



岳野 万里夫

日本証券業協会副会長

1979年 4月 大蔵省入省
1998年 7月 大蔵省主計局主計課長
2000年 7月 大蔵省主計局主計官 (防衛係担当)
2001年 7月 金融庁監督局銀行第二課長
2003年 7月 金融庁監督局銀行第一課長
2005年 8月 金融庁総務企画局総務課長
2007年 9月 関東財務局証券取引所監理官 兼
金融庁総務企画局審議官 (市場担
当)
2010年 7月 金融庁証券取引等監視委員会事務
局長
2013年 9月 住友商事株式会社顧問
2015年 7月 日本証券業協会専務理事
2017年 7月 日本証券業協会副会長・専務理事
2023年 7月 日本証券業協会副会長



長谷川 高顕

日本取引所自主規制法人常任理事

1990年 4月 東京証券取引所入所
2016年 4月 日本取引所自主規制法人上場管理
部長
2017年 6月 証券取引等監視委員会
2019年 4月 株式会社東京証券取引所株式部長
2021年 4月 同 金融リテラシーサポート部長
2023年 4月 同 執行役員
2024年 4月 日本取引所自主規制法人常任理事



浜田 康

公認会計士/
元証券取引等監視委員会委員

1979年 3月 公認会計士登録
~2007年 6月 みずほ監査法人 (旧中央青山監
査法人) 代表社員、理事
2007年 7月 現 有限責任あずさ監査法人代表
社員、理事
2015年 4月 青山学院大学会計プロフェッ
ション研究科特任教授
2016年12月 証券取引等監視委員会委員 (20
22年12月退任)



林 隆敏

関西学院大学商学部教授

1994年 4月 甲子園大学経営情報学部専任講師
1999年 4月 関西学院大学商学部助教授
2005年 4月 関西学院大学商学部教授
2007年 2月 博士 (商学) 関西学院大学
2021年 2月 金融庁企業会計審議会委員
2023年 4月 関西学院大学副学長・学校法人関
西学院常任理事



山田 龍彦

公益社団法人日本監査役協会会長/
東海旅客鉄道株式会社常勤監査役

1989年 4月 東海旅客鉄道株式会社入社
2004年 7月 同 新幹線鉄道事業本部管理部経理
課長
2006年 7月 同 財務部資金課長
2008年 7月 同 財務部会計課長
2010年 6月 同 財務部次長
2014年 6月 同 財務部長
2016年 6月 同 執行役員財務部長
2020年 6月 同 常勤監査役
2025年11月 公益社団法人日本監査役協会会長

第4部

自主規制レポート資料編

※第4部自主規制レポート資料編では、監査業界の概観をつかむための情報や当協会の自主規制の沿革等について、簡潔に取りまとめ、掲載しています。

なお、年度表記となっているものは、特に断りがない限り4月から翌年3月までの1年間を指します。

1 監査業界の概観

(1) 監査業界の概観

監査を実施している監査事務所数

当協会では自主規制の取組を行う中で、監査事務所の規模に基づき大手監査法人、準大手監査法人及び中小監査事務所の3つに分類して監査の実施状況等を把握しています。当協会に提出された監査概要書(写)及び監査実施報告書により把握した、監査を実施する事務所数は次の表のとおりです。

(単位：事務所)

規模区分	2023年度	2024年度
大手監査法人	4 (0.2%)	4 (0.2%)
準大手監査法人	4 (0.2%)	4 (0.2%)
中小監査事務所	2,386 (99.7%)	2,376 (99.7%)
中小監査法人	254 (10.6%)	261 (10.9%)
共同事務所 ^(注2)	49 (2.0%)	48 (2.0%)
個人事務所	2,083 (87.0%)	2,067 (86.7%)
合計	2,394 (100.0%)	2,384 (100.0%)

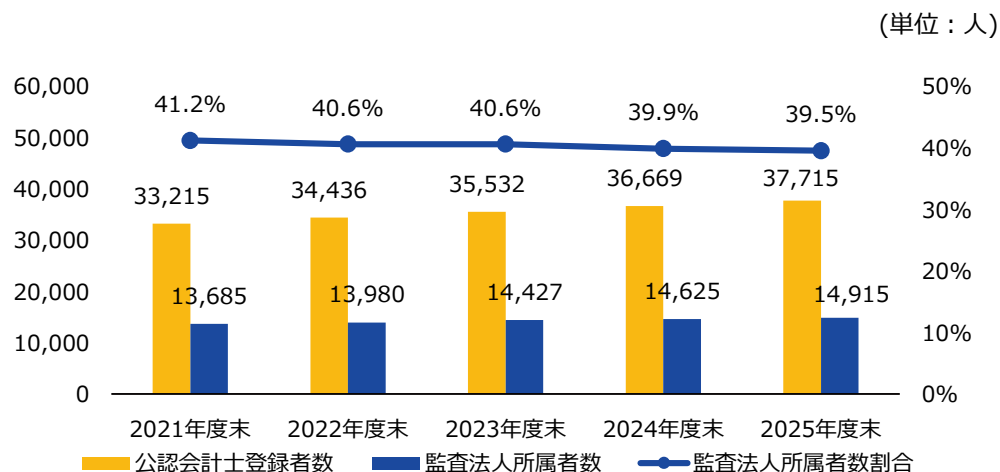
(注)1.当協会に提出された監査概要書(写)及び監査実施報告書に記載されている監査事務所を各年度(決算日：4月1日～翌年3月31日)に集計。

2.複数の公認会計士が共同の事務所を有し、共同事務所において監査業務を行っている、公認会計士共同事務所数を集計。

公認会計士数と監査法人所属者数

公認会計士は当協会に備えられている名簿に登録を受けることが義務付けられており、2025年度末現在の当協会の会員数は、公認会計士37,715人、監査法人300事務所となっています。

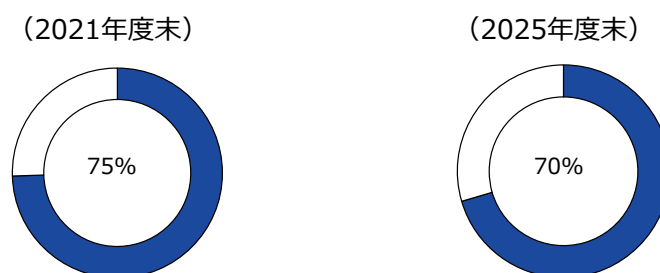
公認会計士登録者数は年々増加していますが、監査法人所属者数は横ばいであるため、登録者数に占める監査法人所属者数の割合は低下傾向にあります。



(注)当協会の会員登録情報から作成。

大手監査法人所属者割合

監査法人所属者のうち2025年度末時点の大手監査法人所属者は70%を占めていますが、4年前の2021年度末時点の比率と比較すると低下傾向にあります。



(注)当協会の会員登録情報から作成。

2025年度末における地域会別所属数

当協会には16の地域会があり、そのうち会員数が最も多いのは、会員の59%が所属する東京会です。

地域会	公認会計士 ^(注2) (人)	監査法人 (事務所)	合計 (人・事務所)	構成比
北海道	439	7	446	1%
東北	471	5	476	1%
埼玉	942	0	942	2%
千葉	907	1	908	2%
東京	22,397	187	22,584	59%
神奈川県	1,804	3	1,807	5%
東海	2,409	16	2,425	6%
北陸	321	1	322	1%
京滋	810	9	819	2%
近畿	4,172	43	4,215	11%
兵庫	965	2	967	3%
中国	512	6	518	1%
四国	259	6	265	1%
北部九州	963	10	973	3%
南九州	240	3	243	1%
沖縄	104	1	105	0%
合計	37,715	300	38,015	100%

(注)1.当協会の「会員数等調」(2026年3月31日現在)から作成。

2.外国公認会計士の人数は含んでいない。

(2)登録上場会社等監査人の構成員の状況

登録上場会社等監査人の法人規模別事務所数

2025年度末時点で当協会ウェブサイトに掲載されている、上場会社等監査人名簿に登録を受けている監査事務所(以下、「登録上場会社等監査人」という。)を、法人規模別に集計すると次の表のとおりとなります。

(単位：事務所)

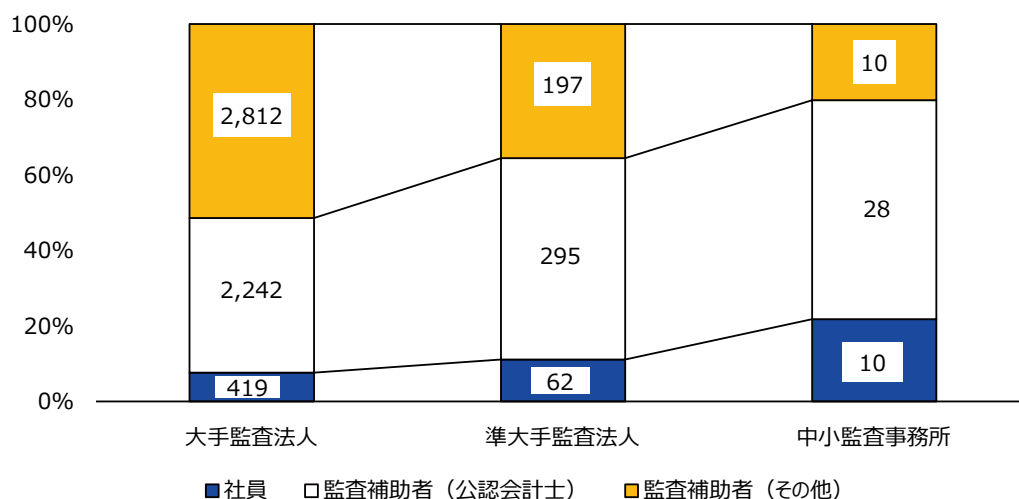
規模区分	登録上場会社等監査人
大手監査法人	4
準大手監査法人	4
中小監査事務所	122
合計	130

(注)当協会の「登録上場会社等監査人情報」(2026年3月31日時点)から作成。

登録上場会社等監査人の平均所属人数と構成員の比率

登録上場会社等監査人の所属人数を監査事務所の規模別で平均すると、人数は大手監査法人が最も多いですが、人数の比率では監査事務所の規模が小さいほど社員の比率が大きくなります。

(単位：人)



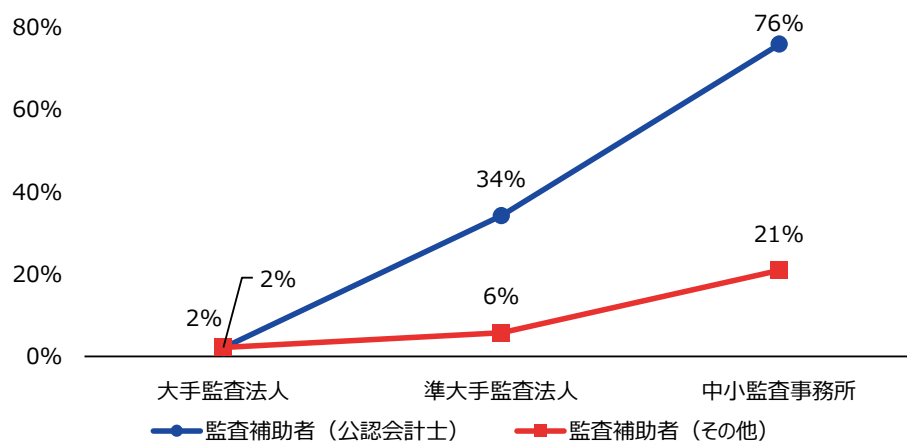
(注)1.当協会の「登録上場会社等監査人情報」(2026年3月31日時点)から作成。

2.監査補助者(その他)は、公認会計士以外の公認会計士試験合格者のほか、米国公認会計士やITの専門家等を指す。(以下同じ。)

3.社員の人数には特定社員を含まず、監査補助者(公認会計士)、監査補助者(その他)の人数には非常勤職員を含む。

登録上場会社等監査人における非常勤職員の比率

登録上場会社等監査人における非常勤職員の比率を監査事務所の規模別と比較すると、監査事務所の規模が小さいほど非常勤比率が高くなり、特に監査補助者(公認会計士)において大きな差が見られます。



(注)当協会の「登録上場会社等監査人情報」(2026年3月31日時点)から作成。

(3)監査の実施状況

当協会における監査実施状況の把握

当協会は、会員をはじめとする利害関係者の意思決定の参考に資するため、監査に関与する者の人数、監査時間、監査報酬額を統計資料として取りまとめ、毎年、「監査実施状況調査」として公表しています。

なお、本調査において1社当たりの人数や時間の平均等を示していますが、各監査業務は被監査会社等の業種・業態・規模をはじめとした様々な要因により異なるものであり、一律に指標を示すものではないことに留意する必要があります。

本調査は、2025年10月末日までに当協会に提出された2024年4月期から2025年3月期までの1年間に係る監査概要書(写)及び監査実施報告書(会社法監査、信用金庫・信用組合・労働金庫監査、学校法人監査、特定目的会社監査、投資事業有限責任組合監査、独立行政法人監査、地方独立行政法人監査、国立大学法人等監査、公益法人等監査、社会福祉法人監査、医療法人監査、農業協同組合等監査、施設型給付費を受ける教育・保育施設等監査、地方公共団体包括外部監査)により、集計したものです。

以降「(3)監査の実施状況」及び「(4)金融商品取引法監査の実施状況」において、「監査実施状況調査(2024年度)」をもとに取りまとめた図表を掲載します。

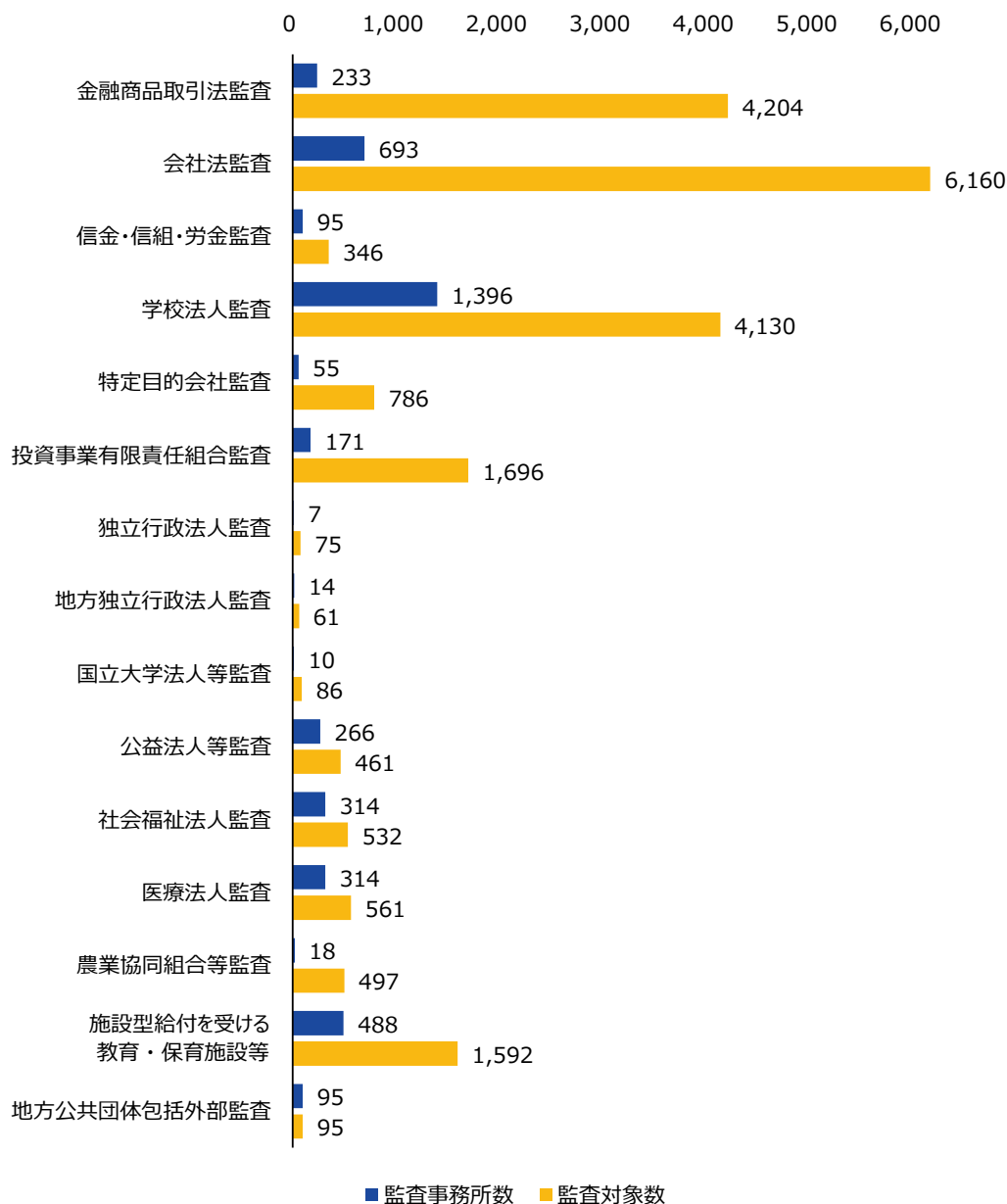
【監査実施状況調査(2024年度)】

URL:https://jicpa.or.jp/specialized_field/20251223jaq.html

監査区分ごとの被監査対象数と監査事務所数の状況(監査実施状況調査対象全体)

監査実施状況調査対象となる監査の被監査対象数は監査区分によって大きな差があり、最大となる会社法監査で6,100社超となっています。

なお、1つの監査事務所が複数の被監査対象の業務を受嘱することが多いため、監査区分ごとの監査事務所数と被監査対象数は必ずしも関連しません。



(注)本レポートにおいて金融商品取引法監査全体の傾向を示すため、当協会作成の「監査実施状況調査」での分類とは異なる監査区分で表示している。金商法監査(個別のみ)、金商法監査(連結あり)の内訳は「監査実施状況調査(2024年度)」を参照のこと。

直近5年間の総監査報酬額、総監査時間、時間当たり平均単価の推移表(監査実施状況調査対象全体)

監査実施状況調査の対象となる監査業務の直近5年間の推移は以下の表のとおりです。

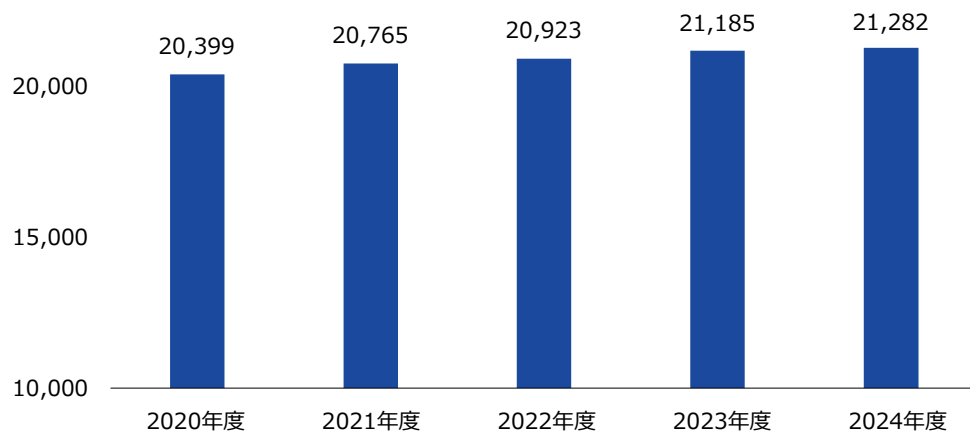
年度 ^(注)	被監査対象数	総監査報酬額 (億円)	総監査時間 (千時間)	時間当たり平均 単価(円/時間)
2020	20,399	3,079	25,578	12,037
2021	20,765	3,176	26,058	12,188
2022	20,923	3,304	27,193	12,152
2023	21,185	3,462	28,153	12,296
2024	21,282	3,637	28,462	12,779

(注)当協会に提出された監査概要書(写)及び監査実施報告書により、各年4月1日から翌3月31日に決算日が到来する被監査対象の情報を各年度に集計。(以下「(3)監査の実施状況」において同じ。)

直近5年間の被監査対象数の推移(監査実施状況調査対象全体)

監査実施状況調査の対象となる監査の被監査対象数は直近5年間で増加傾向にあります。

(単位:社)

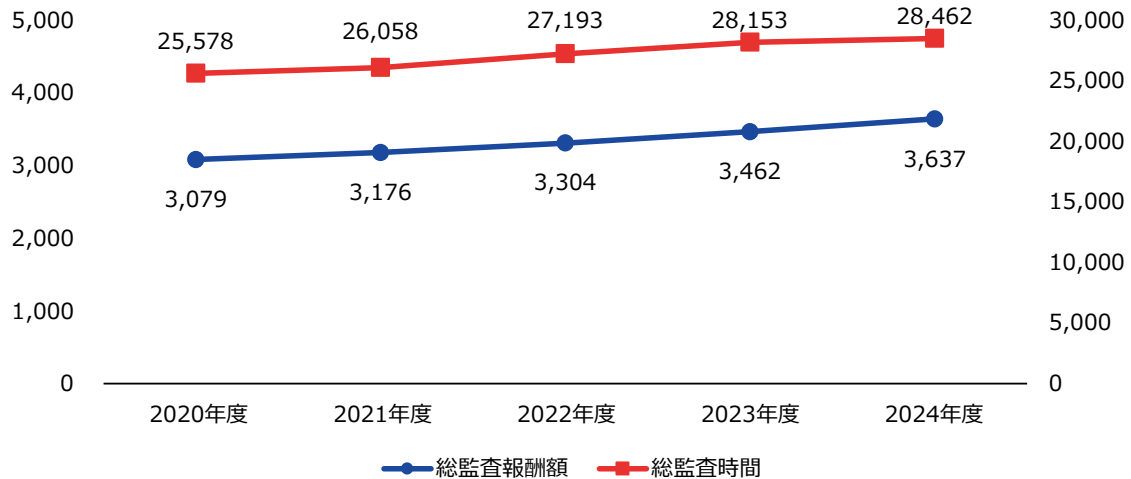


直近5年間の総監査報酬額、総監査時間の推移(監査実施状況調査対象全体)

監査実施状況調査の対象となる被監査対象において直近5年間の総監査報酬額及び総監査時間はいずれも増加しています。

(単位：億円)

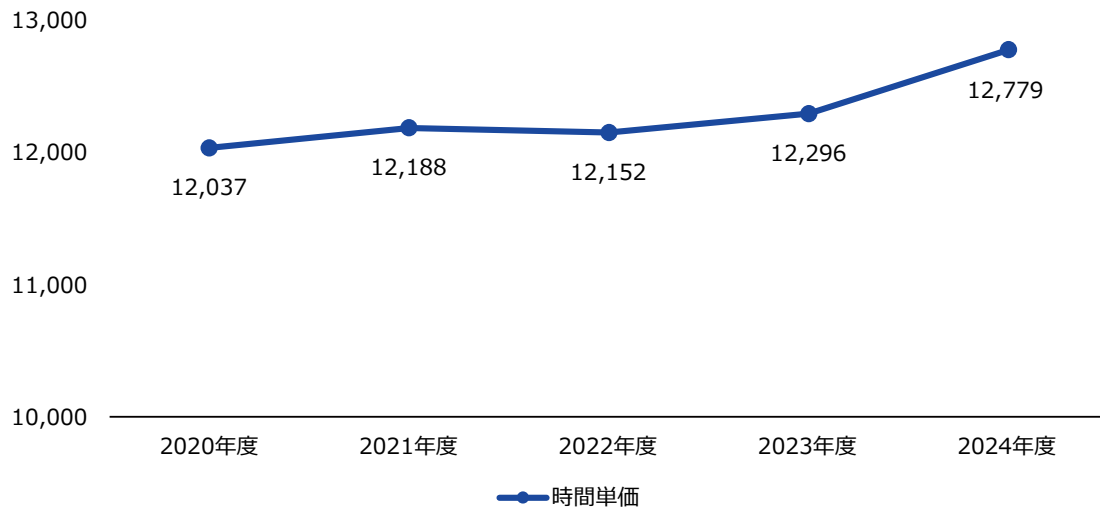
(単位：千時間)



直近5年間の時間当たり平均単価の推移(監査実施状況調査対象全体)

監査実施状況調査の対象となる被監査対象において、監査時間当たりの平均単価は年度によって多少上下はあるものの、直近5年間に於いて緩やかな上昇基調にあります。

(単位：円／時間)



(4)金融商品取引法監査の実施状況

金融商品取引法監査の直近5年間の推移も、被監査会社数、総監査報酬額、総監査時間は年々上昇しています。また、監査時間当たりの平均単価が年度によって多少上下はあるものの、直近5年間に於いて緩やかな上昇基調にあることも監査実施状況調査対象全体の傾向と同様です。

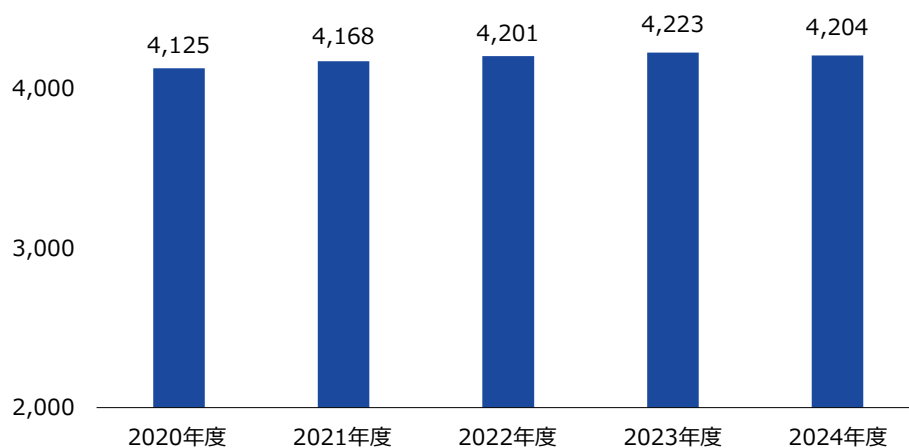
直近5年間の総監査報酬額、総監査時間、時間当たり平均単価の推移表(金融商品取引法監査)

年度 ^(注)	被監査会社数	総監査報酬額 (億円)	総監査時間 (千時間)	時間当たり平均 単価(円/時間)
2020	4,125	1,943	16,442	11,819
2021	4,168	2,003	16,789	11,931
2022	4,201	2,077	17,489	11,875
2023	4,223	2,166	18,002	12,033
2024	4,204	2,274	18,080	12,576

(注)当協会に提出された監査概要書(写)及び監査実施報告書により、各年の4月1日から翌3月31日に決算日が到来する被監査会社の情報を各年度に集計。(以下「(4)金融商品取引法監査の実施状況」において同じ。)

直近5年間の被監査対象数の推移(金融商品取引法監査)

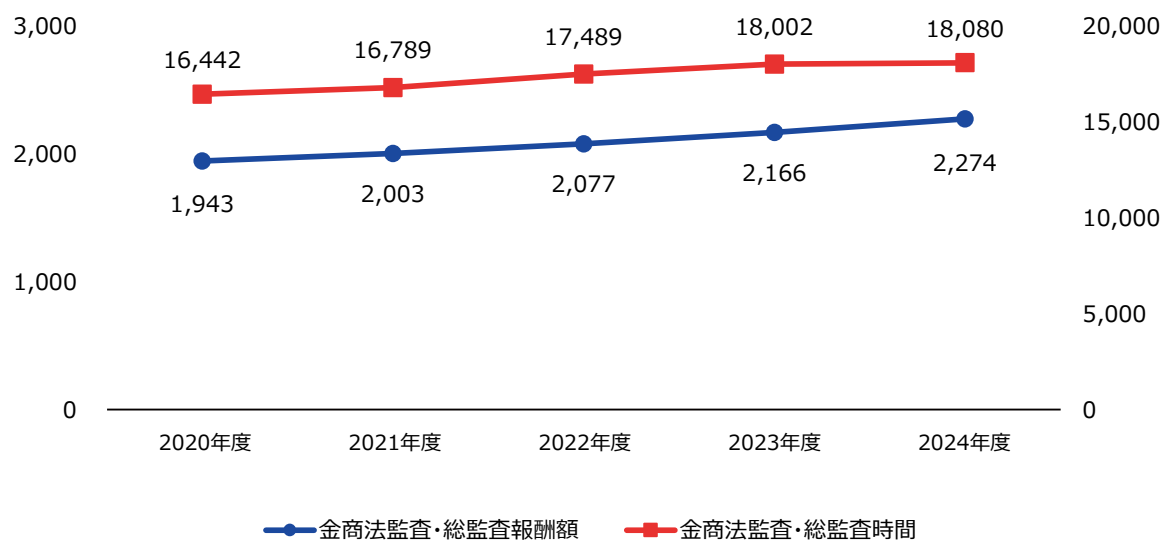
(単位：社)



直近5年間の総監査報酬額、総監査時間の推移(金融商品取引法監査)

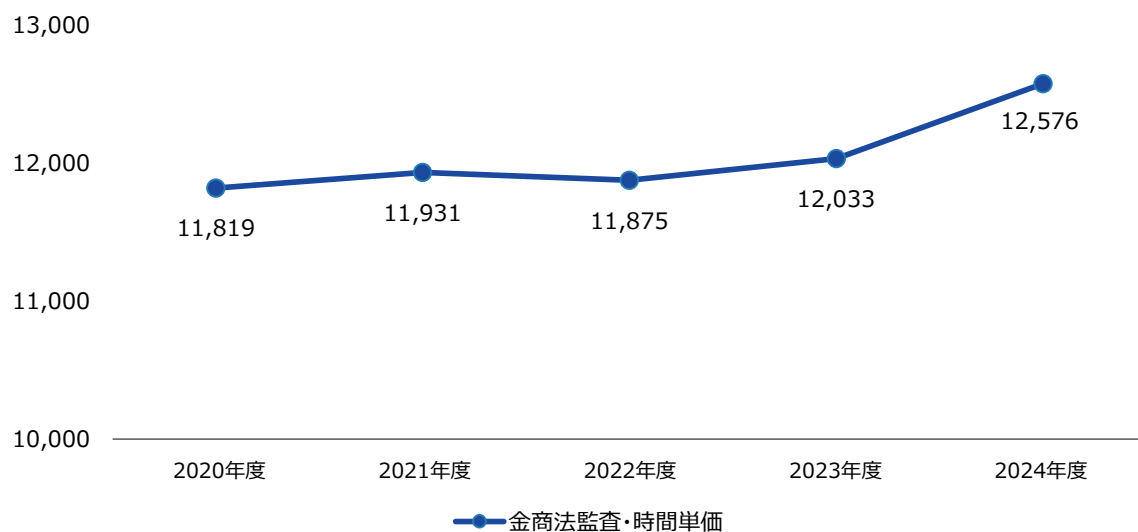
(単位：億円)

(単位：千時間)



直近5年間の時間当たり平均単価の推移(金融商品取引法監査)

(単位：円／時間)



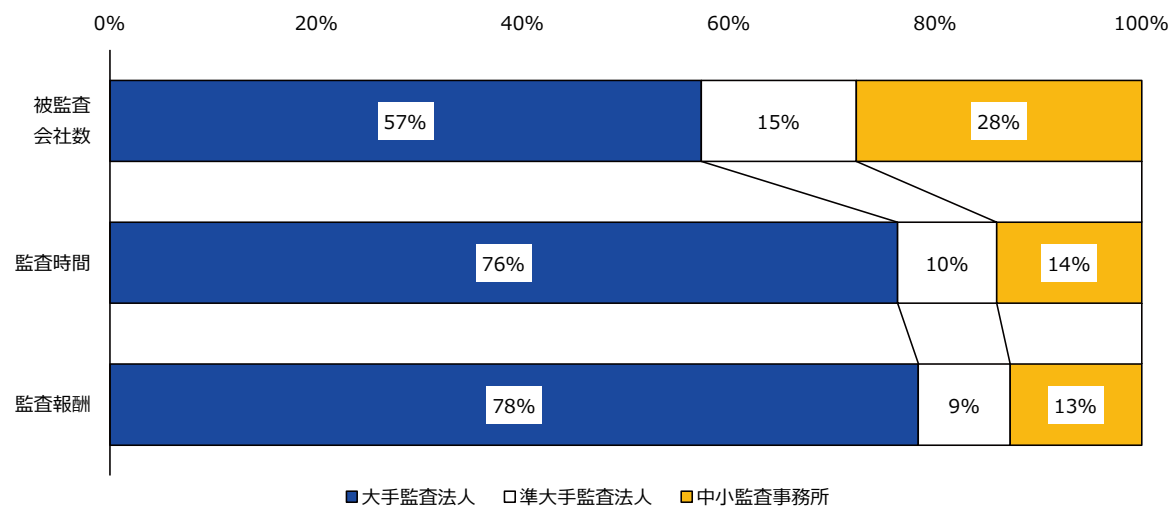
金融商品取引法監査に従事する監査事務所規模別の内訳(2024年度)

金融商品取引法監査に従事する233の監査事務所を規模区分ごとに集計すると、被監査会社数、総監査報酬額、総監査時間の内訳は次の表のとおりとなります。

監査事務所 規模区分	法人・ 事務所数	被監査会社数	総監査報酬額 (億円)	総監査時間 (千時間)
大手監査法人	4	2,410	1,782	13,806
準大手監査法人	4	631	202	1,736
中小監査事務所	225	1,163	290	2,539
合計	233	4,204	2,274	18,080

金融商品取引法監査の法人規模別シェアの状況(2024年度)

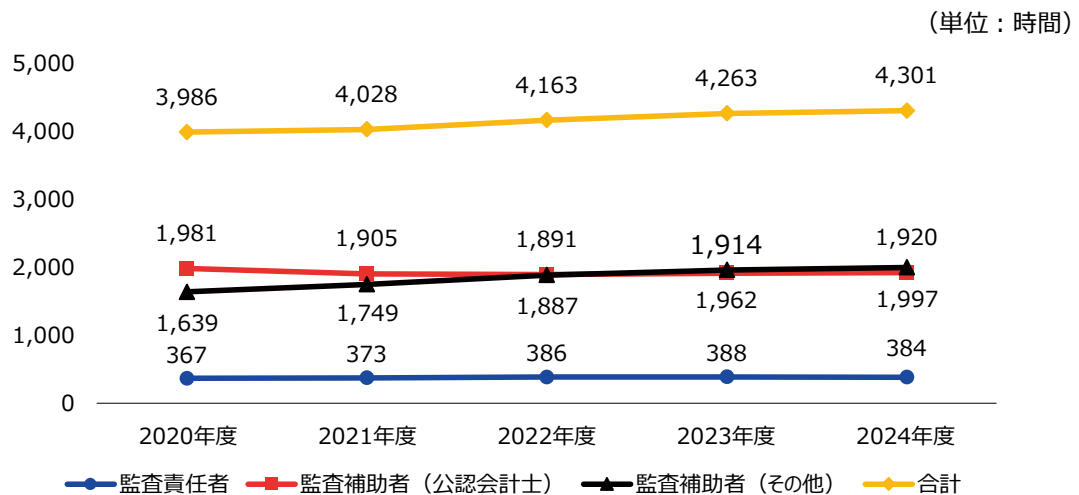
大手監査法人4法人が占める被監査会社数の割合は金融商品取引法監査全体の57%ですが、報酬額及び監査時間数に占める割合で見ると約80%まで上昇します。



金融商品取引法監査の直近5年間の1社あたり平均監査時間数と構成員別監査時間数の推移

金融商品取引法監査における被監査会社1社あたり平均監査時間数の推移は次のグラフのとおりです。

構成員別の内訳において監査補助者(その他)の平均監査時間数が年々増加しており、2023年度には監査補助者(公認会計士)の時間数を上回りました。



(5)金融商品取引法監査の会計監査人異動の状況

会計監査人の異動件数

当協会では会計監査の実施状況を把握するため、会計監査人の異動の状況について継続的にモニタリングしています。

各年の4月1日から翌3月31日の間に提出された臨時報告書^(注1)の記載から、当協会が把握した2025年度の会計監査人の異動は181件(監査法人の合併による異動9件を除く)^(注2)となりました。2025年度の異動数181件は、2024年度の異動数161件と比較して20件増加しています。

- (注)1.金融商品取引法監査の監査対象となる被監査会社は同法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する府令第19条第2項第9号の4の規定により、臨時報告書において会計監査人の異動理由を開示することとされている。
- 2.臨時報告書において後任監査人が決定された旨公表された件数を1件として集計(後任監査人決定までの間に監査人の辞退や一時監査人の選任等で複数回の臨時報告書が提出された場合は集約して1件としている。)
- 3.2024年度は監査法人の合併による異動は確認されなかった。

監査事務所規模別の会計監査人異動状況

2025年度の181件の会計監査人の異動のうち、大手監査法人が前任監査人であった件数は71件であり、このうち中小監査事務所への異動が39件と過半数を占めています。

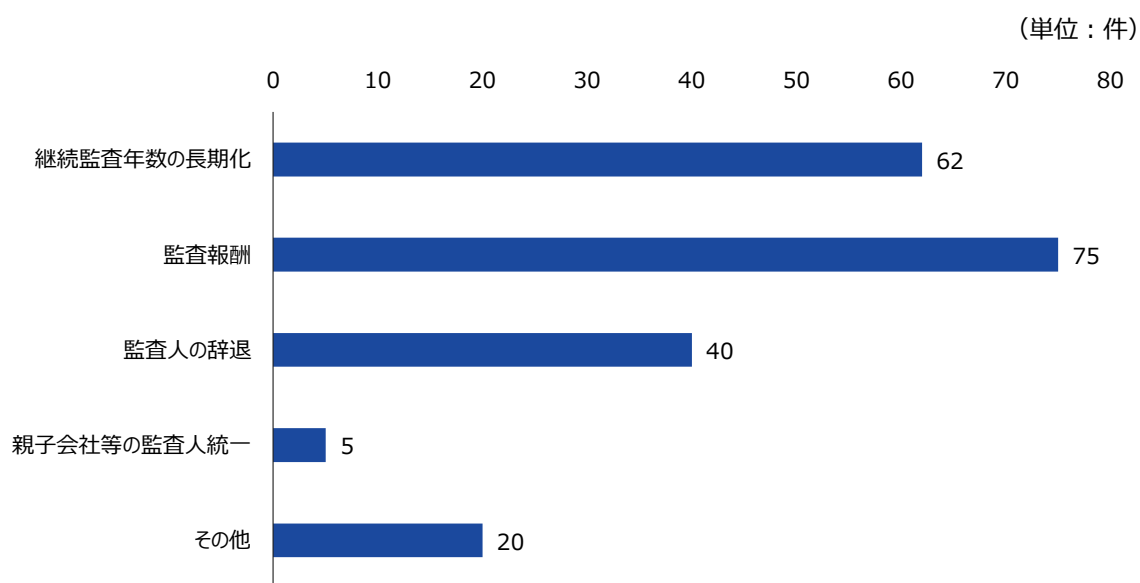
(単位：件)

		後任監査人			
		大手監査法人	準大手監査法人	中小監査事務所	合計
前任監査人	大手監査法人	18	14	39	71
	準大手監査法人	7	2	14	23
	中小監査事務所	2	3	82	87
	合計	27	19	135	181

会計監査人の主な異動理由

2025年度における会計監査人の主な異動理由を当協会にて集計したところ、「監査報酬」を理由とした異動が75件と最も多く、監査報酬の増額傾向を背景に監査対応と監査報酬の相当性を踏まえて新たな監査人を選任するケースが多数見られました。このほか「継続監査年数の長期化」を理由とするものが62件、監査品質を維持するための人員確保が困難であるなどの理由から監査人側が監査契約更新を辞退する等の「監査人の辞退」40件が続く結果となりました。(注)

(注)会計監査人の異動に関する臨時報告書に記載された「当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯」から、監査人異動を検討する端緒となった理由を当協会にて集計。なお、複数の理由が開示されている場合には、重複して集計しているため、会計監査人の異動件数181件と当該異動理由の件数の合計は一致しない。



(6)金融商品取引法監査の監査意見の状況

監査意見の種類

会計監査人は、被監査会社の作成した財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準にしたがって、会社の財務状況を適正に表示していると認められるか判断し、監査意見を表明します。

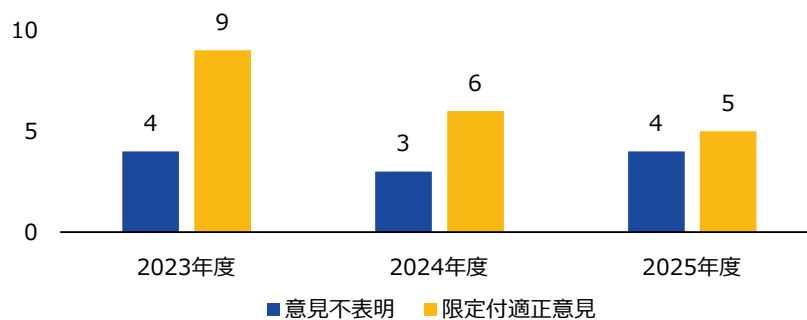
監査意見の種類は次の表のとおりです。

意見の種類		内容
無限定適正意見		経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められると判断したときに表明する。
意見に関する除外	限定付適正意見	経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、その影響が無限定適正意見を表明することができない程度に重要ではあるものの、財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときに表明する。
	不適正意見	経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、その影響が財務諸表全体として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合に表明する。
監査範囲の制約	限定付適正意見	重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときに表明する。
	意見不表明	重要な監査手続を実施できなかったことにより、財務諸表全体に対する意見表明のための基礎を得ることができなかったときには、財務諸表に対する意見を表明しない。

除外事項付意見が付された会社の状況

2023年度から2025年度の各年度に提出された有価証券報告書等のうち、意見不表明となっている監査報告書又は限定付適正意見が表明された監査報告書を提出した会社数^(注)は次のグラフのとおりです。なお、当該期間において不適正意見の表明は確認されませんでした。

(単位：社)



(注)各年度に提出された有価証券報告書及び有価証券報告書の訂正報告書に添付された監査報告書の日付を基準に、意見不表明、限定付適正意見の表明それぞれに該当した会社数を各年度に集計。

2

自主規制の取組に関する資料

(1) 監査・倫理ホットライン

直近3年間の主な情報提供内容区分

年度	不正会計・ 虚偽記載の 疑い	倫理規則等 違反の疑い	監査業務・ 品質管理 関係	契約関係	SNSでの 不適切投稿	その他	情報 提供数
2023	6	10	2	11	4	28	61
2024	12	9	1	5	6	20	53
2025	12	15	5	16	5	37	90
合計	30	34	8	32	15	85	204

(注)各年度は4月1日から翌年3月31日まで。

(2) 各制度の沿革

	日本公認会計士協会	(参考) 公認会計士・監査審査会 ^(注2)
1979年	【個別事案審査制度】 監査業務の適正な運用発展を図るため、「監査業務審査会」を設置(個別事案審査の枠外での設置。懲戒処分は理事会において決議されていた。) 	
1995年	【個別事案審査制度】 ・会員及び準会員の綱紀を保持粛正し、正確かつ衡平な処分を行うことを職務とする「綱紀委員会」を新設(執行内の組織) ・会員及び準会員の権利を保障し、事案の公正な認定を担保するため、「不服審査会」を新設 	
1999年	【品質管理レビュー制度】 ・自主規制の一環として品質管理レビューを開始(レビューアー6人/大手監査法人を対象としたフル・レビュー ^(注1) を実施) ・品質管理レビューの性格を「指導的又は教育的性格」とする 【個別事案審査制度】 ・品質管理レビューの開始に伴い、監査業務審査会の職務から品質管理委員会の所掌事項が除かれる 	
2001年	【品質管理レビュー制度】 ・上場会社を監査している監査事務所を対象としたフル・レビュー ^(注1) を開始 【個別事案審査制度】 ・監査業務審査会が個別事案審査制度の組織へと位置付けが変更される ・当協会の監査業務の審査の適切な運営に資するため、「監査業務モニター会議」を新設 	

	日本公認会計士協会	(参考) 公認会計士・監査審査会 ^(注2)
2004年	【品質管理レビュー制度】 ・公認会計士法(第46条の9の2)の改正に基づき、従前の公認会計士審査会を改組・拡充して設置	・公認会計士法(第46条の9の2)の改正によって、同法に基づく制度として位置付けられる
2005年	【品質管理レビュー制度】 ・品質管理レビューの性格を「指導的性格」に変更 ・フル・レビュー ^(注1) の対象を公認会計士法上の大会社等を監査する監査事務所に拡大(レビューアーを9人から20人に増員) 【個別事案審査制度】 ・事案処理の外観的独立性・透明性・客観性確保のため、執行外の機関として「綱紀審査会」を新設(処分相当性に関する調査を綱紀審査会の調査部会で実施) ・懲戒処分を実施した際の公表制度を新設	
2007年	【品質管理レビュー制度】 ・上場会社を監査している監査事務所を対象としたフォローアップ・レビューを開始(レビューアーを20人から29人に増員) 【上場会社等監査人登録制度】 ・上場会社監査事務所登録制度を自主規制として導入	
2011年	【品質管理レビュー制度】 ・信用金庫、信用協同組合、労働金庫を監査している監査事務所を対象とした品質管理レビューを開始 ・新たに品質管理委員会に外部委員を置く	
2012年	【個別事案審査制度】 事案処理の迅速化・効率化、客観性と公正性を確保するため、綱紀審査会が担っていた処分相当性の判断を行う「規律調査会」を新設(執行内の組織)	
2015年	【品質管理レビュー制度】 ・品質管理レビューの性格を「指導及び監督」に変更 ・品質管理レビューの結果に基づく措置制度を新設 ・機動レビュー及び特別レビューの新設 【上場会社等監査人登録制度】 ・上場会社監査事務所登録制度の一部改正(登録事務所名簿からの抹消と再登録の制限並びに制限の解除に関する制度の導入及び準登録事務所名簿への登録に関する申請・審査に関する事項の見直し)	
2016年	【品質管理レビュー制度】 ・品質管理レビューを安定的に実施するためレビューアーを30人から40人に増員	・公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上公表 ・大手監査法人について、検査で重要な不備事項が指摘された場合には、当該検査の次事務年度においてフォローアップ検査を開始 ・モニタリングレポート作成・公表開始
2017年		・監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)事務局東京設置

	日本公認会計士協会	(参考) 公認会計士・監査審査会 ^(注2)
2019年	【品質管理レビュー制度】 ・ 会則一部変更による品質管理レビュー制度の改正 (自主規制の機能向上に係る制度変更：通常レビューの実施頻度の柔軟化、特別レビューの実施要件の緩和、通常レビューの結果の見直し、品質管理レビュー制度上の措置の適正化、改善措置の状況の確認方法の見直し等) 【品質管理レビュー制度/個別事案審査制度】 ・ 審査の専門性向上及び判断の衡平性確保を図る観点から、不服審査会及び上場会社監査事務所登録・措置不服審査会を一本化し、「適正手続等審査会」を設置 ・ 当協会全体の自主規制制度の運営状況を外部の目で評価し、それを踏まえた大局的な視点から助言等を行う機関として、「自主規制モニター会議」を設置(監査業務モニター会議及び品質管理審議会は、発展的に解消) 【上場会社等監査人登録制度】 ・ 会則一部変更による上場会社監査事務所登録制度の改正 (自主規制の機能向上に係る制度変更：上場会社監査事務所部会の職務の明確化とオフサイト・モニタリング機能の強化、上場会社監査事務所に対する不備事項の開示の拡充、上場会社監査事務所登録制度上の措置の確定時期・効力発生時期の明確化等) 【個別事案審査制度】 ・ 事案処理の更なる迅速化を目的として、監査業務審査会と規律調査会を統合し、「監査・規律審査会」を設置	
2020年		・ 大手監査法人へのフォローアップ検査における個別監査業務の検証の原則不実施・デジタル技術を活用した検査の導入
2022年	【個別事案審査制度】 ・ 公認会計士法の改正による登録抹消事由の追加（一定の期間にわたり継続的専門研修を受けていないこと、又は2年以上継続して所在不明）に伴い、事由該当者は登録抹消となり、個別事案審査制度の審査対象から除外	
2023年	【品質管理レビュー制度】 ・ 上場会社等監査人登録制度を踏まえ、「登録の審査のためのレビュー」の新設 ・ 適格性の確認のために品質管理レビューを利用 ・ 品質管理レビューの性格を「指導及び監督(監督上の措置)」に変更 ・ 上場会社等監査人登録制度への移行に伴い、適正手続等審査会の職務から品質管理レビューに関する事項が削除される。(登録拒否等の処分に不服がある場合には、行政不服審査法に基づき国に審査請求を行うこととなった。) 【上場会社等監査人登録制度】 ・ 2022年公認会計士法の改正を踏まえ、同法の制度として、上場会社等監査人登録制度を開始	

	日本公認会計士協会	(参考) 公認会計士・監査審査会 ^(注2)
2024年	【個別事案審査制度】 ・特定事案(会費納付義務違反、CPD履修義務違反及び登録名簿の記載事項の変更登録義務違反)に係る懲戒処分の適時性及び早期の懲戒処分を行うことによる有効性を確保するため、監査・規律審査会における綱紀審査会への処分提案機能を各所管部門に移管 ・懲戒処分実施時の公表要件を拡充(より高い規律付けが求められる登録上場会社等監査人が懲戒処分を受けた場合、その旨を公表)	
2025年	【品質管理レビュー制度】 ・倫理規則の改正等を踏まえ、信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の監査業務のみを行う監査事務所については、通常レビュー対象監査事務所から除外(必要と認めた場合には、特別レビューを実施)	

(注)1.フル・レビューとは、現在の「通常レビュー」と同様のレビュー。

2.公認会計士・監査審査会作成の「公認会計士・監査審査会の活動状況」及び「監査事務所等モニタリング基本方針」に基づき当協会が作成。

(3)自主規制の取組に関する主な用語

品質管理レビュー	公認会計士法第46条の9の2の趣旨を踏まえ、監査事務所が行うリスク評価プロセス(監査事務所により行われる監査の品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価並びに品質リスクへの対処をいう。)を含む監査の品質管理システム(以下単に「品質管理システム」という。)の整備及び運用の状況について、当協会が確認する制度。品質管理レビューは、通常レビュー、特別レビュー及び登録の審査のためのレビューの3種類。
品質リスク	①発生可能性及び②個別に又は他のリスクと組み合わせて、一つ又は複数の品質目標の達成を阻害する可能性の双方が合理的に存在するリスク。
通常レビュー	会則に基づき、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況を確認し、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告するとともに適切な措置を決定し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為。
特別レビュー	会則に基づき、監査事務所の特定分野又は特定の監査業務に係る品質管理システムの整備及び運用の状況を確認し、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告するとともに適切な措置を決定し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為。
登録の審査のためのレビュー	会則に基づき、上場会社等監査人名簿への登録を受けようとする監査事務所(以下「登録申請者」という。)及び上場会社等監査人名簿への登録を受けた後に、通常レビューの対象となる監査業務を受嘱していない監査事務所に対して、当該監査事務所の品質管理システムの整備の状況を確認し、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告するとともに適切な措置を決定し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為。
改善状況の確認	品質管理レビューを実施した結果、改善勧告事項があった全ての監査事務所に対して、原則として翌年度に書面(改善状況報告書)による改善状況の報告を求めるが、改善が認められないと判断した場合等に改善措置の状況を確認するための行為。
適格性の確認	公認会計士法第34条の34の14に基づき、上場会社等の監査を行う監査事務所が、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足りる体制を備えているかどうかについて確認すること。
上場会社等	公認会計士法施行令(昭和27年政令第343号)第29条の2の「上場会社等」 ^(注1) をいう。
通常レビュー対象監査事務所	品質管理委員会運営細則第3条に定める公認会計士法上の大会社等と監査契約を締結している監査事務所。 ^(注2)
登録上場会社等監査人	公認会計士法第34条の34の8第1項の「登録上場会社等監査人」をいい、上場会社等監査人名簿に登録を受けている監査事務所を指す。本冊子では経過期間終了後の「みなし登録上場会社等監査人」を含み、2024年度は「上場会社等監査人登録審査会において登録可否の審査が実施される事務所」、2025年度は、「上場会社等監査人登録審査会において「登録可否の審査が実施される事務所」又は「登録の拒否が決定された事務所のうち、上場会社の監査を実施している事務所」が該当する。
品質管理レビュー報告書	監査事務所に対し交付する、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況に関する品質管理レビューの実施結果を記載した書類。
改善勧告書	品質管理レビューにおいて改善が必要な事項が見受けられる監査事務所に対し交付する、監査事務所の品質管理システムに関する改善勧告事項と、監査業務の品質管理に関する改善勧告事項を区分して記載した書類。
改善勧告事項	監査事務所の品質管理システム、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する準拠違反が発生している懸念があると認められた事項。

改善計画書	品質管理レビュー報告書等の受領後、改善勧告書において指摘された重要な不備事項及び極めて重要な不備事項に対する監査事務所として既に実施した又は実施を計画する改善措置について、監査事務所が作成する書類。
個別事案審査制度	監査・規律審査制度及び綱紀審査制度により構成される。 監査・規律審査制度は、公認会計士業務等に係る個別の問題が発生した場合に、当該個別の問題に対する指導・監督機能の発揮、また、処分懸念事案に係る調査及び審査を実施することを目的とし、綱紀審査制度は、会長から審査要請を受けた処分懸念事案に係る懲戒処分について審査することを目的とする。
勧告書	・監査・規律審査会における審査の結果、綱紀審査要請には至らないものの、監査実施状況及び監査意見形成の過程等において不備が認められることから、会長名で発出される文書。 ・綱紀審査会において、審査の結果、懲戒処分に相当しないと判断された場合にも、同様に発出される。 ・上記いずれの場合においても、勧告書の中に勧告事項が記載される。
勧告事項	監査・規律審査会又は綱紀審査会の審査において、改善を要すると判断した事項。
特定事案	会費納付義務違反、CPD履修義務違反及び登録名簿の記載事項の変更登録義務違反の事案の総称。 従来、監査・規律審査会で進めていた綱紀審査会への処分提案機能を、懲戒処分の適時性及び早期の懲戒処分を行うことによる有効性を確保するため、2024年7月の会則改正により各所管部門に移管した。
大手監査法人	おおむね100社以上の上場会社を被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上の監査法人。 本冊子では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限責任監査法人及びPwC Japan有限責任監査法人の4法人を指す。
準大手監査法人	大手監査法人に準ずる規模の監査法人。 本冊子では仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人の4法人を指す。
中小監査事務所	大手監査法人及び準大手監査法人を除く、監査法人及び監査業務に従事する公認会計士。

(注)1.金融庁企画市場局企業開示課課長補佐 鳥屋尾大介・金融庁企画市場局企業開示課係長 尾崎祐二,令和4年公認会計士法改正に伴う政令・内閣府令の改正,会計監査ジャーナル,2023年,№813 2023年4月号,p.8-16 内において解説。

URL : https://jicpa.or.jp/specialized_field/0-54-0-0-20230426_2304_kaikeishihou.pdf

2.品質管理レビュー制度等の解説,2023年7月20日,p.12-13

URL : <https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/quality/5-30-0-2e-20230731.pdf>



* 法定監査従事者の必須研修科目「監査の品質及び不正リスク対応」研修教材



CPD

教材コード Q030013

研修コード 3101

履修単位 3単位

<申告方法>

電子申告又はFAX申告(随時申告書第一号用紙CPD指定記事専用)で申告してください。なお、複数の媒体に掲載していますが単位申告は1度のみ、申告方法はいずれの場合も200字程度の研修概要等の記載が必要です。

電子申告で単位登録を行う際は、「電子申告」「自己学習：CPD指定記事」で掲載媒体は、「自主規制レポート」を、掲載号は「自主規制レポート 2026年6月発行」を選択し、申告してください。

FAX : 03-6867-0984

<単位の上限>

1事業年度に履修し申告できるCPD指定記事の単位の上限は40単位です(ただし、CPD指定記事を含む自己学習全体で40単位が上限です。)

<問合せ先>

〒102-8264 東京都千代田区九段南4-4-1

日本公認会計士協会

(単位に関する問合せ)

問合せ窓口 (CPD制度全般)

cpd_support@sec.jicpa.or.jp

(内容に関する問合せ)

自主規制本部 リスクモニタリンググループ

riskmgmt@sec.jicpa.or.jp

